

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年6月30日
【計算期間】	第16期（自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日）
【ファンド名】	日興グローバル・C B・ファンド (Nikko Global CB Fund)
【発行者名】	UBSオコーナー・エルエルシー (UBS O' Connor LLC)
【代表者の役職氏名】	ディレクター コナー・ビー・バーク (Connor B. Burke, Director) マネージング・ディレクター アンドリュー・ディ・ホレンベック (Andrew D. Hollenbeck, Managing Director)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国イリノイ州60606、シカゴ、ノース・ワッカー・ ドライブ1番 (One North Wacker Drive, Chicago, IL 60606, U.S.A)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、ユーロおよびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円換算は、便宜上、2020年4月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円、1ユーロ＝116.00円および1豪ドル＝69.84円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、ファンド証券は、米ドル建、ユーロ建、豪ドル建および円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル、ユーロ、豪ドルまたは円をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは毎年1月1日に始まり12月31日に終わる1年を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

日興グローバル・CB・ファンド（Nikko Global CB Fund）（以下「ファンド」という。）は5種類のクラスの受益証券を発行する。米ドル建クラス受益証券は米ドルで、ユーロ建クラス受益証券はユーロで、豪ドル建クラス受益証券は豪ドルで、また円建クラス受益証券および円建（ヘッジ付）クラス受益証券は円で表示される。ファンドは将来異なった通貨で表示される受益証券のクラスを発行することができる。なお、円建（ヘッジ付）クラス受益証券は日本での募集は行われていない。

ファンドの投資目的は、主に転換証券および合成転換証券（以下、総称して「転換証券」という。）のグローバル・ポートフォリオに投資することにより投資元本の成長を目指すことにある。転換証券には、利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式（通常は同一発行体の普通株式）に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されている債券、優先株式またはその他のハイブリッド証券が含まれる。

ファンドにおける信託金の限度額については定めがない。

② ファンドの目的及び基本的性格

ファンドは、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とUBSオコーナー・エルエルシー（以下「管理会社」という。）との間で締結された2004年7月6日付信託証書（2004年7月14日付および2012年11月21日付変更・再録信託証書補遺により変更、再録済および2015年6月19日付第三信託証書補遺により変更済。）（随時補足、変更および再録されることがある。）（以下あわせて「信託証書」という。）により設定された、ケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型の免税ユニット・トラストである。日本における受益者は、日本における販売会社を通して副管理事務代行会社に書面にて通知することにより受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、買戻日である営業日のニューヨークにおける営業終了時現在の受益証券1口当たり純資産価格である。ファンドは、管理会社が投資運用会社を務め、ファンドのために転換証券取引を行うために設立されたケイマン諸島の免税会社であるナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド（以下「マスター・ファンド」という。）に資産の概ねすべてを投資することにより、その投資目的の達成を追求する。したがって、ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。

（2）【ファンドの沿革】

2004年7月6日 信託証書締結

2004年7月14日 変更・再録信託証書補遺締結

2004年8月13日 ファンドの運用開始（設定日）

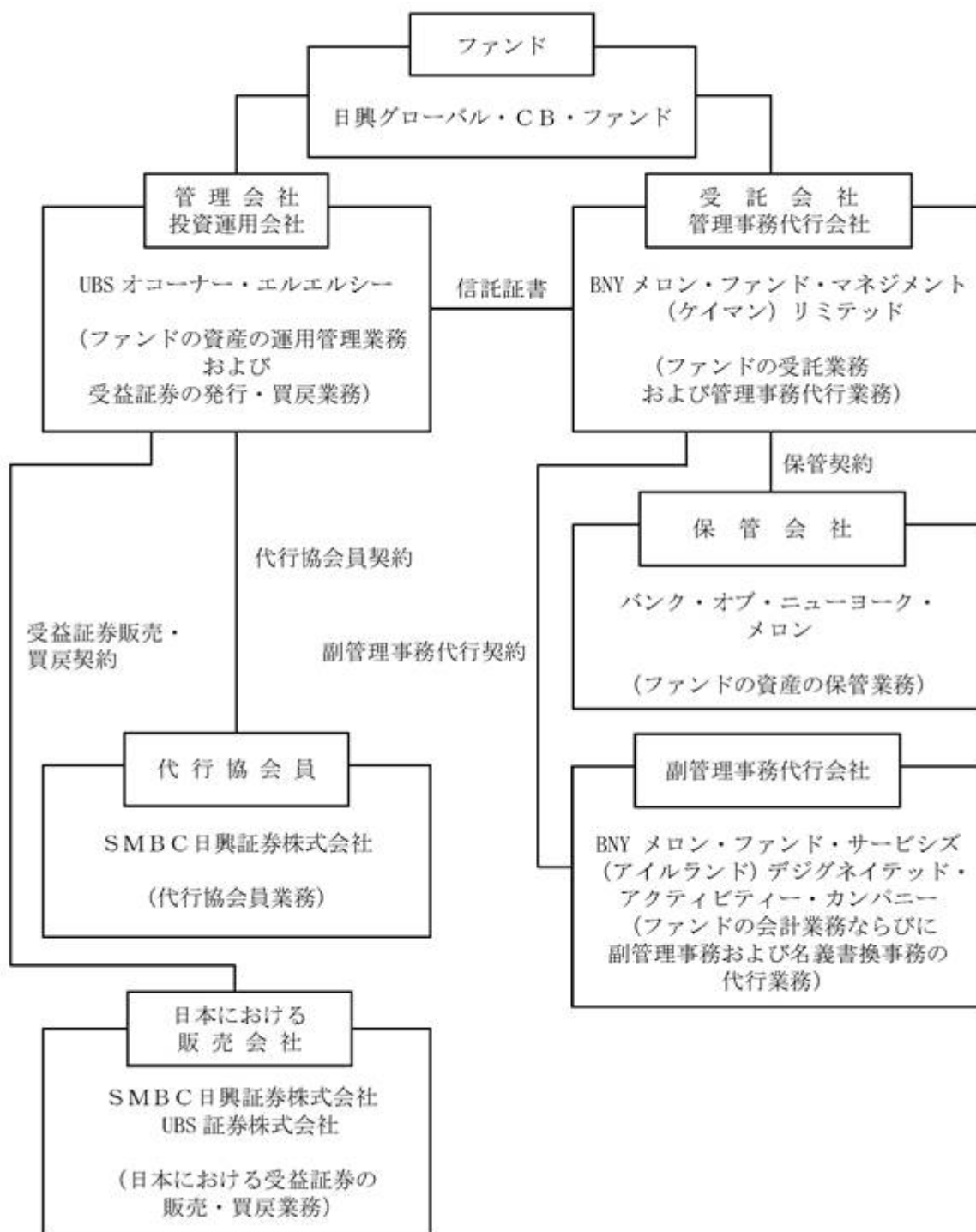
2012年11月21日 第二変更・再録信託証書補遺締結

2015年6月19日 第三信託証書補遺締結（2015年6月30日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



(注) ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。(別紙＜ファンドの仕組み＞参照)

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
UBSオコーナー・エルエルシー (UBS 0' Connor LLC)	管理会社 投資運用会社	2004年7月6日付で受託会社との間で信託証書を、同月14日付で変更・再録信託証書補遺を、また2012年11月21日付で第二変更・再録信託証書補遺を、2015年6月19日付で第三信託証書補遺を締結。管理会社は、ファンドの資産の運用管理業務および受益証券の発行・買戻業務を行う。
BNYメロン・ファンド・マネジメント (ケイマン) リミテッド (BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited)	受託会社 管理事務代行会社	2004年7月6日付で管理会社との間で信託証書を、また同月14日付で変更・再録信託証書補遺を、また2012年11月21日付で第二変更・再録信託証書補遺を、2015年6月19日付で第三信託証書補遺を締結。受託会社は、ファンドの受託業務および管理事務代行業務を行う。
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	保管会社	2004年7月7日付で受託会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。
BNY メロン・ファンド・サービシズ (アイルランド) デジグネイテッド・ アクティビティー・カンパニー (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company)	副管理事務代行会社	2001年12月21日付で受託会社との間で副管理事務代行契約（注2）を締結。ファンドの会計業務ならびに副管理事務および名義書換事務の代行業務を行う。
SMBC日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2004年7月8日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注3）を締結。日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務を行う。 2004年7月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結（改訂済）。日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。

UBS証券株式会社	日本における販売会社	2004年7月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。
-----------	------------	---

- （注1）保管契約とは、受託会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- （注2）副管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された副管理事務代行会社が、受託会社から委任された一定の責務（ファンドの会計業務ならびに副管理事務および名義書換事務の代行業務を含む。）を行うことを約する契約である。
- （注3）代行協会員契約とは、日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（i）設立準拠法

管理会社は、米国デラウェア州の有限責任会社法（以下「デラウェア有限責任会社法」という。）に基づき、個人、法人、事業体およびミューチュアル・ファンドに運用および管理業務を提供する目的で設立された。

（ii）事業の目的

管理会社の目的は、直接または一もしくは複数の子会社もしくは関係会社を介して投資運用事業を遂行することを含むがそれらに限定されることなく、直接または子会社もしくは関係会社もしくはその双方を介して、デラウェア有限責任会社法に基づき設立された有限責任会社が合法的に遂行することができる方法による一切の事業および活動を行うことである。

（iii）資本金の額

2020年4月末日現在の資本金は、1株当たり1米ドルの株式1,000株に表章される1,000米ドル（約106,870円）である。

（iv）会社の沿革

2000年1月27日設立。

（v）大株主の状況

（2020年4月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
UBSアセット・マネジメント（アメリカズ）インク（UBS Asset Management (Americas) Inc.）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10019、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ザ・アメリカス1285 (1285 Avenue of the Americas, New York, New York, 10019, U.S.A.)	1,000株	100.00%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）（以下、「本規則」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（i）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託銀行は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益権者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

信託法において特定の要件がないものの、免除信託においては、信託証書の変更を信託登記官に提出することが受託会社の推奨される慣行である。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ii）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（iii）リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）

本規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

本規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばならない。

本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

本規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより承認された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域（以下「承認された法域」という。）、またはCIMAにより承認されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域もしくはCIMAにより承認されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（i）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

（a）弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。

（b）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（c）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

（e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（改正済）、マネーロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネーロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドである。ファンドの会計書類は、米国の会計基準に基づいて作成される。

ファンドは翌年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ii）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ii）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

② 日本における開示

（i）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報

告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、受託会社および管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、管理会社はあらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ii) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

また、CIMAは、受託会社に対し、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づきその業務を行うために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明をCIMAに提供するよう要求することができる。しかしながら、CIMAは、ファンドの財務の健全性または本書の記載または本書において述べられている意見の正確性に関する責任を負わないものとする。

受託会社は、CIMAに対し、ファンドに関するすべての記録を合理的な時点でいつでも、提供しなければならないものとし、また、CIMAは、入手した記録を謄写するか、または抄本を作成することができるものとする。CIMAによるかかる要求に応じなかった場合、受託会社は、多額の罰金を課せられる可能性があり、また、CIMAは、ファンドの解散を裁判所に申し立てる可能性がある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドの投資目的は、主に転換証券のグローバル・ポートフォリオに投資することにより投資元本の成長を目指すことにある。ファンドは、管理会社が投資運用会社を務め、ファンドのために転換証券取引を行うために設立されたケイマン諸島の免税会社であるナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド（以下「マスター・ファンド」という。）に資産の概ねすべてを投資することにより、その投資目的の達成を追求する。マスター・ファンドは、ケイマン諸島の会社法（2020年改訂）に基づき2004年7月6日に設立され、ケイマン諸島免除会社として登記された。マスター・ファンドは、その投資証券と引換えにファンドの資産（すなわち、受益証券の発行手取金）の概ねすべてがマスター・ファンドに出資されることを条件に2004年8月13日に運用を開始した。マスター・ファンドの投資証券は様々なクラスに分けて発行されている。本書におけるファンドならびにファンドの取引活動および投資対象のポートフォリオへの言及は、文脈により異なる解釈が必要な場合を除いて、マスター・ファンドの取引活動および投資対象のポートフォリオへのファンドの持分も含むものとする。

（2）【投資対象】

ファンドは、その資産の概ねすべてをマスター・ファンドに投資することにより、主として転換証券のグローバル・ポートフォリオへの投資および取引活動を通して、投資目的の達成を追求する。転換証券には、利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式（通常は同一発行体の普通株式）に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されている債券、優先株式またはその他のハイブリッド証券が含まれる。

転換証券は、下図のように、債券その他の確定利付商品に類似する特性と、ワラントまたは株式のコール・オプションの特性を兼ね備えている。

下図は、転換証券の一例である転換社債（CB）についての概念図である。



CB価格は、債券と株式のそれぞれの値動きの特徴を兼ね備えている。

転換証券の債券部分の価値は、（i）金利感応度（債券部分の価値は、当該通貨の金利が下がると上昇する傾向があり、またその逆の傾向もある。）、（ii）債券発行体の信用状況の違い、（iii）債券の利率の違いおよび（iv）債券発行体の資本構造における債券の支払優先度の違いなど様々な要因による影響を受ける。

他方、転換証券のワラントまたはオプション部分の価値は、（i）対象となる株式の価格変動、（ii）ワラントに組み込まれている行使価格（債券を株式に転換することができる価格）、（iii）株式の配当率、（iv）対象となる株式の価格変動率および（v）強制転換時または転換権が失効する時までの残存期間（ワラントとオプションは、当該期間が短くなるに従いその価値が失われる傾向がある。）などのその他の要因により影響を受ける。

転換証券は、本質的に、二つの異なったタイプの金融商品を組み合わせた商品であるため、その価格は、構成要素となっている部分のいずれとも異なった動向となる。概念的には、転換証券への投資により、債券部分の基本的価値により価格下落への抵抗力を有しつつ、株式同様の価格上昇益を得ることができる。また、オプション取引手法も転換証券投資に関係する。オプション取引では、トレーダーは、オプション価格が割高か割安かを判断するために、実際の価格変動率および失効するまでの残存期間に基づきオプション価格モデルを用いることができる。オプション価格が価格モデルの基準から外れている場合、トレーダーは、割安なオプションを購入し、割高なオプションを売却することができる。

管理会社は、そのファンダメンタルズ・リサーチ、定量分析および信用分析の能力を向上させるため、ファンダメンタルズ・アナリスト、転換証券チームおよび確定利付商品チームの専門的知識をより結集させる予定である。定量分析においては、膨大な証券データベースと独自の評価モデルを活用して個々の証券の評価を行う。ファンダメンタルズ・リサーチ、定量分析および信用分析を一つにすることにより、管理会社は、各投資対象予定証券のリスクとリターンを分析し、損失の可能性と比較して、最も高く元本の値上がり益を得る可能性があると判断する投資対象をファンドのために選択する。転換証券の分野で証券分析を完了した後、管理会社は、最適な転換証券ポートフォリオの構築に取り組む。ファンドは、オプション、先物およびその他のデリバティブ商品に付随しているレバレッジおよび投資制限で認められている範囲で借入れを行うことを通じて、レバレッジ・ベースでの取引を行うことがある。

ロング・ポジション ファンドは、主に転換証券のロング・ポジション（買建て）から収益を上げること目標としている。このようなポジションにより、現在の収益と対象となる株式の価格上昇に基づく利益獲得可能性の両方を目指している。一定の状況においては、管理会社は、転換証券のロング・ポジションに付随するリスク要素を相殺する効果を有する債券、株式、オプション、先物またはその他のデリバティブのポジションを取ることを通じて、転換証券のロング・ポジションのヘッジを選択することがある。

転換証券アービトラージ ファンドは、転換証券を買い付け、対象となる株式についてショート・ポジションを取るという転換証券アービトラージ戦略を取ることがある。ショート・ポジションは、一般的に、ファンドが借り入れた証券を売却することによって行う「空売り」の形態をとって行われる。この戦略に関連し、ファンドは、原則として、自ら保有する（またはそのポートフォリオに含まれる転換証券を転換することにより取得することができる）証券に関してのみ空売りを行う。ファンドは、自ら保有する証券を転換する代わりに、空売りした証券と等量の証券を購入し、受渡すことにより空売りを決済することができる。ショート・ポジションは、転換証券に付随しているファンドの株式市場リスクをヘッジすることを目的としている。株式市場リスクをヘッジすることに加えて、ショート・ポジションを取ることにより、ファンドは「ショート・インタレスト」により生じる収益を得ることができる（すなわち、空売りの結果の品賃料による利益）。ファンドは、また株式市場リスクを株式オプション、ワラントまたは先物のポジションを取ることによりヘッジすることがある。ファンドのヘッジ・ポジションは株式市場リスクを消滅ではなく、減少するために用いている。転換証券アービトラージ取引は、いずれかの方向に株価が大きく動いたときの収益獲得の可能性を保ちつつ、変化の乏しい市場においても魅力的な収益を獲得することを目的としている。

合成転換証券 ファンドは、ロング戦略および転換証券アービトラージ戦略を合成転換証券を通じて追求することができる。管理会社は、転換証券のリスクとリターンの属性を構成するために確定利付商品と株式または株式派生商品を組み合わせて合成転換証券を合成することがある。例えば、ファンドは、非転換社債とともに社債発行体のワラントまたは株式のオプションを購入することがある。また、ファンドは、仕組み債や転換証券と同じ特性を多く有したその他の仕組みデリバティブに投資することがある。さらに、管理会社は、対応する合成転換証券の構成部分を売却することにより経済的に転換証券のポジションを解消することもできる。

その他の投資対象 管理会社は、ファンドのポートフォリオが主に転換証券および転換証券アービトラージのロング・ポジションと合致するように意図しているが、ファンドは、その他の金融商品（普通株式、優先株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むがこれらに限定されない。）に投資することが認められている。これらの商品には、米国または非米国発行体により公募または私募により発行されたもの、米ドル以外で表示されているもの、非投資適格のものがある。管理会社の判断によれば、転換証券商品による現在の収益機会が一時的に制限されている場合、またはこれら転換証券商品以外の商品が通常ではない収益機会を提供している場合に限り、管理会社が転換証券戦略に関係のないこれらの取引および投資活動を行うことが予定されている。現在、ファンドの転換証券に関係しない投資対象は、通常ファンドの総資産の10%を超えないことが想定されている（ただし、一定の状況においては、転換証券に関係しない投資対象が当該レベルを超えることがある。）。管理会社は、ファンドの全資産が完全に投資されることを意図しているが、ファンドの資産の一部が短期のマネー・マーケット商品または現金により保有されることがある。

管理会社は、転換証券市場の非効率性により、他の種類の商品に比べて転換証券が優れたリスク調整済みリターンを提供できるものと判断している。転換証券市場の非効率性は、異なった投資目的を有した多様な投資家が市場に参加していることを原因としている。例えば、多くの市場参加者は、常に市場に投資しているというわけではなく、転換証券市場のあるセグメントにおいては、過剰投資または過少投資が行われており、異なった投資税務プランや会計戦略により非経済的な決定を行っている投資家が存在している。さらに、一定の投資家による転換証券の供給が限定されていること、およびより大きな資産総額を有した会社の証券または投資適格証券に対する需要などの様々な要素により、市場における収益機会がもたらされている。最後に、市場参加への高い参入障壁も、現在の転換証券市場参加者へ収益機会を提供している。管理会社は、その経験および専門的知識により転換証券市場に固有の非効率性を活用できるものと判断している。

ファンドは、多くの発行体、産業分野に代表される転換証券の国際的な分散ポートフォリオに投資することを意図しているが、ファンドが投資対象を選定するにあたり使用を強制されている基準はない。

投資対象が投資制限に適合していない場合、ファンドの相当の資産が限定された国、投資対象、産業分野または信用格付に集中している可能性がある。

ポートフォリオの売買回転率は、ファンドの目的を達成するための行動の結果である。証券は投資期間を基準にではなく、個々の証券のワラントに関する市場状況を基準に売買されるため、ファンドのポートフォリオは相当の回転率になる。

ファンドは、その資産の大半をマスター・ファンドに投資することにより、その取引および投資活動を行うことを予定している。しかし、ファンドは、一定の状況において、直接投資を行うことができ、また、原則として、その資産の一定割合を、費用の支払および買戻請求に応じる流動性を確保するために、短期のマネー・マーケット商品または現金で保有する。

時には、ファンドの短期のマネー・マーケット商品または現金への投資が相当量となることがある。

上記の記載は、一般的なものであり、網羅的であることを意図していない。投資家は、これら戦略の複雑性、秘密性および主観性のため投資過程のすべてを記述することには自ずと制限があることを理解していなければならない。投資家は、ファンドに投資するかどうかの判断をするまえに、投資アドバイザーに相談することが勧められる。

1940年米国投資顧問法に基づき、管理会社は、ファンドと管理会社の関連会社との間の主要な取引を決済する前に同意を取得しなければならない。受託会社（管理会社の関連会社ではない。）は、ファンドと受益者のために、当該取引に同意を与えまたは拒否する1名以上の独立した第三者からなるコンフリクト・レビュー・ボードを任命する。

ファンドがその純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下の通りである。

（2020年4月末日現在）

投資先ファンドの名称	ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド
運用の基本方針	主として、転換証券のグローバル・ポートフォリオへの投資および取引活動を通して、投資目的を追求する。
投資対象	転換証券等
管理会社	UBSオコーナー・エルエルシー

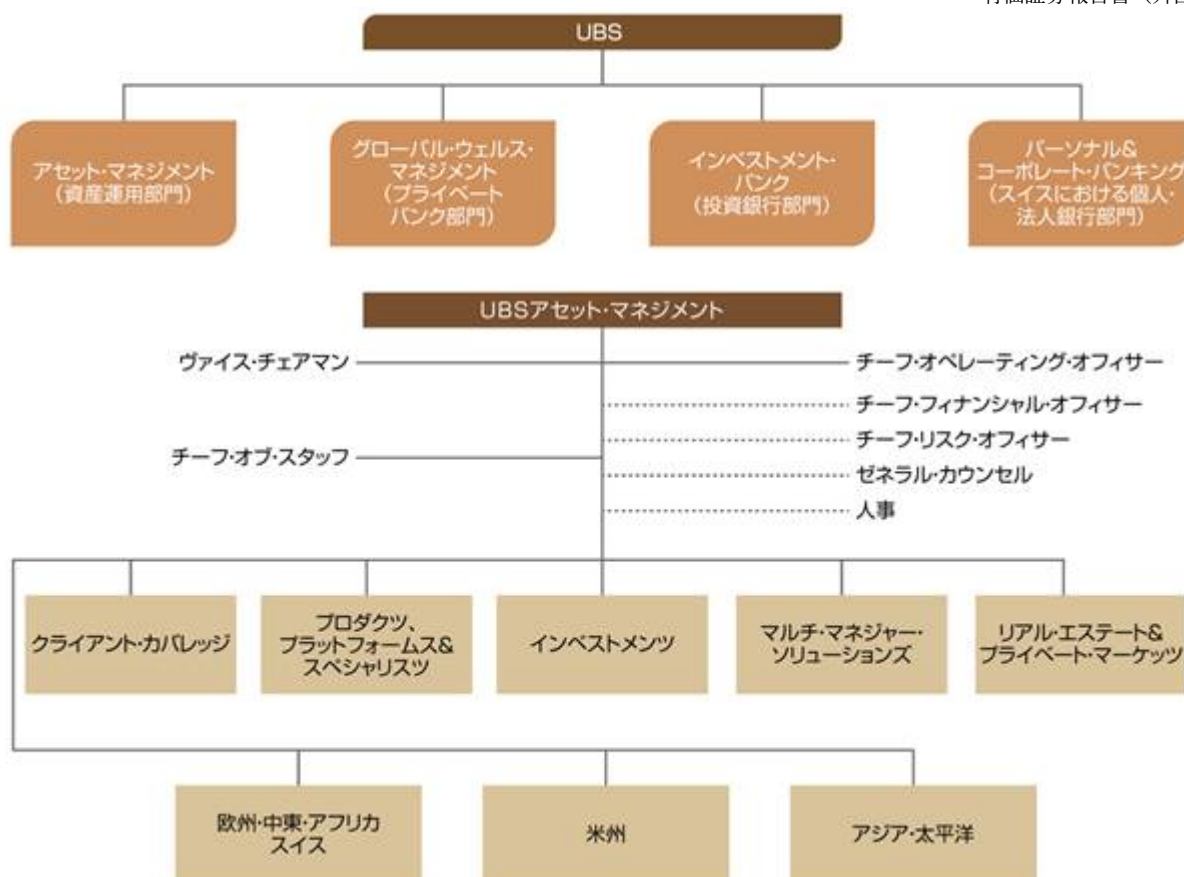
（３）【運用体制】

管理会社は、スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併で1998年に設立されたUBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループに属している。UBS銀行およびUBSアセット・マネジメントは、グローバルな投資のプラットフォーム、強力な地域に根差した法人顧客管理および広範囲にわたる投資商品運用を提供している。

オコーナーは、UBSアセット・マネジメントのシングル・マネージャー・オルタナティブ投資部門の著名なブランドの一つであり、ファンドは「オコーナー」として知られている法人のプラットフォームで運用されている。投資運用チームは、シカゴ、ロンドン、ニューヨーク、香港およびシンガポールを拠点としている。

各拠点における戦略は、以下の通りである。

シカゴ ：エクイティ、CBおよびマージャー・アービトラージ戦略
ロンドン ：エクイティ、マージャー・アービトラージ戦略
ニューヨーク ：エクイティ、CBおよびクレジット戦略
香港 ：エクイティおよびCB戦略
シンガポール ：エクイティ



管理会社には、4つの運用戦略があるが、ファンドは、そのうちの一つである社債裁定取引戦略傘下のCB・転換社債チームが主に運用する。



上記の運用体制は、2020年4月末日現在のものであり、今後予告なく変更になる場合がある。

UBSアセット・マネジメント・グループ

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループを構成する部門のうち資産運用部門として、機関投資家向け業務および投資信託業務を提供している。世界22か国に約3,500名のスタッフを擁し、約98兆円（うち機関投資家約68兆円、投資信託約30兆円）の運用資産を有する資産運用機関である（2019年12月末日現在）。

UBSオコーナー・エルエルシー

UBSオコーナー・エルエルシーは、UBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループに属している。

ファンドの運用は、UBSオコーナー・エルエルシーのCB・転換社債チームが行う。

UBSオコーナー・エルエルシーの運用資産総額は、約57億米ドル（約6,092億円）（2020年4月1日時点）である。

（４）【分配方針】

管理会社は、投資収益ならびに実現および未実現値上り益から半年毎に分配を宣言することができ、分配金の合理的な水準を維持するために必要と判断される場合には、分配のために利用可能なその他の資金から分配することができる。分配は行われなくてもある。管理会社は、ファンドの各会計年度の２月および８月の最終営業日現在の受益者に対し分配を行う予定である。分配金は該当する分配日の後に利息を付さずに支払われる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券１口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に関し、以下の投資制限および投資方針に服する。ただし、マスター・ファンドはこの限りではない。ファンドは、日本の規制上、その資産の50%以上を金融商品取引法第２条第１項で定義される「有価証券」に投資する。

また、ファンドは、日本証券業協会の規則に基づく制限にも服する。ただし、マスター・ファンドはこの限りでない。

１ 空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

２ 借入れの制限

ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行ってはならない。ただし、合併、統合等の非常事態または緊急事態のときに一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

３ 同一会社の株式の取得制限

管理会社が運用を行う投資ファンドの全体において、一発行会社の発行済総株数の50%を超えて、当該会社の株式を取得してはならない。

４ 非流動性証券への投資制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産（管理会社の裁量に基づく）に投資してはならない。そうでない場合には、私募株式、非上場株式およびその他の非流動性資産に投資するときは、価格の透明性を確保する方法が取られるようにしなければならない。

５ 利害関係者との取引制限

管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

6 信用リスクの分散

- (a) マスター・ファンドへの投資を通じて、ファンドは、間接的に、一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」という。）がファンドの純資産総額の10%を超えて保有することはできない（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
- (b) マスター・ファンドへの投資を通じて、ファンドは、間接的に、一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）がファンドの純資産総額の10%を超えて、デリバティブのポジションを保有することはできない（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
- (c) マスター・ファンドへの投資を通じて、ファンドは、間接的に、一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、（i）有価証券（上記（a）に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。）、（ii）金銭債権（上記（b）に掲げるデリバティブを除く。）および（iii）匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」という。）がファンドの純資産総額の10%を超えて保有することはできない（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。）
- (d) マスター・ファンドへの投資を通じて、ファンドは、間接的に、一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額でファンドの純資産総額の20%を超えてポジションを有することはできない。
- (e) 管理会社は、マスター・ファンドの管理会社でもあるため、管理会社はマスター・ファンドのエクスポージャーに関する情報を取得することができる。上記（a）ないし（d）の制限からの逸脱が生じた場合、管理会社は、管理会社が当該逸脱を認識した日から起算して1か月以内に、かかる逸脱を是正するようにする。逸脱の是正を1か月以内に行うことができない場合、受益者の利益を考慮しつつ、実務上できる限り速やかにかかる逸脱の是正を行うものとする。管理会社は以下の場合、上記（a）ないし（d）を逸脱することが認められる（以下「認められた逸脱」という）。（i）受益証券について大量の買付申込みまたは買戻請求が行われたと管理会社が単独で決定する場合、（ii）ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または管理会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると管理会社が単独の裁量において予測する場合、および／または（iii）（x）ファンドの終了を準備するため、または（y）ファンドの資産の規模の結果として、かかる逸脱が合理的に必要であると管理会社が単独の裁量で判断する場合。認められた逸脱およびその是正は、かかる是正から3か月以内に受益者に開示されるものとする。

ファンドの受益証券が日本において募集されている期間中いつでも、上記基準のいずれかが日本の投資信託協会または日本証券業協会の規則にしたがって必要なくなった場合、当該規則はもはや適用されない。

1956年米国銀行持株会社法（BHCA）の制限

管理会社、UBSおよびこれらの関連会社は、特定の米国および非米国銀行法（BHCAを含む。）および連邦準備制度理事会（以下「連邦準備理事会」という。）の規則に服する。BHCAは、UBS、その子会社およびUBSがBHCAの趣旨上支配するその他の会社（以下「UBSおよびその関連会社」という。）に適用される。BHCAおよび他の適用銀行法、ルール、規定、ガイドラインおよびこれらを執行する規制機関のスタッフによるこれらの解釈が、管理会社および／またはUBSおよびその関連会社を一方の当事者とし、ファンドおよび／またはマスター・ファンドを他方の当事者とする取引および関係を制限し、また、ファンドまたはマスター・ファンドの投資対象、業務および／または取引を制限する可能性がある。

連邦準備理事会は、UBSがBHCAの趣旨に照してファンドおよび／またはマスター・ファンドを支配すると判断した場合、いつでも、BHCAおよび連邦準備理事会の規則により、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務および投資対象を制限することができる。かかる場合、ファンドおよび／またはマスター・ファンド自身がBHCAの規定に服することになる。BHCAまたはその他の現行の米国銀行法または現行規制がファンドおよび／またはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことは予想されていない。しかしながら、米国の銀行規制基準の変更がマスター・ファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないという保証はなく、したがってファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

銀行持株会社（金融持株会社（以下に定義される。）ではない。）に適用されるBHCAセクション4（c）に基づき、UBSおよびその関連会社は、特定の発行体の（a）いずれかの種類の発行済み議決権付き株式または（b）総資本（劣後債務を含む。）の総額の一定比率を超えて（直接または間接を問わず、）保有または支配することを禁じられている（以下「資本制限」という。）。かかる趣旨上、転換証券は、転換される対象である株式に相当するものとして取り扱われる。多くの場合、資本制限は、いずれかの種類の議決権付き株式の5%または総資本の25%といった低い水準となる。また、UBSは、特定の発行体の「経営または方針に関する支配的影響」を及ぼすことを禁じられている。マスター・ファンドの投資対象となる発行体は、これらの特定の発行体に含まれる可能性がある。ファンドおよびマスター・ファンドもそれぞれの投資対象および業務によって、かかる特定の発行体に含まれる可能性がある。

UBSがBHCAの趣旨に照して、ファンドを支配しているとみなされた場合、いずれかの発行体に関する資本制限を判断する際、ファンドの持ち分は、UBSおよびその関連会社の持ち分と合算されるものとし、また、BHCAに基づく資本制限またはその他の要件により発行体に関する持ち分に課せられる制限は、UBSおよびその関連会社、ファンドおよびマスター・ファンドの持ち分の総額に適用される。さらに、UBSがマスター・ファンドを支配している（ファンドの支配による間接的な支配を含む。）とみなされた場合、その持ち分も同様に、UBSおよびその関連会社の持ち分と合算されるものとする。

したがって、UBSおよびその直接および間接子会社が全体で、ファンドおよび／またはマスター・ファンドに関する資本制限を超えた場合、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務は、ノン・バンキング業務制限に服さなくてはいけなくなる。また、UBSおよびその直接および間接子会社が全体で、ファンドおよび／またはマスター・ファンドを支配する場合、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務は、ノン・バンキング業務制限に服さなくてはいけなくなり、また、ファンドの投資金額は、ファンドの投資対象となっている会社の資本制限を適用する趣旨上およびファンドの投資対象となっている会社の支配を判断する上で、UBSの投資金額と合算されなくてはいけなくなる。

上記の制限は、ファンドおよびマスター・ファンドの業務、投資対象の種類および投資対象の金額を制限する可能性があり、ファンドおよびマスター・ファンドの業務およびパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。UBSおよびその直接および間接子会社は、ファンドまたはマスター・ファンドが特定の投資対象を保有または維持することができるよう、または特定の業務を行うことができるよう、投資対象を売却すること、または取引もしくは業務を行うことを差し控えることを強いられること

はないが、ファンドまたはマスター・ファンドは、UBSがBHCAセクション4（C）を遵守することができるよう、特定の投資対象を売却することを要求される可能性がある。

BHCAにより、銀行持株会社または非米国銀行は、一定の基準を満たした場合、金融持株会社（以下「金融持株会社」という。）になることを選択することを許可されている。UBSは、2000年4月に金融持株会社になることを選択した。金融持株会社は、幅広い金融業務（特定の銀行業務、証券業務、商業銀行業務および保険業務を含む。）（または場合によっては、金融業務に付随するもしくは金融業務を補完する業務を含む。）を行うことができ、また、かかる業務を行う会社を取得することができる。金融持株会社として、UBSおよびその直接および間接子会社が、総額で、ファンドおよび／もしくはマスター・ファンドに関する資本制限を超えた場合、またはファンドおよび／もしくはマスター・ファンドを支配しているとみなされた場合、UBSは、ファンドおよび／またはマスター・ファンドへの投資を商業銀行業務とみなすことを選択することができる。商業銀行としての権限により金融持株会社によって行われた投資は、資本制限を課せられることはなく、また、商業銀行としての権限により金融持株会社によって支配された会社は、BHCAセクション4（C）ノン・バンキング業務制限の適用を受けることはない。しかしながら、かかる投資は、金融持株会社による商業銀行業務について定めているBHCAの規定および連邦準備理事会の規則（以下「商業銀行業務規則」という。）の適用を受ける。商業銀行業務規則を遵守するために、ファンドおよびマスター・ファンドの構造の特定の特徴は、修正されなければならない可能性があり、また、ファンドおよびマスター・ファンドの設立文書は、かかる変更を実行するために（必要な場合）変更される可能性がある。商業銀行業務規則に基づき、金融持株会社は、特定の「投資対象会社」（商業銀行業務規則において定義されている。）への投資を10年間に限り維持することができるものとし、また、これより長い期間、投資を維持するためには連邦準備理事会の承認を得なければならない。

あるいは、UBSおよびその直接および間接子会社は、全体で、ファンドおよび／もしくはマスター・ファンドに関する資本制限を超えないよう、またはファンドおよび／もしくはマスター・ファンドを支配するとみなされないよう、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの投資対象を組成することができる。この目標を達成するために、UBSは、例えば、ファンドまたはマスター・ファンドへの投資を最低限（ゼロとなる可能性もある。）にする可能性があり、また、BHCAおよび連邦準備理事会によって認識されたすべての支配の兆候を除去する可能性がある。UBSは、ファンドおよび／またはマスター・ファンドの投資または業務に関し、商業銀行としての権限を行使する義務はない。商業銀行としての権限を行使するUBSの能力は、もっぱら、UBSが金融持株会社としての法的地位を維持するにかかっている。また、UBSまたはその子会社（管理会社を含む。）は、ファンドもしくはマスター・ファンドがUBSによって支配されているとみなされることがないよう、またはファンドもしくはマスター・ファンドがUBSによってこれ以上支配されることがないよう（UBSによって支配されているとみなされる場合）、措置をとる義務はない。ファンドおよびマスター・ファンドがBHCAまたは他の銀行法の適用の対象でなくなるという保証はない。ファンドおよび／もしくはマスター・ファンドに適用される銀行規制基準またはかかる基準の変更がファンドまたはマスター・ファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。また、BHCAは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）により、通常、金融機関（UBSおよびその関連会社を含む。）がヘッジ・ファンドまたはプライベート・エクイティ・ファンドの持ち分を取得もしくは保有すること、またはスポンサーになることを禁じている（特定の限定的な例外も適用される。）ボルカー・ルールを含むよう改正された。現時点では、ボルカー・ルールは、ファンドまたはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことは予想されていない。UBSは、ファンドの受益者になる予定であるが、UBSは、保有される投資証券の代理人またはノミニーとしてのみ行為する予定であり、例外規定により認められた範囲を超えて自己資金を投資することはないため、かかる保有が禁じられることは予想されない。これに対し、UBSおよびその関連会社（管理会社を含む。）の従業員は、ファンドに対し直接的に業務を提供することはないため、ファンドに投資することを禁じられる可能性が高い。信託証

書および適用法に従い、管理会社は、将来、自身の単独の裁量により、また、受益者に対する通知または受益者の同意なしで、BHCA（ボルカー・ルールを含む。）またはこれに基づき制定された規則を遵守するため、および／または、かかる法律もしくは規則の管理会社、その関連会社（UBSを含む。）、ファンドまたはマスター・ファンドに対する影響または適用可能性を軽減、除去または修正するために、必要または適切であると判断する措置をとることができる。管理会社は、かかる措置をとる際、ファンドおよびその受益者に対する自身のフィデューシャリー・デューティ（受託者責任）に留意するが、それにもかかわらずファンドおよび／または受益者が重大な悪影響を受ける可能性もある。規則に対する対応を決定する際、管理会社およびその関連会社は、自身のフィデューシャリー・デューティ（受託者責任）に留意し、自身の事業利益を考えるものとするが、これが受益者の利益と相反する可能性もある。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

ファンドは、以下で検討する事項を含む特別な考慮およびリスクにかかわる事業を行う。ファンドの投資目的が達成される、または投資元本が返還されるという保証はなく、投資結果は、日毎、週毎、月毎、四半期毎、年毎に大きく変動する可能性がある。ファンドへの投資は、完全な投資計画を表すものではない。ファンドへの投資は、高いリスクを伴うものであり、投資金額のすべてを失うリスクもある。

ファンドは、様々な戦略および投資手法を用いた金融商品に投資することができ、また、かかる金融商品の活発な取引を行うことができる。管理会社は、怠り無くファンドの運用を行うものの、投資プログラムが成功する、採用された様々な投資戦略および投資手法の相互の相関が低くなる、またはファンドのリターンが受益者の非オルタナティブ投資対象への投資と低い相関を示すという保証はなく、またはこうした表明を行うこともできない。

投資金額のすべてまたは一部を失うリスク 受益者は、ファンドへの投資に関し相当な損失を被るまたは投資金額のすべてを失う可能性がある。受益証券は、このリスクを受忍できる準備およびその能力があり、知識を有している投資家にもみ適している。

運用実績 ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを保証するものではない。

金利リスク 転換証券は一定の状況下において債券と同様の成果をもたらすため、ファンドの時価が金利上昇により短期さらには長期にわたり下落するという金利リスクにさらされる。事前に決まっている転換証券の転換価格が発行体の普通株式の時価に比べてかなり高くなっているときに、転換証券の時価は、金利変動に特に敏感に反応する。

株式市場リスク 転換証券の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがある。事前に決まっている転換証券の転換価格が発行体の普通株式の時価に近いときまたは下回っているときに、転換証券の時価は、対象となる普通株式の価格変動に特に敏感に反応する。

転換証券に関するリスク ファンドは、転換証券の発行体が転換証券の利金または配当を適時に支払わないリスク、さらには元本が支払われないリスクにさらされる。転換証券を発行した会社は、通常、中小規模であり、しばしば信用格付において最上の格付を得ているものではない。また、転換証券は通常「劣後証券」であり、会社は、通常、転換証券に支払を行う前に優先債務に対する利金および元本の支払をしなくてはならないと考えられるため、転換証券の信用力は、一般的に伝統的な証券に比べて低くなる。

管理会社への依拠によるリスク ファンドの運用成績は、管理会社がファンドの資産の投資に成功することができる能力に依拠している。管理会社が投資に成功するとの保証はない。

エクイティ証券に関するリスク マスター・ファンドは、株式および株式派生商品に投資することができる。これらの金融商品の価額は、通常、発行体の業績および株式市場の動向により変動する。その結果、マスター・ファンドは、その業績が管理会社の期待から乖離した発行体の株式に投資した場合、または株式市場が一方の方向に動き、マスター・ファンドがかかる一般的変動に対するヘッジを行って

いなかった場合、損失を被る可能性がある。また、マスター・ファンドは、発行体が契約上の義務（例えば、転換証券または私募債の場合、転換証券の転換の際に市場性を有する普通株を引き渡す義務および公開転売のために制限付き証券の登録を行う義務）を履行しないリスクにさらされる可能性もある。

債券に関するリスク あらゆる種類の発行体の債券は、格付けされているか否かにかかわらず、投機的性質を有する可能性がある。かかる証券の発行体（ソブリン発行体を含む。）は、債務の条項に従って、利息および元本を遅滞なく支払う発行体の能力を低下させる可能性のある重大な継続的不確実性および情勢の悪化に直面する可能性がある。

（ハイ・イールド債） 「高利回り」の社債またはその他の固定利付き証券（投資不適格債券を含む。）は、通常、取引所で取引されていないため、かかる証券は、取引所市場に比べて透明性が低く、また、呼び値スプレッドが大きい店頭市場で取引されている。ハイ・イールド債は、発行体が利息および元本を遅滞なく支払うことができなくなる状況を招く可能性のある継続的不透明感および事業、金融または経済情勢の悪化にさらされる場合がある。ハイ・イールド債は、一般に、ボラティリティが高く、発行体の資産のほぼすべてによって保証される発行体の他の特定の発行済み証券および債券に劣後する場合も、劣後しない場合もある。また、ハイ・イールド債は、金融条項または追加債務の制限によって保護されていない可能性もある。かかる格付けの低い、また格付けされていない特定の債券の市場価額は、一般的金利水準の変動に最初に反応する、より格付けの高い債券に比べて個別の会社の動向の影響を受けやすい傾向があり、また、より格付けの高い債券に比べて経済情勢の影響を受けやすい傾向がある。かかる証券を発行する会社は、負債比率が高い可能性があり、通常の資金調達方法を利用することができない可能性がある。また、マスター・ファンドは、上場株式を有さない発行体の債券に投資する可能性があり、かかる投資対象に関連するリスクをヘッジすることが難しい場合がある。

マスター・ファンドは、該当する発行体の債券の従来の通常の利回りよりもかなり高い利回りで取引されている発行体の債券に投資する可能性がある。かかる投資対象には、特約条項が付されている可能性が高いか、もしくは将来、デフォルトが発生する可能性が高いか、または現在、デフォルトが発生しており、一般に投機的であるとみなされている債券が含まれている可能性もある。デフォルトが発生した債券の返済は、著しく不確実なものとなる可能性がある。デフォルトが発生した債券の返済は、長期間にわたるワークアウト手続きまたは破産手続きが行われた後にのみ行われる可能性があり、その期間中、発行体は、利息またはその他の支払いを行うことができなくなる可能性がある。一般的に、かかるワークアウト手続きまたは破産手続きが行われた場合、元本は、現金で支払われるか、またはデフォルトが発生した債券と該当する発行体もしくはその関連会社の他の債券もしくは株式（流動性が低下するか、投機的となる。）との交換により一部のみ返済されることになる。

（社債） 会社によって発行される社債、債券およびディベンチャーは、固定または変動の利息を支払うものである可能性があり、また、ゼロ・クーポン債を含む場合もある。社債は、信用格付けが引き下げられる可能性がある。他の証券は、最低の信用格付けであるかまたは格付けされていない可能性もある。また、マスター・ファンドは、社債および関連金融商品への投資に関連する利息（例えば、債券投資に関連して、マスター・ファンドに支払われる元本は、かかる債券投資に関して支払われるべき利息の金額を増額される可能性がある。）を現物で支払われる可能性がある。かかる投資対象は、定期的に現金で利息を支払う債券に比べて、市場価額がより大きく変動する可能性があり、デフォルトが発生した場合、マスター・ファンドは、多大な損失を被る可能性がある。

流動性の欠如によるリスク 受益証券の市場はなく、流通市場が今後成立する見込みもない。受益証券は毎日買戻しできるが、一定の状況において買戻しが停止されることがある。受益者がファンドへの投資の一部を現金化するためには、受益証券の買戻し請求権を行使しなければならない。買戻し請求は事前の通知が必要であり、買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されるため、受益者は、買戻し請求を提出した時点においては正確な受益証券の買戻し価格を知ることができない。買戻し代金の支払は、流動性の欠如のため遅れることがある。

ファンドは、一定の非常事態の場合またはファンドが買戻請求を受諾することにより残存受益者に悪影響を及ぼすと判断した場合、買戻請求の受諾を遅らせる（買戻の有効な停止）広範な権限を有している。ファンドは、買戻請求の資金を調達するために借入れを行う義務を負っていない。

税務リスク

（税務監査） マスター・ファンドまたはファンドは、米国の連邦、州またはその他の税務当局による監査を受ける可能性がある。所得税の監査によりマスター・ファンドまたはファンドの税務負担が増加する（投資家がファンドの受益者ではなかった年に関する税務負担の増加を含む。これによりマスター・ファンドまたはファンドの純資産総額は減少する可能性があり、すべての受益者のリターンに影響を及ぼす可能性がある。）可能性がある。

（所得税の不確定要因に関する会計処理） 米国会計基準コード化体系トピックNo. 740「所得税」（その一部は、以前、「FIN 48」として周知されていた。）（以下「ASC 740」という。）は、不確実な税務ポジションの認識に関する指針を示している。ASC 740は、税務ポジションが会社の決算報告書に計上される前に満たすことを要求されている最低認識基準を定めている。また、ASC 740は、税務ポジションに関する認識、算定、分類、金利および課徴金に関する指針も示している。投資を予定している者は、とりわけ、ASC 740がマスター・ファンドまたはファンドの純資産総額の定期的計算に重大な悪影響（所得税またはその他の税金の引当金によりマスター・ファンドまたはファンドの純資産価額が減額される可能性を含む。）を及ぼす可能性があることを認識しておくべきである。これにより、特定の投資家は、ファンドの受益証券の購入および売却の時期により、利益を得るかまたは損失を被る可能性がある。

（ファンドへの米国源泉の支払金は、FATCAに基づき、源泉徴収の対象となる可能性があること） 外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づき、ファンドは、特定の収益および自身の特定の資産の売却、償還またはその他の処分による総手取金に対し30%の源泉徴収税を課される可能性がある。米国とケイマン諸島との間で締結された政府間協定（以下「USIGA」という。）に基づき、ファンドは、ファンドに対し、特定の投資家の氏名（および名称）、住所および納税者番号およびかかる投資家に関するその他の特定の情報をケイマン諸島税務情報局（以下「TIA」という。）（TIAは、かかる情報を米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に提供する。）に提供することを要求するケイマン諸島の規則を遵守する場合、FATCAに基づく源泉徴収税を課されることはない。ファンドが、かかる規則を遵守し続けることができるという保証はない。また、FATCAにより、ファンドが、ファンドに特定の情報を提供することを怠った特定の投資家またはFATCAを遵守しなかった特定の「外国金融機関」である特定の投資家に対する「パス・スルー」支払金から源泉徴収することを要求される可能性がある。したがって、ファンドが、FATCAに基づき、その収益および総手取金の一部に対し、30%の源泉徴収税を課せられる可能性はある。ファンドがかかる源泉徴収税を課せられた場合、すべての受益者のリターンは、重大な影響を受ける可能性がある。また、ファンドは、要求された情報をファンドに提供することを怠った受益者に対し支払う分配金または買戻金の金額を減額する可能性がある。マスター・ファンドは、FATCAに基づき同様の要件を課せられる。投資を予定している者は、ファンドへの投資に関するFATCAの影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談することを推奨する。

本記載内容以外にもファンドへの投資に関する税務リスクが存在しており、投資取引に対する課税に関するファンドの見解が、税務当局に受入れられるという保証はない。

一般的な経済状況 投資活動の成功は、市場における価格の水準および変動率ならびに流動性に影響を与える一般的な経済状況の影響を受ける。管理会社は、一定の市場状況がかなりの長期にわたった場合、その目的を達成することができない可能性がある。

市場参加リスク ファンドと共に投資する証券会社および銀行等の機関は、当該相手方の運営能力や資本状況を損なう財務上の問題に直面する可能性がある。

事務処理、システムおよびサイバー・セキュリティー・リスク ファンドおよびマスター・ファンドは、事務処理リスクをコントロールするための適切な手続きをとることについては、管理会社に依存す

る。管理会社は、有価証券の取引、清算および決済、リアルタイムの取引情報に基づく特定の有価証券の評価、マスター・ファンドのポートフォリオおよび純資本の監視、およびマスター・ファンドの業務を監視するために重要なリスク管理報告書およびその他の報告書の作成を行うために、コンピューター・システムに大きく依存する。また、管理会社またはその業務提供者が使用しているテクノロジー情報および通信システムのセキュリティの侵害またはサイバー・アタックにより、管理会社、ファンドおよびマスター・ファンドの事務処理がかなり中断される可能性がある。かかる中断および侵害がファンドおよびマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ファンドの資産および負債の評価 金融商品の評価が、マスター・ファンドの金融商品の最終的処分により実現される価額または実際の金融商品の即時処分により実現される価額を表象するという保証はない。

未監査データに基づく買戻請求受益者に対する買戻代金の支払い 本書に定められているとおり、受益者が受益証券の買戻しを請求した場合、受益証券が買い戻される買戻価格は、未監査の純資産価額に基づくものとし、また、調整はされない。したがって、買戻請求受益者は、ファンドの監査時において、受益者の受益証券が買い戻された価格が低すぎたことが判明するリスクを負い、また、ファンド（したがって、買戻請求を行っていない受益者）は、ファンドの監査時において、受益者の受益証券が買い戻された価格が高すぎたことが判明するリスクを負う。

為替ヘッジ 通常、ファンドの米ドル建て受益証券クラス以外のクラスに関連する為替ヘッジの実行に関し、ファンドの為替ヘッジ操作に関連する利益、損失、経費および費用は、かかる非米ドル建てクラス受益証券に対してのみ配分される。ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ一つの法的主体であるため、ファンドまたはマスター・ファンドのすべての資産は、それぞれ、ファンドまたはマスター・ファンドのすべての負債を返済するために利用することができる（かかる資産または負債が帰属する受益証券または投資証券のクラスを問わない。）。したがって、ファンドの為替ヘッジによる損失がかかる為替ヘッジ操作が行われた受益証券クラスの純資産価額を超えた場合、かかる損失を相殺するためにファンドの他の受益証券クラスの資産を使用することができ、これにより、かかる他の受益証券クラスに重大な影響を及ぼす可能性がある。

投資対象の非流動性のリスク 管理会社は、非流動性資産に投資することがある。流動性の欠如によりリスクが増加し、市場が変化しているときに管理会社がポジションを決済することができなくなる可能性がある。ファンドは、上場および非上場証券のいずれにも投資することができ、米国および非米国会社の証券にも投資することができる。多くの非米国証券は、様々な証券の発行体の本店が所在している国の証券取引所または規制ある市場が利用できる最善の市場である場合、当該取引所または市場において購入される。数量および深みを増しているものの、米国、英国および日本の主要市場以外の市場および取引所は、一般的に、流動性に乏しく、普通、数量もかなり少ない。米国、英国および日本の市場より小規模な市場において取引されている会社の証券は、米国、英国および日本のより大規模な市場または取引所において取引されている証券に比べて流動性に欠け、価格変動性が高い。同様に、異なる市場においては、日々の数量、流動性および価格変動性が相当違っている。米国以外の取引所における固定手数料は、米国取引所の交渉可能な手数料に比べて一般的に高額である。ファンドは、ポートフォリオの取引を行うにあたり、純収益が最も有利になるように努力する。

複数国投資 管理会社は様々な法域で発行された証券に投資する。複数国投資は、単一国内での投資に比べて大きなリスクが伴い、とりわけ、通貨統制、税、外国為替の変動および規制の欠如がある。

レバレッジの利用 ファンドはレバレッジを用いた取引を行うことがある。また、ファンドはポジションをレバレッジするために使用する借入れに対する利息を負担することがある。オプション、先物および先渡契約は借入れに関係なく、固有のレバレッジを伴っている。ファンドは、このようなポジションを取るための証拠金または担保として純資産価格の極めてわずかな部分だけを使用することを要求される場合がある。レバレッジした商品に発生する損失は、利用したレバレッジの程度に直接応じて増大する。

空売りによるリスク ファンドは、取引戦略を実行するために証券を空売りすることがある。空売りした借入証券は、事後、市場価格で調達する必要があるため、当該証券の時価の上昇は損失をもたらす。空売りのポジションを決済するための証券の購入により、さらに当該証券の時価が上昇し、損失が拡大することがある。さらに、ファンドが証券を借り入れている相手方から返還を請求された場合、ファンドは、満期前にポジションの決済を強いられることがある。

転換裁定取引 管理会社は、自身の独自のおよび第三者の評価方法およびヘッジ・モデル（転換社債、オプション、社債およびスワップ・プライシング・モデルを含む。）により世界中の転換取引市場において非効率部門を識別するために審査プロセスを採用する。マスター・ファンドは、管理会社がこれらのコンポーネントと比べて割安または割高であると判断する転換社債、転換優先株、ワラントまたはオプション（裏付株式を含むがこれらに限定されない。）を購入または売却する予定である。これらは、通常、モデルおよびエクスペリエンス・ドリブン・レシオに従って、裏付証券またはデリバティブ（金融派生商品）を売買することによりヘッジされる。マスター・ファンドは、発行体のクーポン金利または正味配当金、空売り取引の割り戻しの受取および金融商品の相対的市場価額の変動により、これらのポジションから利益を得よう努める。転換裁定取引ポジションは、期待される利益を実現するためかなりの期間、保有されなければならない可能性があり、また、流動性ギャップの影響を受ける可能性もある。

管理会社は、裏付証券の価格変動のマイナスの影響を最小限に抑えるよう試みるものとし、株式および金利に中立のスタンスをとることを目標としている。投資運用プロセスには、理論価格と市場価格の間の格差の縮小の機会を探し求め、認識することが含まれる。通常の投資プロセスには、（i）見込みのある有価証券および発行会社をリサーチすること、（ii）それらの裏付証券に比べて優れた予想リターンを提供する転換証券を選定すること、および（iii）投資対象に伴うリスクをヘッジする最善の方法を決定することが含まれる。

基本的裁定取引 割安および割高な証券への投資機会を見つけることは、難しい業務であり、かかる機会を見つけることに成功するという保証はない。割安および割高な証券に投資することにより、高いまたは相場を上回る元本の値上がり益を得ることができるものの、これらの投資対象は、高い金融リスクを伴うものであり、多額の損失を被る可能性がある。

キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ マスター・ファンドがキャピタル・ストラクチャー・アービトラージ戦略の実行において成功できるかは、管理会社が会社の資本構造における信用リスクのプライシングにおいて非効率性を見つけ、活用できるかにかかっている。投資機会をとらえ、活用できるかは、不確実である。管理会社が投資機会をとらえることができる、または価格差を正確にとらえることができるという保証はない。マスター・ファンドが投資しようとしている市場におけるプライシングの非効率性が低下した場合、マスター・ファンドの投資戦略の範囲は縮小することになる。マスター・ファンドのポジション内に見つけられたミス・プライシングが実現されなかった場合、かかる投資戦略は成功しない可能性があるか、または損失を被る可能性がある。

追加の税金および賦課金に対する不支払い 各受益者は、地方税またはファンドによる受益証券に関する支払に適用されるその他の同様の賦課金または手数料を含み、これらに限定されない、法域、政府または規制当局によるすべての税金について、適切な政府および規制当局に対し責任を負い、引き受ける。ファンドは、ファンドにより受益証券に関してなされた支払から源泉徴収または控除することが義務づけられている税金、賦課金または手数料について受益者に追加額を支払わない。ファンドは、適用ある源泉徴収税率の引上げにより増加した源泉徴収税の追加支払額の支払について責任を負わない。

透明性の欠如 管理会社は、取っているポジションまたは利用しているレバレッジに関する情報を、秘密かつ独占的なものであると判断しており、ファンドにより公表された報告書を通じて提供される情報を除いて、現存のまたは将来の投資家にこれらの情報を提供する義務を負わない。

受益証券のクラス間の債務分担 すべての発行済受益証券より少ない一部の受益証券に帰属する債務を含むファンドの債務は、当該債務の帰属しないクラスの資産を含むファンドの全資産から支払われ

る。ファンドの取引および投資活動は、マスター・ファンドの投資証券への投資を通じて行われる予定である。しかし、一定のクラスに帰属する一定の債務、例えば補償債務は、当該クラスの資産を超えることがある。

投資家の代表が存在しないこと ファンドの事業の条件および構造は投資家と協議されたものではない。

投資の潜在的損失 ファンドの投資アプローチが成功するとの保証または表明はない。特に、ファンドおよびマスター・ファンドの運用実績ならびに受託会社、管理会社または投資運用会社が運営するその他の投資信託の過去のパフォーマンスは、必ずしも将来の実績を表すものではない。あらゆる投資において当てはまるように、ファンドへの投資のすべてまたはその一部が失われるリスクが存在している。

保管リスク 証券会社、銀行、ブローカー・ディーラーおよびその他の金融機関がファンドのポートフォリオ資産を保管し、「保管者名義」でこれらの資産を保有する場合がある。これらの者が破産または詐欺を行った場合、ファンドの運営能力または資本構成が損なわれるおそれがある。

規制機関による監督の強化 金融サービス業界および特にヘッジ・ファンドおよびその運用者の業務は、規制機関の厳格な監督下にあり、その監督は、強化され続けている。業界の規制の強化を提案する特定の法律（ドッド・フランク法を含む。）は、定期的に米国議会および非米国法域の監督機関によって検討されている。かかる法律、規制またはその他の監督により、ファンドの潜在的収益力が重大な悪影響を受ける可能性があり、また、ファンドおよび管理会社が潜在的債務および法的、遵法およびその他の関連する費用を被る可能性があり、また、受益者の身元に関するさらなる透明性が要求される可能性がある。また、規制機関による監督の強化により、管理会社は、管理事務上の負担（調査への対応および新たな方針および手続きの実行を含むがこれらに限定されない。）を課せられる可能性もある。ポートフォリオの管理業務に充てられていた管理会社の時間、注意および資金がかかる負担に充てられることになる可能性もある。ファンドおよびマスター・ファンドが、自身のポジションおよび取引に関する規制上の質問を受ける可能性もある。

ヘッジ・ファンドの業務上および規制上のリスク 法律、税務および規制の変更は、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。上記のとおり、ヘッジ・ファンドに関する規制上の環境は変化しており、ヘッジ・ファンドに関する規制の変更（ドッド・フランク法による変更を含む。）が、マスター・ファンドによって保有されている投資対象の価値（マスター・ファンドが取得することができるはずであったレバレッジを取得する能力または特定の取引戦略を実行する能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、証券市場および先物市場は、包括的法令、規制および証拠金規定の適用の対象になる。証券取引委員会（SEC）、他の規制機関および自主規制機関、ならびに取引所は、市場における緊急事態発生の際には、臨時の措置をとることを許可されている。デリバティブ取引およびかかる取引に投資される資金に関する規制は、法律の改正の対象になっている分野であり、政府の措置および司法手続きにより修正されている。ファンドに関する将来の規制上の変更の影響は、重大かつ不利になる可能性がある。

銀行規制 管理会社、UBSおよびこれらの関連会社は、特定の米国および非米国銀行法（BHCAを含む。）および連邦準備理事会の規則に服する。BHCAおよび他の適用銀行法、ルール、規定、ガイドラインおよびこれらを執行する規制機関のスタッフによるこれらの解釈が、管理会社、UBSおよびこれらの関連会社を一方の当事者とし、ファンドまたはマスター・ファンドを他方の当事者とする取引および関係を制限し、ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象、業務および取引を制限する可能性がある。BHCAまたはその他の現行の米国銀行法または現行規制がファンドまたはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことは予想されていない。しかしながら、米国の銀行規制基準の変更がファンドまたはマスター・ファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

市場の混乱、政府による介入、ドッド・フランク法 世界の金融市場は、過去に、広範囲にわたる重大な混乱を経験したことがある。ファンドは、市場の混乱が発生した場合、および従来の価格決定関係が大きくゆがめられたその他の異常事態が発生した場合、多大な損失を被る可能性がある。価格決定の歪みによる損失リスクは、混乱した市場においては多くのポジションの流動性が低下し、それにより、ポジションを手じまうことが難しくなるかまたは不可能になる（市場がこれを妨げる動きをするため）という事実によってさらに高まる。ファンドが銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーから調達できる資金は、混乱した市場においては、通常、減少する。かかる減少によりファンドは、多大な損失を被る可能性がある。市場の混乱により、ファンドは、多大な損失を被る可能性があり、かかる場合、前例のないボラティリティおよびリスクで実行される前例のないローリスク戦略が実行される可能性がある。

2008年から2009年にかけて発生した金融危機に対応する措置として、2010年7月に、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法により、以前は、規制されていなかった市場、市場参加者および金融商品に関する規制の包括的枠組みが構築され、多くの他の市場、市場参加者および金融商品に関する規制が大幅に変更されることとなった。ドッド・フランク法およびドッド・フランク法により採択された規制により、ファンドの潜在的収益力が重大な悪影響を受ける可能性がある。

ボルカー・ルールの遵守 ボルカー・ルールは、連邦銀行規制当局によって制定された規制と共に、一部、特定の金融機関およびその関連会社がヘッジ・ファンドのスポンサーになることまたはヘッジ・ファンドに投資することを禁じ（特定の例外規定も適用される。）、また、関連会社と特定の取引を行うことを禁ずるドッド・フランク法によって追加されたBHCAの規定である。例えば、UBSおよびその関連会社および子会社は、ファンドおよびマスター・ファンドと締結することのできる特定の取引（デリバティブ取引、ファンドおよびマスター・ファンドに対するローンまたは信用供与（買戻し条件付き売買契約を含む。）、ファンドからの有価証券の購入、ファンドおよびマスター・ファンドのための保証状、引受書または信用状の発行、ならびにファンドおよびマスター・ファンドとの有価証券の借入れまたは貸し付けを含むがこれらに限定されない。）に関し、制限されている。また、UBSおよびその関連会社および子会社は、通常、ファンドおよびマスター・ファンドの発行済み持ち分権の総数または総額の3%を超えて持ち分を自己勘定で保有することを制限されている。

店頭デリバティブ市場に関する規制 ドッド・フランク法には、初めて、店頭デリバティブ市場を包括的に規制する規定が含まれた。かかる規制により、マスター・ファンドが提供することを要求される担保の金額およびかかる提供に関連する費用が増加する可能性がある。また、店頭デリバティブ・ディーラーも、証拠金を自身の業務に使用する（ドッド・フランク法が制定される前は、幅広く許可されていた。）代わりに顧客の取引を決済する機関であるクリアリング・ハウスに証拠金を差し入れることを要求されている。これにより、店頭デリバティブ・ディーラーの費用が増加する、また、増加し続けると考えられ、また、かかる費用の増加は、通常、前払い証拠金および値洗い後の証拠金、有利でない取引価格、新たな手数料の設定、または手数料（クリアリング・アカウント維持手数料を含む。）の値上げなどの形で他の市場参加者に転嫁される。決済済みの店頭デリバティブに関しては、マスター・ファンドは、直接、クリアリング・ハウスを使用することではなく、商品先物取引委員会（CFTC）または証券取引所（SEC）に登録されており、また、クリアリング・メンバーとして業務を行っている店頭デリバティブ・ディーラーを介して手続きを行う。マスター・ファンドは、クリアリング・メンバーの他の顧客がそのクリアリング・メンバーに対する自身の債務を履行することを怠る間接的リスクを負う可能性がある。かかるシナリオは、顧客がクリアリング・メンバーに対する自身の債務を履行することを怠ることによりクリアリング・メンバーがクリアリング・ハウスに対する自身の債務を履行できなくなることにより発生する可能性がある。

法律上の規制の欠如または変更に関するリスク ファンドは投資会社法に基づいて登録されていない。したがって、投資家は、そのような法令に基づく登録により与えられる保護措置を受けることはない。ファンドは、米国外の証券取引所および店頭市場において取引を行うことがある。当該取引所およ

び市場は、米国政府機関の規制に服しておらず、したがって、当該投資家は、当該規制により付与される保護を利用することができない。

米国および非米国証券取引所ならびにファンドのような投資ファンドの規制は近年大幅に変更されており、かかる変更はしばらくの間引き続くものと予想される。ファンドに関する規制の変更の影響は、予想できるものではないが、多大、かつ、不利になる場合がある。

受益証券は投機的であり、高いリスクを伴う。これらは投資の全額を失うことも受忍できる投資者にのみ適している。上記のリスク要因は、本募集またはファンドへの投資に関するリスクの完全な説明を意図しているものではない。投資家は、受益証券を購入するかどうかを決定する前に本書および信託証書の全体を読み、自らの投資、法律、税務、会計、その他の顧問と協議すべきである。さらに、本ファンドの投資プログラムが開発され、時間の経過とともに変更される場合、本ファンドへの投資は、追加的かつ異なるリスク要因に左右されることがある。

為替ヘッジによるリスク

受益証券の各クラスは異なった通貨で表示され、純資産価格が算定される。しかし、マスター・ファンドの投資証券は米ドルで表示され、ファンドが取引する資産の多くは米ドルで表示され、ファンドの現金は米ドルで表示される証券で保有される。したがって、米ドル以外の通貨を使用しているクラスの受益証券は、当該クラスの受益証券の通貨に対して米ドルの価値が下落するというリスクにさらされることになる。このようなクラスの受益証券は、為替ヘッジを行うことにより当該リスクを相殺するよう試みることができる。為替ヘッジは、一括基準により、クラスの通貨に対し米ドルの価値が下落したことによる資産の損失に概ね等しい額が定期的に当該クラスに支払われる権利が付与されるように意図された銀行間市場および／または外国為替スワップにおける外国為替契約のポジションからなる。しかし、反対に、為替ヘッジにより、受益証券のクラスは、米ドルが強くなった結果当該クラスが得る利益と概ね等しい額を為替ヘッジの相手方に支払わなければならない。したがって、為替ヘッジは、為替損失に対する防御として用いられるが、同時に、受益証券のクラスが為替変動による利益を得ることの妨げにもなる。為替ヘッジがその目的を達成するのに成功し、または重大な損失を発生させないという保証はない。為替ヘッジの規模は、受益証券のクラスが被る、当該クラスの通貨に対する米ドルの下落リスクの程度を反映し、定期的に調整されるが、為替ヘッジの規模が、そのようなリスクの程度に正確に合致しないことがあり、時には、当該リスクに比べて極めて大きくまたは小さくなる場合がある。為替ヘッジは、管理事務代行会社またはその関連会社が実施および運営する。管理事務代行会社は、ファンドに対し、管理会社またはその関連会社の一つをファンドの取引相手方とする為替ヘッジを実施することができる。

利益相反 UBSは、直接、また、その部門および子会社を介して金融サービスを提供するグローバル金融機関である。UBSの部門には、インベストメント・バンク（エクイティ、デリバティブ、債券の販売業務およびプライム・ブローカー業務）、アセット・マネジメント（投資顧問業務および管理事務代行業務）、ウェルス・マネジメント・アメリカズ（米国およびカナダおよび米国国外に在住している者の米国において名簿記入されている資産家のためのオーダーメイドの投資顧問業務）、ウェルス・マネジメント（資産家のためのオーダーメイドの投資顧問業務）、およびUBSスイス（スイスにおける個人投資家、会社および機関投資家向けの金融商品およびサービス）が含まれる。管理会社は、UBSの完全所有子会社であり、また、UBSのアセット・マネジメント部門の一部でもある。ファンドおよびマスター・ファンドは、管理会社の関連会社のサービスを利用するものとし、また、多くの場合、管理会社は、ファンドおよびマスター・ファンドが管理会社の関連会社のサービスを利用することを要求する。法律上認められる範囲内で、かかるサービスには、金融商品の購入／売却、デリバティブの仲介業務、プライム・ブローカー業務、信用供与および資金調達業務、管理事務代行業務および管理会社の関連会社との販売代理関係が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。かかる関係により、多くの利益相反が存在することになる。

報酬 信託証書は独立当事者間の交渉がなされていない。管理会社への管理報酬およびUBSの関連会社へのブローカレッジ報酬はファンドの全体的な成功または獲得収益とは無関係に支払われなければならない。

UBSと管理会社の関係は、管理会社にとってUBSまたはその関連会社との取引またはこれらの者を介した取引を行おうとするインセンティブになり、管理会社とUBSおよびその関連会社が、このような関係がなかったときの取引量に比べてより多くの取引をファンドに行わせるという点において利益相反を生み出している。しかし、管理会社はファンドに関するすべての投資判断をUBSおよびその関連会社に支払うべきブローカレッジ報酬を考慮せずに行う予定である。

助言時期 管理会社、その関連会社、主要な人物は、ファンドの業務に関し、その判断において合理的に必要と考えられる時間を費やす。しかし、それらの者は、管理会社および関連会社のその他のクライアント（他の資産プールを含む。）のために投資助言業務、証券調査およびブローカレッジ業務などを現在提供しなくてはならず、または将来提供することが予想されており、ならびにファンドおよび受益者が何らの利害を有さないその他のビジネス・ベンチャーに携わる。これらの独立した業務活動の結果、管理会社はファンドとその他のビジネス・ベンチャーまたはクライアントとの間で運用期間、業務および機能を割り当てるにあたり、利益相反が生じる。

その他のクライアント、収益機会の分配 管理会社はファンドのためになされる投資判断について責任を負う。ファンドのための投資目的、投資哲学および投資戦略と同一または異なったその他のクライアントの勘定を管理する管理会社の能力に対する制限はない。事実、管理会社は、現在、ファンドが採用しているのと同じまたは異なった戦略に基づいて主として転換証券からなるポートフォリオを運用しており、今後も運用することが予想されている。ファンドと管理会社のその他のクライアントが同一の証券について同一日に取引を行うという判断がなされた場合、当該証券は、ファンドと他の勘定との間で、管理会社がその裁量により決定した方法に従って割り当てられる。当該割当により、取得できるまたは売却できる証券ポジションの価格または量に関連して、ファンドまたはその他のクライアントに悪影響が及ぶような状況が生じることがある。

管理会社は、ファンドの資産を新規発行銘柄に投資する予定はない。したがって、ファンドは、新規発行銘柄に帰属する利益または損失を割り当てられる予定はない。管理会社が、運用している自身の他のポートフォリオを新規発行銘柄に投資することを決定した場合、利益相反が生じる可能性がある。

独自取引 管理会社およびその役員、関連会社および従業員は、自らのまたはそのクライアントの勘定で証券市場およびデリバティブ市場で取引をすることができ、当該取引を行うにあたり、ファンドが保有するポジションと反対のまたはそれに先行したポジションを取り、または市場におけるポジションに関しファンドと競合することがある。当該取引は、投資機会に関する競合をもたらす結果となり、これらの者がファンドに対して負う義務に関して利益相反が生じることになる。この取引の記録は受益者の閲覧のために供されることはない。UBS関連会社の独自活動もしくはポートフォリオ戦略または他の顧客の勘定のためにUBS関連会社が運営している勘定で使用されている活動もしくは戦略は、ファンドが採用している取引および戦略と相反する可能性があり、ファンドが投資する証券および投資対象の価格および入手可能性に影響を及ぼすおそれがある。ファンドが保有する証券の発行体が、UBS関連会社が投資家となっているまたはマーケット・メイクをしている一般取引または私的取引の対象となっている証券を有していることがある。UBS関連会社の取引は、原則として、ファンドによって直接または間接に保有されているポジションに関係なく実施され、そのように保有されているポジションの価値に影響を及ぼし、発行体への利害を有するUBS関連会社がファンドの利害に悪影響を及ぼす可能性がある。

UBS関連会社は、ファンド、マスター・ファンドまたはファンドに関連するデリバティブや仕組み商品に関してマスター・ファンドに投資する他の者に投資することができる。当該関連会社は、原則的に他の投資家と同一の条件に従ってではあるが、いつでも受益者に通知することなくその投資を償還することができる。当該デリバティブまたは仕組み商品のクライアントの清算による当該償還は、ファンドま

たはその他の受益者の最善の利益を考慮せずに行われる可能性があり、ファンドの運営または純資産価格を損なうような大規模の償還になるおそれがある。

ブローカーへの注文業務 ファンドは、プライム・ブローカーを用いる意向はない。しかしながら、ファンドが、将来、「最良執行方針」を含む管理会社の方針に従い、プライム・ブローカー（管理会社の関連会社であるプライム・ブローカーを含む。）を用いる可能性はある。ファンドのブローカーへの注文業務において、利益相反が生じる可能性がある。プライム・ブローカー（もしあれば）のフォームBD（SECによって義務付けられた（特定の）開示懲戒情報を含む。）を含む。）は、<http://brokercheck.finra.org>.で入手することができる。

ポートフォリオの評価 管理会社への報酬は、各日における各クラスの純資産価格に直接基づいており、これは、さらにこれらの日におけるファンドの資産および負債の評価に直接依拠している。ファンドの資産の一部については公表された時価が存在しない場合がある。副管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、信託証書およびマスター・ファンドの取締役会によって採択された方針に従って、ファンドおよびマスター・ファンドによって保有されている資産を評価する。市場での価格が容易に入手できない金融商品については、管理会社が、受託会社と協議の上、誠実に合理的であると判断する公正価格をもって評価する。評価は、ファンドの純資産価格、さらには管理会社がその業務に関して受取る報酬の額に直接影響を与えるため、管理会社は、このような評価を行うにあたり利益相反が生じることになる。

重要な非開示情報 管理会社およびその関連会社の助言、投資銀行および／またはその他の活動を原因として、管理会社およびその関連会社は、秘密情報もしくは重要な非公開情報に接することがあり、または一定の証券について取引を行うことが制限されることがある。管理会社は、秘密情報または重要な非公開情報を自由に開示し、またはこれらに基づいて自由に行為することはできず、またこれらの制限により、そうでなければ行うことができた取引をファンドの勘定のために行うことができない場合がある。ファンドは、そうでなければ清算または解消した投資ポジションについて凍結する。

取引ミス 管理会社は、マスター・ファンドのための取引において誤った取引を行ってしまう場合もある。取引ミスは、（i）意図された金額より多いまたは少ない注文（買いまたは売り）の発注、（ii）買い注文と売り注文を逆にしてしまう誤り、（iii）誤った証券の購入または売却、（iv）電子取引における入力ミス、および（v）従業員間のミスコミュニケーションに関連して生じる可能性がある。上記は、すべてを網羅しているわけではない。

管理会社は、取引ミスに関する方針（管理会社のフォームADVのパート2に記載されている。）に従って、すべての取引ミスを検討し、かかるミスを防止および修正する方法を採択することによりあらゆる取引ミスを最小限に抑えるよう努める。

管理会社は、取引が管理会社の補償の対象となるミスであったのか、または取引はミスでなく、損失を生じさせたが、管理会社の補償の対象ではないものであったかを判断する際、利益相反に直面する可能性がある。

本人取引およびクロス取引 管理会社または管理会社によって選任されたブローカーは、投資顧問法に基づきSECが定めたルール206（3）－2で定義される「代理人クロス取引」（以下「代理人クロス取引」という。）を行うことがあり、このとき管理会社または管理会社によって選任されたブローカーは、ファンドおよび取引の相手方であるその他の者の双方のブローカーとして行為する。管理会社または管理会社によって選任されたブローカーは、このような代理人クロス取引の両当事者から報酬を受取ることができ、忠実義務および責任を分割するという潜在的な相反に直面する。

管理会社およびその関連会社は、投資顧問法第206（3）条の意味における「本人取引」を行うことがある。このとき、管理会社またはこれら関連会社のブローカーは、ファンドに対する証券の売却またはファンドからの購入に関して、自己の勘定のために本人として、またはファンド以外の者の勘定でブローカーとして行為する。ファンドの管理会社またはその関連会社との本人取引および重要な取引は、受託会社により任命されたコンフリクト・アドバイザー・ボードに提出される。コンフリクト・アド

バイザリー・ボードは、管理会社と関係のない者から構成され、管理会社により採用された方針および手続に従いその承認が義務づけられる。管理会社およびその関連会社は、法律で義務づけられていない限り、コンフリクト・アドバイザー・ボードの承認を得る必要はない。

信用供与 ファンドが、管理会社またはその関連会社と買戻信用供与またはポートフォリオ管理信用供与を行った場合、利益相反が生じる可能性がある。このような状況において、管理会社は、受益者の最善の利益のために行うという義務と自己または関連会社のために報酬その他の収入を得るという自己の利益との間に相反が生じる。

贈答品および接待 管理会社の従業員は、ファンドおよびマスター・ファンドと業務を行っている業務提供者（注文執行ブローカー、管理事務代行会社、プライム・ブローカー、弁護士、監査人およびその他の者を含む。）から贈答品および接待を受ける可能性がある。管理会社は、従業員が年間にかかる業務提供者から受け取ることのできる贈答品のドル価値を受け入れ可能な業界水準に基づき制限するための方針および手続を行っている（しかしながら、年間で受ける接待（夕食およびスポーツ・イベントのチケットなど）のドル価値の上限は設けられていない。）。管理会社の従業員が年間で多額のドル価値の接待を受ける限り、贈答品および接待を提供する業務提供者との関係を維持または向上させようとするかかかる従業員のインセンティブは高まることになる。また、管理会社、その関連会社およびその従業員は、投資家と関連している者（年金コンサルタントおよび受託者など）に対し贈答品を送り、接待を行う。また、管理会社、その関連会社およびその従業員は、管理会社に有利になるまたは管理会社が支援する方針、法律、規則またはその他の事項（ファンド、マスター・ファンドもしくは投資家には必ずしも有利にはならない、またはファンド、マスター・ファンドもしくは投資家が必ずしも支援しているわけではない事項を含む。）を支持する官僚または立候補者に許可された政治的寄付を行うことができる。管理会社が贈答品を送ったり、接待を行ったり、または政治的寄付を行う場合、管理会社は、かかる事項が適用法令によって禁止されていないか、確認する必要がある。管理会社は、かかる贈答品、接待および政治的寄付の水準を監視するものとし、管理会社の監督者が検討するための定期的報告書を調製するものとする。

販売会社報酬 販売会社およびその代表者は、契約時報酬および継続報酬を受取る。したがって、受益証券の購入および買戻に関する助言を投資家に行う際に利益相反が生じるおそれがある。

受託会社、副管理事務代行会社および保管会社のその他の業務 受託会社、副管理事務代行会社および保管会社は、（これらのそれぞれの関連会社と共に、）随時、他のトラストまたは投資信託（ファンドと類似の投資目的を有するものも含まれる。）と類似の資格において業務を行う、または他のトラストまたは投資信託（ファンドの投資目的と類似の投資目的を有するものも含まれる。）に関与する可能性がある。したがって、受託会社、副管理事務代行会社および保管会社は、それぞれ、ファンドに関し引き受けた業務と他の投資家に関し引き受けたまたは引き受ける予定がある業務との間の管理のための時間、サービスおよびその他の業務の配分について、相反する要求を受ける可能性がある。したがって、その業務の遂行中に、受託会社、副管理事務代行会社および保管会社のいずれかとファンドまたは受益者との間に利益相反が生じる可能性がある。受託会社、副管理事務代行会社および保管会社は、それぞれ、常に、ファンドに関する受益者および／または受託会社に対する自身の義務について留意するものとする。

管理会社および／またはその関連会社の現在および将来の他の業務により、追加の利益相反が生じる可能性もある。

投資を予定している者は、本書に記載されている利益相反がファンドへの投資に及ぼす影響に関し、自身のアドバイザーに相談するべきである。 ファンドおよび管理会社は、自身が保有しているか、または非合理的な努力もしくは費用なしで取得することができる追加の情報（かかる利益相反の評価において投資予定者を支援することができる）を、投資予定者に対し提供するものとする。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社は、ポートフォリオとオペレーショナル・リスクを管理するための非常に明確なフレームワークを採用している。管理会社は、運用管理機能とリスク／コンプライアンス・コントロール機能の間で職務の分離を実施する。リスク統制およびコンプライアンス・チームは、管理会社の経営陣ではなく、UBS AGコーポレート・センターに直接報告する。

リスク・コントロールは、その監督能力において、リスク（すなわち、信用スプレッド、ボラティリティ、金利、株式市場等）を測定するために、ポートフォリオの固有のリスクに寄与する根本的なリスク・ファクターを理解することが求められる。そして、これらのリスク・ファクターを用いて、ポートフォリオのVaRとストレス・ロスを計測する。リスク・コントロールは、主に信頼区間99パーセント、保有期間10日のVaRによるヒストリカル・シミュレーションを用いて行う。特定のヒストリカル・イベントは、現在のポートフォリオのエクスポージャーを用いて各リスク・ファクターに衝撃を与えた場合のストレス・ロス測定の基礎となる。さらに、これらのストレス・テストは、外国為替や金利などの資産クラスにまたがっており、ヘッジファンド空間におけるファンドのマクロ経済的な位置付けを反映している。通常、ストレス・ロスに関してポートフォリオに正式な上限を設けることはないが、複数のシナリオは現在のポートフォリオに対して日次ベースで実行される。その他の運用ガイドラインには、レバレッジ、発行体リスク限度額、ネット市場エクスポージャー限度額、セクター別および国別エクスポージャー限度額などが含まれる。集中リスクはファンド・レベルとプラットフォーム・レベルの両方で監視されている。

リスク・コントロールは、ポートフォリオのリスク・エクスポージャーを適時に分配するために、ポートフォリオ・マネジメント、物流、および事業領域の責任者に日次のリスク報告を行う。ポートフォリオ・マネジメントは、本ガイドラインの範囲内で運用する最終的な責任を負い、リスク・コントロールは、日次ベースで、独自に測定および報告を行う。ガイドライン違反があれば、それをフォローアップし、経営陣に伝える。運用ガイドライン違反が発見され、該当するポートフォリオ・マネージャーから違反が指摘された場合、正式な承認回答が必要となる。また、リスク管理チームは、運用上のガイドライン違反と、そこに到達するまでに要した解決方法と時間の長さをすべて記録するログの保存も行う。

さらに、UBSアセット・マネジメントのリスク管理プログラムは、上級ポートフォリオ・マネージャーを含む管理会社の上級管理職の参加を得て、リスク管理者を委員長とするリスク委員会を月次で開催し、管理会社のプラットフォームに影響を与えるリスク・プロファイルやその他のリスク問題について議論を行う。

システムの観点から見ると、すべての取引は捕捉され、管理事務者の総勘定元帳システムに反映される。管理会社の社内総勘定元帳システムは、管理事務者の活動に影響を与える。会社のリスクマネジメント・システムは、第三者が販売したシステムである。販売者はパッケージ化された取引機能を提供し、取引の捕捉とモデリング、価格設定、ポジション保持、損益分析、リスク分析にわたる一貫した業務フローを提供している。リスク・コントロールは、第三者が販売したシステムからポジション・データをフィードバックし、VaR、ストレス・テスト、ギリシャ指標などのリスク指標を日次で計算する。

業務上のリスク

UBSオペレーショナル・リスク・フレームワーク（以下「ORF」という。）方針は、オペレーショナル・リスクの管理とコントロールに関する一般的な要件と、それらが管理会社全体でどのように実施しなければならないかを概説している。ORFは、重大なリスクが開示され、評判が保護され、機能的損失が低減されることを確実にする。

UBSアセット・マネジメントのフロント・バック間フレームワーク（以下「FTB」という。）は、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント内部でORFを実施し、オペレーショナル・リスクの支配とコントロールをサポートする。FTBの責任者は第1の防衛線に所属し、UBSアセット・マネジメントの最高執行責任者が専任のビジネス・リスク・マネジメント・チームを設置し、FTBの実施と管理を担当している。

管理会社の最高執行責任者を委員長とする「資産運用運営委員会」は、FTBを取り巻くコーポレートガバナンスを提供し、UBSアセット・マネジメント内の運用環境を監督している。ビジネス・リスク・マネジメント・チームは、定期的なビジネス・リスク評価を行い、オペレーショナル・リスクの測定とモニタリングを行い、問題点を把握し、改善措置の状況をUBS資産管理運営委員会に報告する。

FTBは、キー・プロセス・コントロールを中心に構築され、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント全体のビジネス機能に位置づけられており、内部統制評価プロセス（以下「ICAP」という。）の一環として半年ごとに評価される。管理会社のグローバル部門長および管理会社の最高執行責任者は、半期ごとに管理会社のICAPを検証する。

UBSコンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コントロールは第2の防衛線を提供し、ORFの実施の有効性を独立して監視する責任を負い、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント内のオペレーショナル・リスクを負う活動を監督する。

UBSグループ内部監査は、会社全体にわたってORFの実施の有効性を保証し、第3の防衛線を提供する。

ファンドは通貨リスクのヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行っている。ファンドに関し、投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

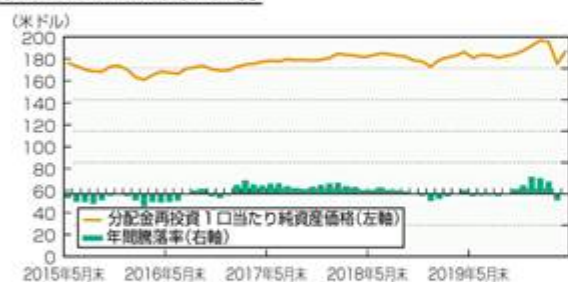
(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

＜ ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 ＞

2015年5月～2020年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

米ドル建クラス受益証券

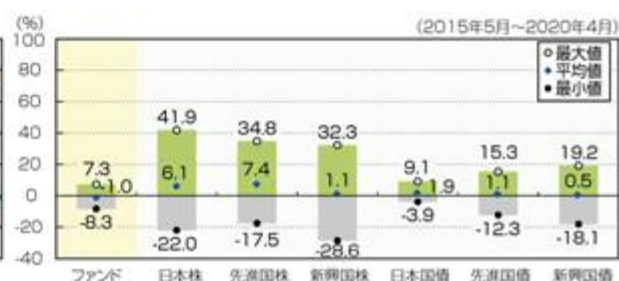
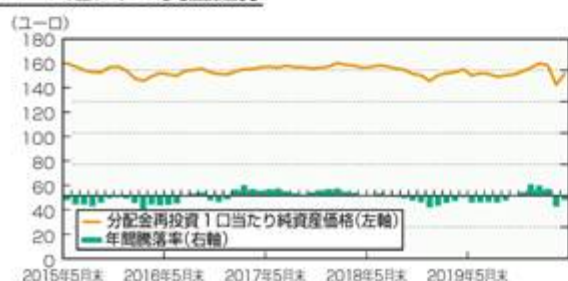


＜ ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 ＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



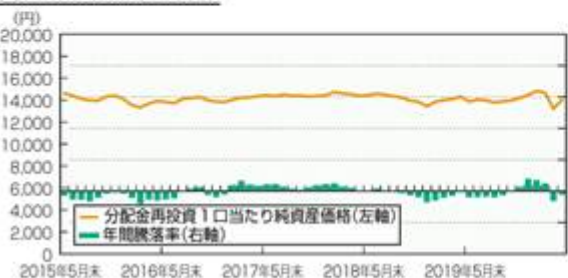
ユーロ建クラス受益証券



豪ドル建クラス受益証券



円建クラス受益証券



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを
を基に森・満田松本法律事務所が作成

（ご注意）

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX（配当込み）

先進国株……………FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株……………S&P新興国総合指数

日本国債……………BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**㈱東京証券取引所**」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**㈱東京証券取引所**が有しています。なお、ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**㈱東京証券取引所**は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

投資者は、受益証券の発行価格に対して下記の受益証券総数に対応する割合の申込手数料を（購入する受益証券の申込価格に加えて）支払わなくてはならない。

申込口数	申込手数料
1万口未満	買付代金の3.00%
1万口以上5万口未満	買付代金の1.50%
5万口以上10万口未満	買付代金の0.75%
10万口以上	買付代金の0.50%

申込手数料は販売会社あてまたはその指示により支払われる。

② 日本国内における申込手数料

受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1万口未満	買付代金の3.30%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	買付代金の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	買付代金の0.825%（税抜0.75%）
10万口以上	買付代金の0.55%（税抜0.50%）

（注）管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

支払金額は、上記の申込価格に申込口数を乗じて得た買付代金に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬

ファンドは、管理会社に対し、四半期中における受益証券の各クラスの日々の純資産総額の平均の0.225%に等しい管理報酬（年率0.90%）を四半期毎に後払いする。

管理報酬は、ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、投資運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における管理報酬は258,571米ドルであった。

② 受託報酬

受託会社は、四半期中におけるファンドの日々の純資産総額の平均のうち、当初3億米ドルまでの部分について年率0.12%、次の3億米ドルの部分について年率0.10%、6億米ドルを超える部分について年率0.08%に等しい受託報酬を各四半期毎に後払いで受け取ることができる。また、受託会社が

負担した合理的な立替および現金支払費用（電話、ケーブルおよび郵便代を含むがこれらに限定されない。）ならびにファンドの資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における受託報酬は、管理事務代行報酬と併せ、79,983米ドルであった。

③ 代行協会員報酬

代行協会員は、四半期中におけるファンドの日々の純資産総額の平均の年率0.10%に等しい報酬を各暦四半期毎に後払いで受け取ることができる。また、代行協会員が負担した合理的な立替および現金支払費用は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における代行協会員報酬は28,730米ドルであった。

④ 販売報酬

販売会社は、四半期中におけるファンドの日々の純資産総額の平均のうち、当初3億米ドルまでの部分について年率0.53%、次の3億米ドルの部分について年率0.55%、6億米ドルを超える部分について年率0.57%に等しい販売報酬を各暦四半期毎に後払いで受け取ることができる。

販売報酬は、ファンドの購入・買戻しの取扱、運用報告書の交付等購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における販売報酬は152,269米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

① 運用費用

ファンドは、運用に関する自らの費用を負担する。これには、ブローカー報酬、取引所費用、監督上の費用および使用料、証拠金その他の債務に対する利息、空売りした証券の借入費用、保管者報酬、銀行手数料、源泉徴収および譲渡費用、税金（個人財産税および地方税等）、清算・決済手数料、ファンドの投資対象の購入、売却または譲渡に関連するその他の費用、情報およびソフトウェア提供者への報酬、調査費用、投資対象に関する専門家の報酬（コンサルタントおよび専門家の費用を含む。）、会社免許費用、管理報酬、設立費用、ファンドの受益証券の募集および販売に関連する費用、管理事務代行報酬、ファンドに関するその他の同様の費用およびファンドに関する特別費用が含まれるが、これらに限定されない。管理会社、UBSまたはその関連会社が、法務、会計、監査、税務準備業務を含む業務をファンドのために行いまたはこれを支払った場合、ファンドは、管理会社、UBSまたはその関連会社に返金する。

運用費用は、ファンドにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなるが、ファンドの運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。

② マスター・ファンドにかかる費用

マスター・ファンドへの投資者として、ファンドは、マスター・ファンドの段階で発生する①同様の運用費用について、比例按分した割合を負担する。

投資者はマスター・ファンドの運用費用を間接的に負担することとなるが、マスター・ファンドの運用費用は、マスター・ファンドの運用状況により変動したり、料率等が開示されていなかったりするため、事前に料率、上限額等を示すことができない。

2019年12月末日に終了した会計年度におけるその他の手数料等（前記「（３）管理報酬等」に記載された報酬を除く。また、マスターファンドにかかる費用を含む。）は295,345米ドルであった。

上記の手数料等の合計額については、投資者によるファンドの受益証券の保有期間等に応じて異なるので、表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

（Ａ）日本

2020年５月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）米国およびケイマン諸島

下記は、本書現在において有効な法律の解釈に基づく米国およびケイマン諸島におけるファンドに対する課税の概要である。かかる法律の執行に関する責任を負う裁判所または財政当局がかかる法律の解釈に同意することまたはこれらの法律が変更されないことの保証はない。下記は、法律または税務上の助言として意図されているものではない。投資を予定している者は、各自、米国連邦所得税がファンドへの投資に及ぼす影響について、自身の税務アドバイザーに相談するべきである。

ファンドおよびマスター・ファンド マスター・ファンドは、米国連邦所得税の課税目的上、みなし事業体として分類されることを選択した。ファンドは、米国連邦所得税の課税目的上、外国会社として分類される。原則的に、ファンドおよびマスター・ファンドのいずれも、ファンドまたはマスター・ファンドが投資または取引活動から得た収益または実現値上り益については、ファンドおよびマスター・ファンドがこれら収益または値上り益と有機的な関連があると取り扱われる米国取引または米国事業に従事していないことまたは従事していないとみなされることを条件として、米国の課税を受けることはない。いずれかの年度において、マスター・ファンドが米国取引または米国事業に従事した場合、または従事したとみなされる場合、ファンドもそのように取り扱われる。次の（i）および（ii）の場合に該当している限り、マスター・ファンドおよびファンドのいずれもそのように従事していないものと解される。（i）ファンドまたはマスター・ファンドのいずれも、株式または証券のディーラーとみなされない場合、および顧客とのデリバティブのポジションについて定期的に締結、引受、清算、譲渡、終了を申出していない場合、ならびに（ii）ファンドおよびマスター・ファンドの事業活動（もしある場合）は、自己勘定での株式、証券、商品およびデリバティブ取引のみからなっている場合（また、商品については、当該商品が通常取引されている組織された取引所において通常取引されている商品を取引するときに限定される。）。ファンドおよびマスター・ファンドは、このような要件を満たすように自らの事業を執り行うことができるものと予想されている。ファンドまたはマスター・ファンドのいずれかが米国取引または米国事業に従事しているとされた場合、ファンド（受益者ではなく）は、米国連邦所得税申告書を提出しなければならず、これら取引または事業と実質的に関連があるファンドまたはマスター・ファンドの投資および取引活動を通じて得た収益および実現値上り益に対し、最高の米国法人税率で算出した所得税を支払わなくてはならない。また、ファンドは、30%の支店利益税も追加して負担することになる。

マスター・ファンドは「パス・スルー」の性質を有するため、「ファンド」という用語（ファンドおよびマスター・ファンド）の他の箇所に使用されている場合は、文脈上要求される場合、ファンドが取引および投資を行う際に介するマスター・ファンドを含むものとする。また、ファンドは、（i）ポートフォリオの利息に関する適用除外および源泉徴収税に関するその他の適用除外に該当しない米国源泉の利子所得、（ii）米国源泉の配当所得または配当相当支払金、および（iii）その他の米国源泉の固定もしくは確定の年間もしくは定期的利益または収益（1986年米国内国歳入法（改正済み）のセクション305（c）に基づく特定みなし分配を含む。）（それぞれ、かかる金額が米国の取引または事業と有機的に関連していない場合に限られる。）の総額に対し30%の米国源泉徴収税を課せられる。かかる課税目的上、通常、利息は、登録式の債券に関し支払われた場合は、マスター・ファンドおよびマスター・ファンドが要求された特定の証明書を提出することを条件として、またはその他の特定の状況において、ポートフォリオの利息に関する適用除外に該当する。しかしながら、債券の利息は、（i）ファンドが債券の発行体の10%の株式を保有する株主であるとみなされた場合、（ii）ファンドがコントロールされている外国会社であり、かつ債券の発行体の関係者であるとみなされた場合、または（iii）かかる利息が債券の発行体の特定の財務情報（例えば、発行体の収入、売上高、収益または利益など）を参考に決定された場合、もしくは偶発的利息であるとみなされた場合、ポートフォリオの利息に関する適用除外には該当しない。

非米国投資家 米国人以外の受益者が資本資産として保有する受益証券の売却、交換または完全買戻しによって実現された利益は、当該利益が米国での取引または事業の執行と実質的な関連がないことを条件として、原則的に、米国連邦所得税の対象にならない。しかし、個人の非居住外国人の場合、当該者が課税年度中に183日以上米国に滞在していた場合その他米国と実質的な関連がある場合で、当該利益が米国源泉の場合、30%（適用ある場合はより低い租税条約税率）の米国税が課せられる。

FATCAの遵守 一般に、FATCAとして知られている米国の法律に基づき、通常、米国源泉の利息または配当金を生む資産の売却による米国源泉の収益および手取金の非米国金融機関（投資会社を含む。）への特定の支払いには、非米国金融機関が、非米国金融機関に直接的または間接的に口座を保有している特定の米国人の氏名（名称）、住所および納税者番号およびかかる口座に関するその他の特定の情報をIRS（以下に定義される。）に開示しない限り、30%の源泉徴収税が課せられる。US IGA（以下に定義される。）により、ケイマン諸島の金融機関に関する上記の条件は修正されたが、通常、同様の情報をケイマン諸島の政府に（そして最終的にはIRSに）開示することが要求されている。ファンドおよびマスター・ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税を課せられないよう、FATCAおよびUS IGAに基づき課せられた義務を履行する意向であるが、この点に関し、ファンドおよびマスター・ファンドが成功するという保証はない。（「ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換」を参照のこと。）

ケイマン諸島 現在の法令に基づき、ケイマン諸島政府は、ファンドまたは受益者に対し、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、不動産税、相続税、贈与税および源泉徴収税を課していない。ケイマン諸島は、ファンドに対しまたはファンドによりなされる支払に適用あるいかなる国との二重課税防止条約の当事者でもない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替に対する規制は行われていない。

ファンドは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島政府の証明書を受領している。証明書には、ファンドの設立日から50年間、ケイマン諸島において収益または資本、利益等に課される税金もしくは賦課金または資産税もしくは相続税を賦課する旨規定する今後制定される法律が、資産または収益についてファンド、受託会社または受益者の資産またはそれらに関する収益に適用されない旨規定される。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課せられない。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報庁（以下「税務情報庁」という。）は、USIGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのファンドは、特に、（i）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ii）税務情報庁に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位を税務情報庁に通知すること、（iii）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関

する文書を作成し、実行すること、(iv)「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および(v)かかる報告対象口座に関する情報を税務情報庁に報告することを義務付けられている。税務情報庁は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、税務情報庁に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、FATCAのデューディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払いに対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他による口座保有者による、または口座保有者への支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドに対して課される可能性のある源泉徴収税の詳細については、米国の税効果に関する開示も参照のこと。

ファンドへの投資ならびに／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉じなければならない。

5【運用状況】

運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年４月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン 諸 島	22,133,407.90	100.69
現金その他の資産（負債控除後）		－152,578.48	－0.69
合 計 （純 資 産 総 額）		21,980,829.42 （約2,349百万円）	100.00

（注）「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年４月末日現在）

銘柄名	国名	種類	保有口数 （口）	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
ナインティーン セブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・ マスター・リミテッド	ケイマン 諸 島	投資 信託	88,017.71	224.51	19,760,876.05	251.47	22,133,407.90	100.69

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2020年４月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2020年４月末日現在）。

（参考）マスター・ファンドにおける組入れの状況

（１）マスター・ファンド基本情報（2020年４月末日現在）

通貨建	米ドル
設立日	2004年７月６日
運用開始日	2004年８月13日
純資産総額	約22百万米ドル

(2) ポートフォリオの内容（2020年4月末日現在）

(2020年4月末日現在)

資産構成比率

株式（現物）	1.6%
転換社債 ^(*)	93.0%
現金・その他	5.4%
合計	100.0%

(*)優先株式への転換権証券を含みます。

地域別投資比率

米国	88.5%
欧州	11.4%
アジア	0.1%
合計	100.0%

業種別投資比率

テクノロジー	25.2%
ヘルスケア	19.5%
一般産業	11.4%
通信	10.3%
金融・不動産・REIT	9.3%
循環消費財	9.1%
一般資本財	4.1%
資本財	3.5%
運輸	2.2%
現金・その他	5.4%
合計	100.0%

(注)上記の比率は、四捨五入して表示しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2020年４月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

	純 資 産 総 額		１口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第７会計年度末 (2010年12月末日)	42,575	4,550	108.27	11,571
第８会計年度末 (2011年12月末日)	30,408	3,250	98.99	10,579
第９会計年度末 (2012年12月末日)	21,281	2,274	103.95	11,109
第10会計年度末 (2013年12月末日)	26,811	2,865	108.32	11,576
第11会計年度末 (2014年12月末日)	40,037	4,279	100.70	10,762
第12会計年度末 (2015年12月末日)	27,379	2,926	99.58	10,642
第13会計年度末 (2016年12月末日)	22,699	2,426	99.08	10,589
第14会計年度末 (2017年12月末日)	19,102	2,041	104.23	11,139
第15会計年度末 (2018年12月末日)	16,322	1,744	96.83	10,348
第16会計年度末 (2019年12月末日)	15,005	1,604	107.50	11,489
2019年５月末日	15,959	1,706	101.27	10,823
６月末日	15,925	1,702	102.82	10,988
７月末日	15,143	1,618	102.64	10,969
８月末日	15,006	1,604	101.40	10,837
９月末日	15,039	1,607	102.40	10,943
10月末日	15,126	1,617	103.21	11,030
11月末日	15,214	1,626	105.05	11,227
12月末日	15,005	1,604	107.50	11,489
2020年１月末日	15,160	1,620	110.28	11,786
２月末日	12,084	1,291	109.46	11,698
３月末日	10,407	1,112	94.26	10,074
４月末日	11,156	1,192	100.31	10,720

ユーロ建クラス受益証券

	純 資 産 総 額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第7会計年度末 (2010年12月末日)	2,480	288	107.08	12,421
第8会計年度末 (2011年12月末日)	2,258	262	98.04	11,373
第9会計年度末 (2012年12月末日)	2,824	328	103.46	12,001
第10会計年度末 (2013年12月末日)	1,656	192	107.50	12,470
第11会計年度末 (2014年12月末日)	1,432	166	100.21	11,624
第12会計年度末 (2015年12月末日)	1,434	166	98.66	11,445
第13会計年度末 (2016年12月末日)	1,389	161	96.51	11,195
第14会計年度末 (2017年12月末日)	2,612	303	100.59	11,668
第15会計年度末 (2018年12月末日)	2,195	255	93.16	10,807
第16会計年度末 (2019年12月末日)	2,382	276	99.99	11,599
2019年5月末日	2,284	265	96.00	11,136
6月末日	2,345	272	97.20	11,275
7月末日	2,334	271	96.75	11,223
8月末日	2,300	267	95.34	11,059
9月末日	2,345	272	96.01	11,137
10月末日	2,356	273	96.48	11,192
11月末日	2,395	278	98.06	11,375
12月末日	2,382	276	99.99	11,599
2020年1月末日	2,437	283	102.31	11,868
2月末日	2,415	280	101.37	11,759
3月末日	2,138	248	89.69	10,404
4月末日	2,242	260	95.34	11,059

豪ドル建クラス受益証券

	純 資 産 総 額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第7会計年度末 (2010年12月末日)	14,084	984	110.17	7,694
第8会計年度末 (2011年12月末日)	12,459	870	102.82	7,181
第9会計年度末 (2012年12月末日)	14,741	1,030	106.76	7,456
第10会計年度末 (2013年12月末日)	8,063	563	111.30	7,773
第11会計年度末 (2014年12月末日)	10,168	710	103.53	7,231
第12会計年度末 (2015年12月末日)	14,812	1,034	102.70	7,173
第13会計年度末 (2016年12月末日)	25,679	1,793	101.17	7,066
第14会計年度末 (2017年12月末日)	15,148	1,058	104.40	7,291
第15会計年度末 (2018年12月末日)	12,879	899	96.18	6,717
第16会計年度末 (2019年12月末日)	12,068	843	105.19	7,346
2019年5月末日	12,346	862	100.06	6,988
6月末日	12,451	870	101.48	7,087
7月末日	12,288	858	101.15	7,064
8月末日	11,816	825	99.75	6,967
9月末日	11,887	830	100.61	7,027
10月末日	11,847	827	101.23	7,070
11月末日	11,867	829	102.94	7,189
12月末日	12,068	843	105.19	7,346
2020年1月末日	12,350	863	107.80	7,529
2月末日	12,196	852	106.86	7,463
3月末日	10,937	764	92.04	6,428
4月末日	11,336	792	97.57	6,814

円建クラス受益証券

	純 資 産 総 額	1口当たり純資産価格
	百万円	円
第7会計年度末 (2010年12月末日)	436	10,644
第8会計年度末 (2011年12月末日)	341	9,781
第9会計年度末 (2012年12月末日)	378	10,330
第10会計年度末 (2013年12月末日)	494	10,766
第11会計年度末 (2014年12月末日)	414	10,014
第12会計年度末 (2015年12月末日)	368	9,866
第13会計年度末 (2016年12月末日)	202	9,674
第14会計年度末 (2017年12月末日)	201	10,110
第15会計年度末 (2018年12月末日)	175	9,398
第16会計年度末 (2019年12月末日)	185	10,130
2019年5月末日	179	9,702
6月末日	181	9,824
7月末日	180	9,779
8月末日	177	9,642
9月末日	178	9,713
10月末日	179	9,768
11月末日	181	9,934
12月末日	185	10,130
2020年1月末日	190	10,371
2月末日	172	10,277
3月末日	149	9,064
4月末日	158	9,619

＜参考情報＞

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2004年8月13日(運用開始日)～2020年4月末日)



(注)「分配金込み受益証券1口当たり純資産価格」とは、受益証券1口当たり純資産価格に、ファンドの運用開始時以降支払われた分配金(税引き前)をそれぞれの分配落ち日に順次全額加算した価格です。

②【分配の推移】

	分配落ち月	受益証券1口当たり分配金額 (税引き前)		
		米ドル建	ユーロ建	豪ドル建
第7会計年度 (2010年1月1日～ 2010年12月末日)	2010年3月	3.00米ドル	2.00ユーロ	4.00豪ドル
	2010年9月	5.00米ドル	4.00ユーロ	6.00豪ドル
第8会計年度 (2011年1月1日～ 2011年12月末日)	2011年3月	6.50米ドル	6.00ユーロ	8.00豪ドル
	2011年9月	1.50米ドル	1.00ユーロ	3.50豪ドル
第9会計年度 (2012年1月1日～ 2012年12月末日)	2012年3月	2.50米ドル	2.50ユーロ	4.00豪ドル
	2012年9月	4.50米ドル	4.50ユーロ	6.00豪ドル
第10会計年度 (2013年1月1日～ 2013年12月末日)	2013年3月	3.50米ドル	3.50ユーロ	4.50豪ドル
	2013年9月	3.00米ドル	2.50ユーロ	4.50豪ドル
第11会計年度 (2014年1月1日～ 2014年12月末日)	2014年3月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル
	2014年9月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル
第12会計年度 (2015年1月1日～ 2015年12月末日)	2015年3月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル
	2015年9月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル
第13会計年度 (2016年1月1日～ 2016年12月末日)	2016年3月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル
	2016年9月	0.00米ドル	0.00ユーロ	1.50豪ドル

第14会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月末日)	2017年3月	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	0.00米ドル 0.00ユーロ 1.50豪ドル 0円	0円 0円 105円 0円
	2017年9月	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	1.50米ドル 0.00ユーロ 2.00豪ドル 0円	160円 0円 140円 0円
第15会計年度 (2018年1月1日～ 2018年12月末日)	2018年3月	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	2.00米ドル 0.00ユーロ 2.00豪ドル 0円	214円 0円 140円 0円
	2018年9月	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	1.00米ドル 0.00ユーロ 1.00豪ドル 0円	107円 0円 70円 0円
第16会計年度 (2019年1月1日～ 2019年12月末日)	該当事項なし。			

(注) 上記表中、「米ドル建」、「ユーロ建」、「豪ドル建」および「円建」は、それぞれ「米ドル建クラス受益証券」、「ユーロ建クラス受益証券」、「豪ドル建クラス受益証券」および「円建クラス受益証券」を指す。

<参考情報>

	分配落ち月	受益証券1口当たり分配金額 (税引き前)		
第17会計年度中 (2020年1月1日～ 2020年4月末日)	2020年3月	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	4.50米ドル 1.50ユーロ 3.50豪ドル 200円	481円 174円 244円 200円
直近1年間累計 (2019年5月1日～ 2020年4月末日)	—	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	4.50米ドル 1.50ユーロ 3.50豪ドル 200円	481円 174円 244円 200円
設定来累計 (2004年8月13日～ 2020年4月末日)	—	米ドル建 ユーロ建 豪ドル建 円建	65.77米ドル 48.43ユーロ 86.41豪ドル 3,953円	7,029円 5,618円 6,035円 3,953円

③【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	収益率
第7会計年度	7.53%
第8会計年度	－2.57%
第9会計年度	9.56%
第10会計年度	10.94%
第11会計年度	－1.03%
第12会計年度	－1.11%
第13会計年度	－0.50%
第14会計年度	6.71%
第15会計年度	－4.22%
第16会計年度	11.02%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

ユーロ建クラス受益証券

会計年度	収益率
第7会計年度	7.23%
第8会計年度	－2.84%
第9会計年度	9.10%
第10会計年度	10.67%
第11会計年度	－1.20%
第12会計年度	－1.55%
第13会計年度	－2.18%
第14会計年度	4.23%
第15会計年度	－7.39%
第16会計年度	7.33%

豪ドル建クラス受益証券

会計年度	収益率
第7会計年度	10.97%
第8会計年度	0.59%
第9会計年度	12.59%
第10会計年度	13.62%
第11会計年度	1.11%
第12会計年度	0.65%
第13会計年度	－0.03%
第14会計年度	6.65%
第15会計年度	－5.00%
第16会計年度	9.37%

円建クラス受益証券

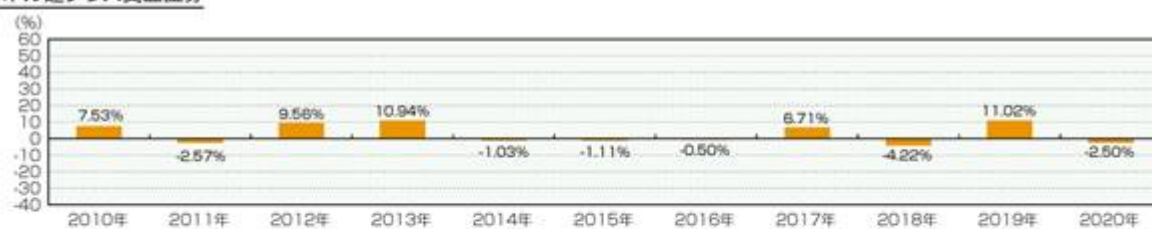
会計年度	収益率
第7会計年度	7.20% (注)
第8会計年度	－2.94%
第9会計年度	9.19%
第10会計年度	11.00%
第11会計年度	－1.41%
第12会計年度	－1.48%
第13会計年度	－1.95%
第14会計年度	4.51%
第15会計年度	－7.04%
第16会計年度	7.79%

(注) 上記の収益率の数値は、端数処理の違いにより、財務書類注記の数値とは異なる。

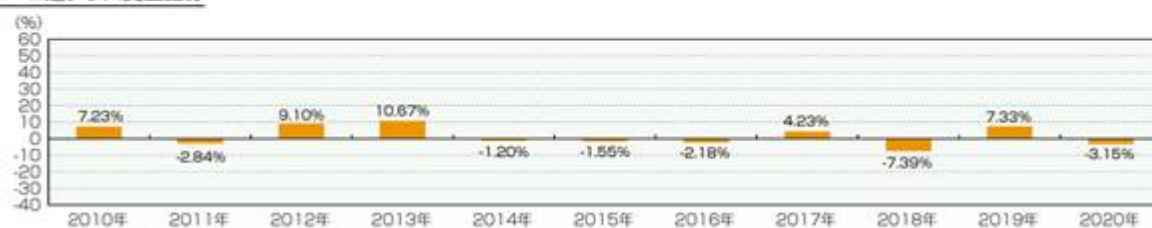
＜参考情報＞

収益率の推移

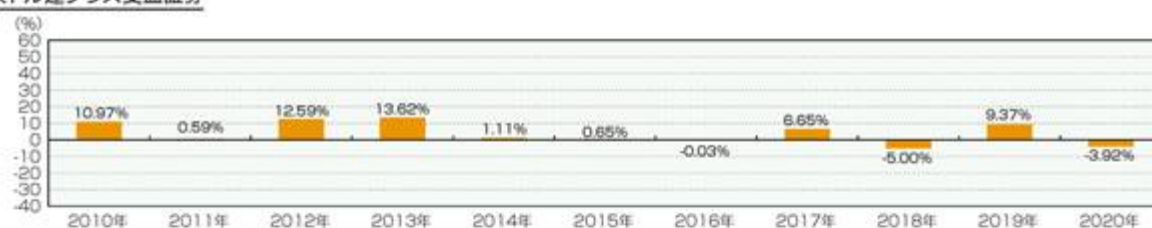
米ドル建クラス受益証券



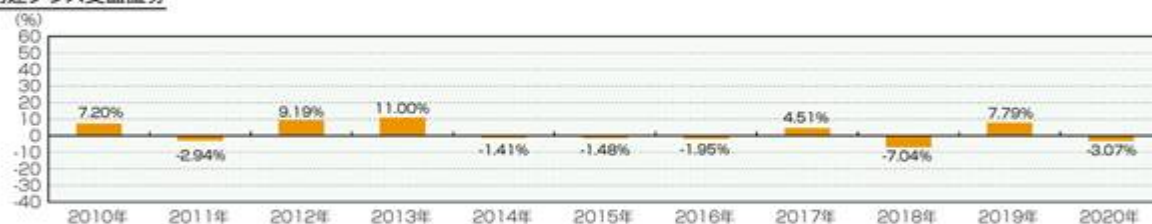
ユーロ建クラス受益証券



豪ドル建クラス受益証券



円建クラス受益証券



(注1)収益率(%)=100×(a-b)／b

a=当該会計年度(暦年)または期間末現在の受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度(暦年)または期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度(暦年)または期間の直前の会計年度(暦年)末現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(注2)2020年については2020年1月1日から同年4月末日までの収益率です。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	225,833 (225,833)	96,131 (96,131)	391,101 (391,101)
第8会計年度	186,064 (186,064)	269,965 (269,965)	307,200 (307,200)
第9会計年度	60,580 (60,580)	163,052 (163,052)	204,728 (204,728)
第10会計年度	145,851 (145,851)	103,153 (103,153)	247,426 (247,426)
第11会計年度	251,411 (251,411)	109,916 (109,916)	388,921 (388,921)
第12会計年度	41,613 (41,613)	155,589 (155,589)	274,945 (274,945)
第13会計年度	14,179 (14,179)	60,022 (60,022)	229,102 (229,102)
第14会計年度	7,461 (7,461)	53,306 (53,306)	183,257 (183,257)
第15会計年度	23,530 (23,530)	38,225 (38,225)	168,562 (168,562)
第16会計年度	2,068 (2,068)	31,053 (31,053)	139,577 (139,577)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

ユーロ建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	11,010 (11,010)	6,670 (6,670)	22,463 (22,463)
第8会計年度	11,280 (11,280)	10,714 (10,714)	23,029 (23,029)
第9会計年度	13,127 (13,127)	8,861 (8,861)	27,295 (27,295)
第10会計年度	29,506 (29,506)	41,400 (41,400)	15,401 (15,401)
第11会計年度	3,139 (3,139)	4,250 (4,250)	14,290 (14,290)
第12会計年度	3,154 (3,154)	2,904 (2,904)	14,540 (14,540)
第13会計年度	1,180 (1,180)	1,331 (1,331)	14,389 (14,389)

第14会計年度	12,935 (12,935)	1,354 (1,354)	25,970 (25,970)
第15会計年度	125 (125)	2,534 (2,534)	23,561 (23,561)
第16会計年度	1,262 (1,262)	1,000 (1,000)	23,823 (23,823)

豪ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	105,410 (105,410)	112,744 (112,744)	127,835 (127,835)
第8会計年度	37,083 (37,083)	43,743 (43,743)	121,175 (121,175)
第9会計年度	110,668 (110,668)	95,513 (95,513)	136,330 (136,330)
第10会計年度	30,533 (30,533)	94,420 (94,420)	72,443 (72,443)
第11会計年度	49,212 (49,212)	24,446 (24,446)	97,209 (97,209)
第12会計年度	75,228 (75,228)	28,211 (28,211)	144,226 (144,226)
第13会計年度	188,756 (188,756)	79,170 (79,170)	253,812 (253,812)
第14会計年度	19,769 (19,769)	128,482 (128,482)	145,099 (145,099)
第15会計年度	12,616 (12,616)	23,810 (23,810)	133,905 (133,905)
第16会計年度	14,555 (14,555)	33,732 (33,732)	114,728 (114,728)

円建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第7会計年度	200 (200)	25,483 (25,483)	40,952 (40,952)
第8会計年度	4,642 (4,642)	10,716 (10,716)	34,878 (34,878)
第9会計年度	16,470 (16,470)	14,782 (14,782)	36,566 (36,566)
第10会計年度	16,865 (16,865)	7,527 (7,527)	45,904 (45,904)
第11会計年度	15,805 (15,805)	20,447 (20,447)	41,262 (41,262)
第12会計年度	0 (0)	3,954 (3,954)	37,308 (37,308)
第13会計年度	0 (0)	16,453 (16,453)	20,855 (20,855)
第14会計年度	0 (0)	1,022 (1,022)	19,833 (19,833)
第15会計年度	1,570 (1,570)	2,765 (2,765)	18,638 (18,638)
第16会計年度	20 (20)	378 (378)	18,280 (18,280)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券は各営業日において申込みことができる。副管理事務代行会社が原則として購入申込書を営業日の正午（ダブリン時間）までに受領した場合、当該営業日のニューヨークにおける営業終了時現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。各申込みに関し、受益証券の申込価格に等しい決済資金が、受益証券の発行日の後4営業日目の午後3時（ニューヨーク時間）までに保管会社により受領されなければならない。当該時間までに払込みのなかった受益証券は取消される。受託会社はいつでも受益証券の募集を停止することができる。最低申込口数は10口である。ただし、管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

ファンドはいかなる申込みも拒否する権利を留保する。ファンドへのまたはファンドからの短期または過度な取引、特に高額の取引は、ポートフォリオ運用戦略を阻害し、費用を増加させることにより運用を害する。したがって、受託会社が当該注文は短期または過度な取引であると判断した場合、ファンドは、マーケット・タイミングを行う者またはその他の者からの申込みを拒否する。この目的において、受託会社は、販売会社から提供されたファンドまたはその他のファンドへの投資家の投資履歴を検討する。しかし、受託会社は、特定の注文、特に共同購入方式によりなされた注文に関して、短期または過度な取引であり、ファンドに害を与えると判断できないことがあり、したがって、すべてのこのような注文を拒否できるとの表明を行わない。

受益証券の券面は発行されない。受益者の保有および受益者名簿への記載を証した書面による確認書が各申込者に対し発行される。確認書は、受益者の危険負担により、受益証券が発行された日から21日以内に申込みが受理された申込人に対して郵送される。

非適格投資家

米国人およびケイマン諸島民は受益証券を購入することはできず、購入者は、直接、間接を問わず米国人のために受益証券を取得するものではない旨の証明を求められる。管理会社は、（i）その裁量により、全部または一部の受益証券の購入を拒絶することができ、また（ii）いつでも受益証券の購入もしくは保有から除外されるべき受益者により保有されている受益証券を買い戻すことができる。「米国」とはアメリカ合衆国、その州、領土もしくは属領またはアメリカ合衆国政府、その機関もしくは下部組織の領地と定義される。また、「米国人」とは、米国に居住する自然人、米国の法律に基づき設立され存続するパートナーシップ、法人もしくはその他の機関、執行人もしくは管理人が米国人である財団、受託者が米国人であるトラスト、その所得の源泉の如何にかかわらず、米国連邦所得税を課せられる所得を有している財団もしくはトラスト、米国内の裁判所がトラストの管理について主たる監督を行うことができ、また1人もしくは複数の米国の受託者がトラストの実質的にすべての決定をコントロールする権限を有するトラスト、コモディティ・プール、投資会社もしくはその他の類似機関（米国外で設立され米国外で主たる営業所を有する機関の従業員、役員もしくは主体のための年金プランを除く。）等の主として消極的投資を目的に設立された機関について、（i）米国人が当該機関の実質的利益を合計で10%を超えて表章する参加受益権を保有する場合、または（ii）参加者が米国人ではないという理由から、運営者が米国商品先物取引委員会の規則パート4の一定の要件を免除されるコモディティ・プールに対する米国人による投資を容易にすることを主たる目的とする場合、米国に所在する外国機関の代理店もしくは支店と定義される。

ケイマン諸島不正資金浄化（マネーロンダリング）防止規定

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、かつ、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質

的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

受託会社および管理事務代行会社の代理人としての副管理事務代行会社は、受益証券の購入申込者の自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または管理事務代行会社の代理人としての副管理事務代行会社は、随時改正および変更されるマネーロンダリング防止規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用されることから、申込時に完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社および管理事務代行会社の代理人としての副管理事務代行会社は、ファンドの前提条件のもと、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に購入申込者の費用および危険負担にて返金される。

受託会社および管理事務代行会社の代理人としての副管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者による関連する法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社および管理事務代行会社の代理人としての副管理事務代行会社のいずれかによる関連する法域におけるかかる法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネーロンダリング防止規則への違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたファンドの受託会社または役員に対して、ファンドに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がファンドにより支払われる範囲において、ファンドは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務または他の取引、専門的業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、また、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

申込により、購入申込者は、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネーロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとする。

ケイマン諸島マネーロンダリング防止規則に従って、ファンドは、アンチ・マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデピュティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサー（以下「AMLオフィサーの役割」という。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの

役割を担う自然人が指名されていることを確認している。受益者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社より入手することができる。

情報照会

受託会社またはケイマン諸島に居住するその取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報（受益者に関する情報および該当する場合には受益者の実質的所有者および支配者の情報を含むがそれらに限られない。）の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（改正済）に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（改正済）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（改正済）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社およびその取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

制裁

ファンドは、該当する制裁制度の対象となる法的主体、個人、組織との取引および／またはかかる制裁制度の対象となる投資対象に関する取引を行うことを制限する法律の適用を受ける。

したがって、各申込人および受益者は、継続的に、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびこれらの関連会社もしくは子会社または受託会社のその他の業務提供者に対し、マネーロンダリング対策プログラムに関連し、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質所有者、管理者または授権された者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が（i）米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」という。）によって維持されている、または欧州連合（以下「EU」という。）および／または連合王国（以下「英国」という。）の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（iii）国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（「制裁対象」と総称する。）でないことを表明し、また、保証することが要求されている。

申込人または受益者（またはその実質所有者、管理者または授権された者）が該当する制裁の対象になっている、または対象になった場合、受託会社は、申込人に通知することなく、申込人が該当する制裁の対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および／または申込人のトラストの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法（以下「データ保護法」という。）を制定した。データ保護法は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくファンドの法的要件を導入する。

ファンドは、データ保護法に基づくファンドのデータ保護義務および投資者（および投資者に関する個人）のデータ保護の権利を概説する書類を作成した（以下「ファンド・プライバシー通知」とい

う。）。ファンド・プライバシー通知は、申込書内に含まれており、既存の投資者については、ファンドの管理事務代行会社に問い合わせることで、入手できる。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびに受託会社、または管理会社ならびにそれらの関連会社および／または委託先との付随する相互作用（申込書の記入を含み、および該当する場合は電子的通信または通話の記録を含む。）により、または投資者に関係する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の情報をファンドに対して提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにそれらの関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含むが、これらに限られない。）に対して、データ保護法の意味における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。受託会社は、かかる個人データに関するデータ管理者を務めるものとし、管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社および販売会社などの受託会社の関連会社および／または委託先は、データ処理者（または、ある状況下においては、これらの者自身の権利におけるデータ管理者）を務めることがある。

ファンドに投資することおよび／またはファンドに継続して投資することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を詳細に読み、およびこれを理解し、ならびにファンド・プライバシー通知がファンドに対する投資に関連するデータ保護の権利義務の概要を提供することを確認したものとみなされる。申込書には当該表明と保証が含まれる。

データ保護法の監視は、ケイマン諸島の行政監察官（オンブズマン）事務所の責任である。ファンドによるデータ保護法の違反は、是正命令、制裁金または刑事訴追のための告発を含むオンブズマンによる強制措置に至る可能性がある。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に日本における販売会社によりファンド証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、午後４時（日本時間）までとする。（注）申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。その場合、販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

（注）詳しくは日本における販売会社へ照会のこと。

最低申込口数は10口以上で申込みの単位は１口単位である。ただし、管理会社および日本における販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができ

る。受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1 万口未満	買付代金の3.30%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	買付代金の1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上10万口未満	買付代金の0.825%（税抜0.75%）
10万口以上	買付代金の0.55%（税抜0.50%）

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た買付代金に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。

（注）管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、申込金額の支払と引換えに販売取扱会社から取引残高報告書または他の通知書を受領する。買付代金の支払は、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、ユーロ建クラス受益証券についてはユーロ貨または円貨、豪ドル建クラス受益証券については豪ドル貨または円貨、円建クラス受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、米ドル貨、ユーロ貨および豪ドル貨と円貨との換算は、各申込みについての約定日に

おける東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによる。

なお、各受益証券クラス間のスイッチング（乗換え）はできない。

日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

日本における販売会社は、その独自の判断において、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の買付注文を拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「（1）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

以下の制限に従い、買戻しを行う営業日の正午（ダブリン時間）までに副管理事務代行会社に書面による通知を行うことにより、営業日において、受益証券は１口単位で買戻しを行うことができる。受益証券は、当該営業日のニューヨークにおける営業終了時現在の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻される。買戻しの停止期間中を除き、買戻代金の支払は、原則として買戻日の後４営業日目に利息を付さずに行われる。

受託会社は、その裁量により、ファンドの内部会計および評価方針に従い、業界の最善の慣行と合致させて偶発債務に備えて準備金を設定することができる（たとえ当該準備金が米国で一般的に認められている会計基準（以下「米国GAAP」という。）に一致しない場合であっても）。当該準備金の設定は買戻しにあたり分配する額を減少させる。控除額はファンドと同じ方法で投資され、利子付口座に預託されまたは受託会社が適切とみなすその他の方法で取り扱われる。

受託会社は、後記の通り、受益者に書面による通知をすることにより、純資産価格の計算の停止期間中、買戻請求権を停止することができる。

（２）日本における買戻し

買戻しは、日本における販売会社の営業日に受け付け、ファンドの毎営業日（「買戻日」）に取り扱われる。日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う営業日の午後４時（日本時間）までに販売取扱会社を通じて副管理事務代行会社に書面による通知を行うことにより、営業日において、１口以上１口単位による受益証券の買戻しを行うことができる。上記時刻以降の買戻請求は、翌営業日の買戻請求として取り扱われる。受益証券は、当該営業日のニューヨークにおける営業終了時現在の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻される。

買戻代金の支払は、原則として、約定日（通常、買戻請求日の日本における翌営業日）から起算して４営業日目に利息を付さずに行われる。

買戻手数料は課せられない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、ユーロ建クラス受益証券についてはユーロ貨または円貨、豪ドル建クラス受益証券については豪ドル貨または円貨、円建クラス受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、米ドル貨、ユーロ貨および豪ドル貨と円貨との換算は、各買戻しについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによる。

なお、各受益証券クラス間のスイッチング（乗換え）はできない。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 純資産価格の計算

ファンドのクラスの純資産は当該クラスに帰属するファンドの総資産から当該クラスに帰属するファンドの総負債を差し引いた額に等しくなる。為替ヘッジを除くファンドの資産および負債は、該当するクラスにその純資産価格に応じて比例按分の上帰属される。通貨転換および為替ヘッジに関連する費用は、当該クラスに割り当てられる。

クラスの当初純資産価格は、受益証券の申込みにあたり当該クラスのすべての受益者が当該通貨で払込んだ申込代金の総額に等しい。その後、各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各営業日の営業終了時において、前営業日終了時における追加買付および買戻しに相当するクラスの純資産価格を調整し、当該調整後の当該クラスの純資産価格に応じて当該営業日におけるファンドの純資産価格の実現または未実現増加額または減少額（ただし、当該純資産価格は前営業日のポートフォリオ・ポジションを使用して決定される。）（為替ヘッジによる損益を除く。）を各クラス間で比例按分した後、関連する為替ヘッジによる損益を各クラスに割り当て、それから、各クラスの純資産価格を当該クラスの当該営業日終了時において有効な追加買付および買戻しの考慮前の当該クラスにおける発行済受益証券の口数で除して算出する。

可能な限り、費用、報酬およびその他の負債は米国GAAPをガイドラインとして発生させる。見込まれるまたは発生済みの費用、負債または偶発的債務に備えて準備金を設けることができる。

副管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、ファンドおよびマスター・ファンドが保有する資産を信託証書およびマスター・ファンドの取締役会が採用した方針に従って評価する。原則として、ファンドの資産は以下の通り評価される。

- (1) ヨーロッパまたはアジアの証券取引所で取引される証券は、管理会社が選択したヨーロッパまたはアジアの証券取引所における終値で評価されるものとする。
- (2) 米国の証券取引所で取引される証券は、米国または管理会社が選択する証券取引所の始値で評価されるものとする。
- (3) 証券取引所では取引されないが、店頭市場で取引される証券は、管理会社が選択した信頼ある情報源に基づき決定することができる。
- (4) トラストが保有する「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理会社により適切とみなされたディーラーから受領した相場に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。
- (5) 短期商品および銀行預金は、取得価格に経過利息を加えた額で評価されるものとし、ミューチュアル・ファンドは、その価値が決定される日における純資産価額で評価されるものとする。
- (6) 評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本信託証書に指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定されるものとする。
- (7) 確定可能な市場価格がつけられていない資産および負債を含むその他の資産および負債のすべては、管理会社の誠実な裁量により評価されるものとする。
- (8) 管理会社は、資産の市場価格を反映するために当該変更が望ましいと判断する限り、その裁量において、前述の評価を変更することができる。および、
- (9) 管理会社は、偶発事象、負債、不確定な評価またはその他の要因を反映するために設定された準備金が、当該資産（または特に特定の資産に帰属していない前述の要因のいずれかに関連する準備金の場合は、ファンド全体）の価値を減じるか、または減じるおそれがあると管理会社がその裁量により決定した場合、資産の評価を減じることができる。

（ロ）純資産価格の計算の停止

受託会社は、受益者に書面による通知をすることにより、以下のいずれかの場合に、買戻請求権および純資産価格の計算を停止することができる。

- （i）ファンドの投資対象の値付けがなされている証券取引所が通常の休日および週末以外に閉鎖されている期間または取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ii）受託会社の見解によれば、ファンドによる投資対象の売却が合理的にみて实际的でないか、またはファンドの受益者を著しく害する結果をもたらす緊急事態が存在する期間。
- （iii）ファンドの投資対象の価格もしくは価値、もしくは上記の証券取引所における現在価格を決定するために通常使用されている通信手段が故障している期間、またはその他の理由によりファンドが保有する投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確認できない場合。
- （iv）受託会社の見解によれば、投資対象の売却または購入に関する資金の移動が通常の為替レートでは実行できない期間。
- （v）受託会社が、ファンド、管理会社もしくはその関係会社、子会社もしくは関連会社、またはファンドの他のサービス提供会社に適用されるマネーロンダリング防止規則を遵守するために停止を必要と考える期間。

（2）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（3）【信託期間】

ファンドは、以下のいずれかの事態が発生した時点で終了する。

- （イ）ファンドの存続または他の法域への移転が不適法、または、受託会社もしくは管理会社の合理的な見解によれば実現不可能もしくは不適切になる場合。
- （ロ）ファンドの純資産総額が3,000万米ドルまたは随時合意されるその他の金額を下回る場合。
- （ハ）受益者集会の特別決議により受益者が決定する場合。
- （ニ）信託証書の日付に開始し、当該日付の150年後に終了する期間の終了による場合。
- （ホ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社につき強制もしくは任意清算が開始された場合において、管理会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命を手配することができない場合。

(ヘ) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社につき強制もしくは任意清算が開始された場合において、受託会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の職務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命を手配することができない場合。

(ト) 受託会社が、絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

ファンドが終了する場合、受託会社は、全受益者に対して当該終了の通知をなすものとする。

ファンドの終了の後、受託会社は、ファンドの資産の売却を行い、終了後合理的な期間内に受託者に対し各クラスの保有ファンド証券の口数に比例して各クラスに帰属するファンド資産の売却から生じた全純現金手取金を分配する。受託会社は、ファンドの終了に関して生じたすべての費用を控除することができる。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、ファンドがユニット・トラストではなくなる場合を除き、管理会社および受託会社が目的に適合と判断する方法および限度において、追補証書により信託証書の条項を変更する権利を有するものとする。ただし、受託会社が、受託会社の意見として当該変更が受益者の利益を著しく害するものではなく、また管理会社および受託会社を受益者に対する責任から解放するよう作用するものでもないことを書面により証明しない場合には、受益者の特別決議の承認が必要とされるものとする。さらに、変更により、受益者に対して追加の支払を行う義務を課すものではなく、また変更に関して責任を負う義務を課すものでもない。

信託証書に記載される重要事項の変更は、受益者に対して公告または通知されるものとする。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対する解約日を明記した書面による通知を行うことにより、随時終了することができる。ただし、当該解約日は通知から90日以降でなければならない。

保管契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド受益証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。

－分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

－買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

－残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

－受益者集会に関する権利

受託会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、管理会社または発行済受益証券の純資産価額の51%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が郵送される。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されているとおりである。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- （i）管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- （ii）日本におけるファンド受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。なお、各クラス受益証券の情報に関しては、それぞれの通貨で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、下記の2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル = 106.87円

1豪ドル = 69.84円

1ユーロ = 116.00円

(1) 【2019年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

日興グローバル・CB・ファンド

貸借対照表

(米ドルで表示)

2019年12月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド に対する投資	27,915,071	2,983,284
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド からの買戻未収金	215,829	23,066
先渡為替契約にかかる未実現純利益	129,367	13,825
資産合計	<u>28,260,267</u>	<u>3,020,175</u>
負債		
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド への発行未払金	190,812	20,392
買戻未払金	190,424	20,351
未払管理報酬	61,548	6,578
未払受託報酬および管理事務代行報酬	60,569	6,473
未払販売報酬	36,482	3,899
未払代行協会員報酬	7,197	769
未払費用	87,213	9,320
負債合計	<u>634,245</u>	<u>67,782</u>
純資産	<u>27,626,022</u>	<u>2,952,393</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
米ドル建クラス（発行残高139,577口を基準とする）	107.50米ドル	10,830円
豪ドル建クラス（発行残高114,728口を基準とする）	105.19豪ドル	7,346円
ユーロ建クラス（発行残高23,823口を基準とする）	99.99ユーロ	11,599円
円建クラス（発行残高18,280口を基準とする）	10,130円	

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

②【損益計算書】

日興グローバル・CB・ファンド

損益計算書

(米ドルで表示)

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資有価証券 および為替に係る実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(249,983)	(26,716)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動	3,232,799	345,489
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド から割り当てられた投資有価証券 および為替に係る純利益	2,982,816	318,774
先渡為替契約および為替に係る実現および未実現損益		
先渡為替契約および為替に係る実現純損失	(865,948)	(92,544)
先渡為替契約および為替に係る未実現損益の純変動	188,132	20,106
先渡為替契約および為替に係る純損失	(677,816)	(72,438)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資純損益		
受取利息	836,098	89,354
専門家報酬	(95,450)	(10,201)
取締役報酬およびその他費用	(61,806)	(6,605)
支払利息	(7,680)	(821)
管理事務報酬	(7,095)	(758)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド から割り当てられた投資純利益	664,067	70,969
ファンドの費用		
管理報酬	(258,571)	(27,633)
販売報酬	(152,269)	(16,273)
専門家報酬およびその他費用	(121,519)	(12,987)
受託および管理事務代行報酬	(79,983)	(8,548)
代行協会員報酬	(28,730)	(3,070)
支払利息	(1,795)	(192)
ファンドの費用合計	(642,867)	(68,703)
投資純利益	21,200	2,266
運用による純資産の純変動	2,326,200	248,601

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド
純資産変動計算書
（米ドルで表示）

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純利益	21,200	2,266
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから 割り当てられた投資有価証券および為替に係る実現純損失	(249,983)	(26,716)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから 割り当てられた投資有価証券および為替に係る 未実現評価損益の純変動	3,232,799	345,489
先渡為替契約および為替に係る純損失	(677,816)	(72,438)
運用による純資産の純変動	<u>2,326,200</u>	<u>248,601</u>
資本取引		
米ドル建クラスの発行	211,810	22,636
豪ドル建クラスの発行	1,020,210	109,030
ユーロ建クラスの発行	137,081	14,650
円建クラスの発行	1,854	198
米ドル建クラスの買戻し	(3,188,400)	(340,744)
豪ドル建クラスの買戻し	(2,355,987)	(251,784)
ユーロ建クラスの買戻し	(109,311)	(11,682)
円建クラスの買戻し	(34,041)	(3,638)
資本取引による純資産の純変動	<u>(4,316,784)</u>	<u>(461,335)</u>
純資産の純変動	(1,990,584)	(212,734)
期首現在の純資産	<u>29,616,606</u>	<u>3,165,127</u>
期末現在の純資産	<u>27,626,022</u>	<u>2,952,393</u>

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
（米ドルで表示）

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	2,326,200	248,601
運用による純資産の純変動を運用活動から得た現金純額に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドに対する投資	1,853,992	198,136
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドからの買戻未収金	(79,451)	(8,491)
先渡為替契約に係る未実現純損益	(188,132)	(20,106)
その他資産	1,844	197
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドへの発行未払金	190,812	20,392
未払管理報酬	(8,058)	(861)
未払受託および管理事務代行報酬	(1,815)	(194)
未払販売報酬	(4,746)	(507)
未払代行協会員報酬	(895)	(96)
未払費用	37,709	4,030
運用活動から得た現金純額	4,127,460	441,102
財務活動		
発行	1,370,955	146,514
買戻し	(5,498,415)	(587,616)
財務活動に使用された現金純額	(4,127,460)	(441,102)
 現金の純変動	—	—
期首現在の現金	—	—
期末現在の現金	—	—
 補足情報		
支払利息	1,795	192

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド 財務書類に対する注記

2019年12月31日に終了した年度

1. 組織

日興グローバル・CB・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2004年7月6日付の信託証書によって、ケイマン諸島の信託法に基づき設立された、オープン・エンド型の免除トラストである。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーションに準拠した投資信託として規制されている。ファンドは、2004年8月13日に運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社であるナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド（以下「マスター・ファンド」という。）にその資産の概ねすべてを投資するというマスター／フィーダーの形態のフィーダー・ファンドである。マスター・ファンドの投資目的は、各国の転換証券の分散型ポートフォリオに投資することである。転換証券には、利金もしくは配当付で当該証券を普通株式に転換する権利が保有者に付与されている債券、優先株式およびその他ハイブリッド証券が含まれる。

当社の顧問は、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されているデラウェアの有限責任会社であるUBS オコーナー・エルエルシー（以下「投資運用会社」という。）である。投資運用会社は、マスター・ファンドの一部の資産について投資助言を提供するため、一もしくは複数の子会社の従業員を利用する、または、一もしくは複数の子会社を副投資顧問会社として雇用することがある。投資運用会社は、UBSアセット・マネジメント（アメリカ）インクの完全所有子会社である。UBSアセット・マネジメント（アメリカ）インクおよび系列の副投資顧問会社は、UBS AG（UBS）の完全所有子会社であり、さまざまな運用および管理支援サービスを投資運用会社に提供するUBSアセット・マネジメントの一員である。

ファンドの管理事務代行会社は、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）である。管理事務代行会社は、BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー（以下「副管理事務代行会社」という。）にファンドの管理事務を委託している。副管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持を含む一定の管理事務代行業務をファンドに提供し、ファンドの受益証券の登録事務代行会社としての役割を果たす。管理事務代行会社は、ファンドの受託会社としての役割も果たす（以下「受託会社」という。）。

2. 重要な会計方針の要約

投資運用会社は、ファンドの構造、目的および活動について評価し、投資会社としての特徴に合致していると判断した。よって、本財務書類は、会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス—投資会社」に記載されるガイダンスを適用した。以下は、財務書類を作成する際に使用された重要な会計方針および報告基準の概要である。

見積りの使用

本財務書類は、米国において一般に認められている会計原則（以下「GAAP」という。）に基づいて作成されている。財務書類の作成にあたり、財務書類および注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定が経営陣に要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

投資

ファンドによるマスター・ファンドへの投資は、マスター・ファンドの純資産におけるファンドの持分であり、公正価格で計上される。ファンドは、マスター・ファンドの収益、費用ならびに実現および未実現損益の持分を計上する。また、ファンドは、独自の収益および費用も生じる。ファンドの実績は、マス

ター・ファンドの実績の影響を直接受ける。マスター・ファンドの監査済財務書類には、本財務書類と不可分である要約投資有価証券明細表および重要な会計方針が含まれている。マスター・ファンドが保有している投資の評価は、マスター・ファンドの財務書類に対する注記で述べられている。

2019年12月31日現在、ファンドは、純資産価額が27,915,071米ドルであるマスター・ファンドの投資証券のすべてを保有し、マスター・ファンドの100.00%の所有者持分を表章している。

利益および損失の配分

ファンドは、ファンドにおいて前日に生じる運用費用や管理報酬を検討したうえで、日々の収益または損失を各クラス受益証券に比例按分する。

外貨換算

ファンドの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、独立の値付機関により報告される為替レートの仲値で米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の投資有価証券の購入および売却ならびに収益および費用は、当該取引日の為替レートでそれぞれ換算されている。かかる取引から生じる損益は、損益計算書の取引活動および為替に係る実現および未実現損益に含まれる。

先渡為替契約

ASC第815号「デリバティブおよびヘッジ」は、デリバティブを使用するための目的および戦略についての定性的な開示、デリバティブの公正価額およびそれに係る損益についての定量的な開示、ならびにデリバティブ契約の信用リスクに関連する偶発性についての開示を要求している。

ファンドの機能通貨は米ドルであるが、ファンド受益証券の一部は豪ドル建、ユーロ建および円建である。その結果、ファンドは、外貨建の受益証券の純資産価額の変動を最小限にするためにBNYメロン銀行、ニューヨークと先渡為替契約を締結している。先渡為替契約の期間は、通常、月毎である。先渡為替契約の公正価値は、個々の契約についての価格を算出するため、入手可能なさまざまな先渡通貨決済についての独立した仲値およびそれらの決済日の間の補間的な価額を入手することにより決定される。かかる先渡為替契約による損益は、損益計算書の先渡為替契約および為替に係る実現および未実現損益に含まれ、関連する米ドル建以外の受益証券クラスに割り当てられる。米ドル建以外のクラス受益証券の保有者は、かかる通貨ヘッジ取引が有効でない場合には、通貨リスクにさらされることがある。投資運用会社は、ファンドの通貨リスクに対するエクスポージャーを監視する。2019年12月31日に終了する年度における先渡為替契約の四半期の平均想定価額は、12,753,206米ドルであった。先渡為替契約に関連してファンドが差し入れるまたは受け取る担保はなかった。

ASC第820号「公正価値による測定」は、財務報告のための公正価値を定義し、公正価値測定に使用される枠組みを確立し、公正価値測定についての開示規定を強化する。ファンドは、評価技法の優先順位に基づいて、その金融商品を3つのレベルの公正価値階層に分類した。評価階層は、測定日現在の金融資産または負債の評価額に対するインプットが観察可能かどうかに基づく。金融商品の評価階層における分類は、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルに基づく。

かかる階層に基づき、ファンドは2019年12月31日現在、豪ドル、ユーロおよび日本円で保有する未実現純利益129,367米ドルを計上している3つの先渡為替契約をレベル2の金融商品として分類する。ASC第820号についての更なる考察については、重要な会計方針を含むマスター・ファンドの添付の監査済財務書類を参照のこと。

税金

現在、ケイマン諸島の政府によって課せられている所得税またはキャピタル・ゲイン税はない。よって、本財務書類に税負債または税費用は計上されていない。

ASC第740号「法人所得税」は、財務書類において不確実な所得税の取扱いをどのように認識、測定、表示および開示すべきかを規定している。ファンドは、ファンドの確定申告作成にあたり実施されるまたは実施予定の所得税の取扱いについて、適切な税務当局により所得税の取扱いが「どちらかといえば」肯定されるものかどうか決めるために評価を行った。すべての重要な税務管轄地域および調査の対象となるオープン・タックス・イヤーについてのこうした分析に基づき、重要な所得税の取扱いはすべて、「どちらかといえば」の基準を満たすとされた。したがって、利息またはペナルティーを含むいかなる税金費用も2019年12月31日終了年度については計上されなかった。ファンドが関連する利息およびペナルティーを計上することが要求される場合には、それらは損益計算書の支払利息およびその他費用にそれぞれ含まれる。

一般的に、ファンドが事業を行う管轄地域の税務当局は、確定申告が行われた日または証券取引が発生した日から各期間内に、確定申告または証券取引の調査を開始することができる。よって、特定の確定申告または証券取引は、引き続き調査の対象である。

3. 運用費用

目論見書に明記されているように、ファンドは、自らの運用費用およびマスター・ファンドの運用費用の持分割合を負担する。かかる費用は、取引関連費用および取引関連以外の費用の両方を含み、日々見越計上される。2019年12月31日現在、投資運用会社がファンドの代わりに支払った費用はなかった。

4. 報酬

管理報酬

ファンドは、四半期毎に管理報酬として、各四半期における米ドル建、豪ドル建、ユーロ建および円建各々のクラス受益証券の日々の平均純資産価額の0.225%（年率0.90%）を、投資運用会社に支払う。

販売報酬

ファンドは、SMBC日興証券株式会社および投資運用会社の関連会社であるUBS証券会社を日本における販売会社に任命した。販売会社は、暦四半期毎に支払われる販売報酬として、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の、最初の3億米ドルまでの部分について年率0.53%、次の3億米ドルの部分について年率0.55%、6億米ドルを超える部分について年率0.57%の販売報酬を受領する権利を有する。

代行協会員報酬

代行協会員（SMBC日興証券株式会社）は、暦四半期毎に、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。また、代行協会員が顧客サービスのためにファンドに代わって負担した、合理的な立替金および現金支払額は、ファンドが負担する。

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社は、四半期毎に支払われる報酬として、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の、最初の3億米ドルまでの部分について年率0.12%、次の3億米ドルの部分について年率0.10%、6億米ドルを超える部分について年率0.08%を受領する権利を有する。さらに、年額72,000米ドルの口座維持管理報酬が管理事務代行会社に支払われる。

5. 財務保証

ファンドは、さまざまな損害賠償を含む契約を締結する。これらの取り決めによりファンドが影響を受ける最大額は不明である。しかしながら、ファンドは、これまでこれらの契約による賠償請求または損失の損害を被っておらず、損失のリスクは少ないと予測している。

6. 受益証券の発行

ファンドは、4つの個別クラスの受益証券（以下「受益証券」という。）を募集している。米ドル建クラス受益証券は米ドル建、豪ドル建クラス受益証券は豪ドル建、ユーロ建クラス受益証券はユーロ建、また円建クラス受益証券は円建となる。ファンドは、他の異なる通貨建または異なる条件のクラス受益証券を発行することができる。異なるクラス受益証券が発行されても、異なるクラス受益証券の発行による手取金は区別されず、かかる発行手取金およびそれに伴う投資はファンドにおける唯一かつ不可分のアセット・プールを形成する。受託会社が受領したすべての受益証券発行手取金およびかかる手取金で投資した資産ならびにこれに帰属するすべての収入、収益、利益は、先渡為替契約（注記2を参照）からの損益を除き、ファンドのすべての受益者の利益のために保有される。

受益証券の取引は各営業日に行われる。受益証券は目論見書の規定に従い、営業日に買い戻される。

2019年12月31日に終了した年度の受益証券取引は、以下の通りであった。

	米ドル建 クラス	豪ドル建 クラス	ユーロ建 クラス	円建 クラス
2018年12月31日現在の 発行済受益証券口数	168,562	133,905	23,561	18,638
受益証券の発行	2,068	14,555	1,262	20
受益証券の買戻し	(31,053)	(33,732)	(1,000)	(378)
2019年12月31日現在の 発行済受益証券口数	139,577	114,728	23,823	18,280

7. 分配金

投資運用会社は、投資収益ならびに実現キャピタル・ゲインおよび未実現キャピタル・ゲインの変動から、また分配を合理的な水準に保つために必要であると考えられる場合には、分配可能な他の資産の中から半年毎の分配を宣言することができる。投資運用会社は、毎会計年度の2月と8月の最終営業日現在の受益者に対し、分配を予定している。分配金は、分配可能利益に基づき、受益者に支払われる。

2019年12月31日現在、ファンドが支払った分配金はなかった。

8. 受益証券財務ハイライト

以下は、2019年12月31日に終了した年度における受益証券1口当たりの情報、総利回りおよび平均純資産額に対する割合である。

	米ドル建 クラス (米ドル)	豪ドル建 クラス (豪ドル)	ユーロ建 クラス (ユーロ)	円建 クラス (円)
受益証券1口当たりの運用実績				
期首現在純資産価格	96.83	96.18	93.16	9,398
運用からの（損）益：				
投資純利益	0.09	0.07	0.08	8
実現および未実現純利益	10.58	8.94	6.75	724
運用からの払戻金合計	10.67	9.01	6.83	732
期末現在純資産価格	107.50	105.19	99.99	10,130
総利回り	11.02%	9.37%	7.33%	7.79%

平均純資産額に対する割合

費用合計	2.84%	2.86%	2.84%	2.84%
投資純利益	0.08%	0.07%	0.08%	0.08%

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものである。各受益者の総利回りおよび収益比率は、為替先渡契約および資本取引の時期により上記とは異なることがある。

9. 後発事象

投資運用会社は、財務書類が公表可能になった日付である2020年3月31日までのファンドの財務書類に存在する後発事象の可能性について評価し、財務書類の修正または開示についての認識される／認識されない後発事象はないと判断した。

会計年度以降、世界市場はコロナウイルス（COVID-19）として知られる公衆衛生状態のアウトブレイクについての報道の進展により悪影響を受けている。かかる状態は依然として流動的であり、その影響の程度は（i）アウトブレイクの継続時間および拡散範囲、（ii）アウトブレイクの抑制に関する規制および勧告の金融市場への波及、および（iii）経済全体への影響を含む将来の動向に左右されるが、これらはすべて不確実性が高く、予測することができない。コロナウイルスのアウトブレイクが長期間継続した場合には、ファンドの投資および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

③【投資有価証券明細表等】

ファンドは、マスター・ファンドの投資証券に投資している。「貸借対照表」および「損益計算書」を参照のこと。

参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類の抜粋である。

米ドルの日本円への換算には、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・ マスター・リミテッド

貸借対照表

（米ドルで表示）

2019年12月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
現金	3,362,069	359,304
為替－公正価額（取得原価：1,113,369米ドル）	1,125,709	120,305
投資有価証券－公正価額 （取得原価：21,887,217米ドル）	23,491,288	2,510,514
未収利息	84,874	9,070
発行未収金	190,812	20,392
資産合計	28,254,752	3,019,585
負債		
買戻未払金	215,829	23,066
未払費用	123,852	13,236
負債合計	339,681	36,302
純資産	27,915,071	2,983,284
投資証券1口当たり純資産価格 （発行残高108,657.14口を基準とする）	256.91	27,456円

**ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・
マスター・リミテッド
損益計算書
(米ドルで表示)**

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
投資有価証券および為替に係る実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(249,983)	(26,716)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動	3,232,799	345,489
投資有価証券および為替に係る純損失	<u>2,982,816</u>	<u>318,774</u>
投資収益		
利息	836,098	89,354
投資収益合計	<u>836,098</u>	<u>89,354</u>
費用		
専門家報酬	95,450	10,201
取締役報酬およびその他費用	61,806	6,605
支払利息	7,680	821
管理事務報酬	7,095	758
費用合計	<u>172,031</u>	<u>18,385</u>
投資純利益	<u>664,067</u>	<u>70,969</u>
運用による純資産の純変動	<u>3,646,883</u>	<u>389,742</u>

**ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・
マスター・リミテッド
純資産変動計算書**
(米ドルで表示)

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純利益	664,067	70,969
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(249,983)	(26,716)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動	3,232,799	345,489
運用による純資産の純変動	<u>3,646,883</u>	<u>389,742</u>
資本取引		
発行	1,269,331	135,653
買戻し	(6,770,206)	(723,532)
資本取引による純資産の純変動	<u>(5,500,875)</u>	<u>(587,879)</u>
純資産の純変動	(1,853,992)	(198,136)
期首現在の純資産	29,769,063	3,181,420
期末現在の純資産	<u>27,915,071</u>	<u>2,983,284</u>

**ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・
マスター・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書**
(米ドルで表示)

2019年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	3,646,883	389,742
運用による純資産の純変動を運用活動から得た 現金純額に一致させるための調整：		
投資有価証券の購入	(19,845,197)	(2,120,856)
投資有価証券の売却手取額	25,868,450	2,764,561
投資有価証券に係る実現純損失	255,821	27,340
投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動	(3,683,882)	(393,696)
償却／増価の純額	(370,654)	(39,612)
資産および負債の変動：		
未収利息	39,431	4,214
未払費用	11,388	1,217
運用活動から得た現金純額	5,922,240	632,910
財務活動		
投資証券の発行	1,078,519	115,261
投資証券の買戻し	(6,690,755)	(715,041)
財務活動に使用された現金純額	(5,612,236)	(599,780)
 現金の純変動	 310,004	 33,130
期首現在の現金および為替	4,177,774	446,479
期末現在の現金および為替	4,487,778	479,609

**ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・
マスター・リミテッド
要約投資有価証券明細表
(米ドルで表示)**

2019年12月31日現在

銘柄	公正価額 (米ドル)	純資産 比率 (%)
投資有価証券		
転換社債		
アメリカ：		
通信サービス	916,136	3.28
一般消費財		
Tesla Inc 2.00% 05/15/2024	1,513,423	5.42
生活必需品	1,034,475	3.71
金融	943,433	3.38
ヘルスケア		
Medicines Company 2.75% 07/15/2023	1,746,250	6.26
その他	3,390,871	12.15
ヘルスケア合計	5,137,121	18.41
工業	958,776	3.43
素材	1,006,657	3.61
テクノロジー	5,816,462	20.83
アメリカ合計（取得原価：15,873,571米ドル）	17,326,483	62.07
アジア：		
一般消費財	989,033	3.54
テクノロジー	1,180,268	4.23
アジア合計（取得原価：1,980,405米ドル）	2,169,301	7.77
ヨーロッパ：		
通信サービス	1,294,925	4.64
金融	1,305,659	4.68
テクノロジー	868,640	3.11
ヨーロッパ合計（取得原価：3,622,707米ドル）	3,469,224	12.43
転換社債合計（取得原価：21,476,683米ドル）	22,965,008	82.27
優先株式		
ヨーロッパ：		
通信サービス	373,757	1.34
金融	152,523	0.55
ヨーロッパ合計（取得原価：410,534米ドル）	526,280	1.89
優先株式合計（取得原価：410,534米ドル）	526,280	1.89
投資有価証券合計（取得原価：27,795,637米ドル）	23,491,288	84.16

[次へ](#)

Nikko Global CB Fund

Statement of Assets and Liabilities
(Stated in United States Dollars)

December 31, 2019

Assets

Investment in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	\$ 27,915,071
Redemption due from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	215,829
Net unrealized gain on forward currency contracts	129,367
Total assets	<u>28,260,267</u>

Liabilities

Subscription due to Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	190,812
Redemptions payable	190,424
Management fee payable	61,548
Trustee and administration fee payable	60,569
Distributor fee payable	36,482
Agent Company fee payable	7,197
Accrued expenses	87,213
Total liabilities	<u>634,245</u>
Net assets	<u>\$ 27,626,022</u>

Net asset value per share

USD Class (based on 139,577 units outstanding)	\$ 107.50
AUD Class (based on 114,728 units outstanding)	AUD 105.19
EUR Class (based on 23,823 units outstanding)	€ 99.99
JPY Class (based on 18,280 units outstanding)	JPY 10,130

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Operations
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

Realized and unrealized gains (losses) on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77**Global Convertible Bond Master Limited**

Net realized loss on investments in securities and foreign currency	\$	(249,983)	
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency		<u>3,232,799</u>	
Net gain on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	\$		2,982,816

Realized and unrealized gains (losses) on forward currency contracts and foreign currency

Net realized loss on forward currency contracts and foreign currency	(865,948)	
Net change in unrealized gain/loss on forward currency contracts and foreign currency	<u>188,132</u>	
Net loss on forward currency contracts and foreign currency		(677,816)

Net investment income (loss) allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Interest income	836,098	
Professional fees	(95,450)	
Directors fees and other expenses	(61,806)	
Interest expense	(7,680)	
Administration fees	<u>(7,095)</u>	
Net investment income allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited		664,067

Fund expenses

Management fee	(258,571)	
Distributor fee	(152,269)	
Professional fees and other expenses	(121,519)	
Trustee and administration fee	(79,983)	
Agent Company fee	(28,730)	
Interest expense	<u>(1,795)</u>	
Total Fund expenses	<u>(642,867)</u>	
Net investment income		<u>21,200</u>
Net change in net assets resulting from operations	\$	<u>2,326,200</u>

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Changes in Net Assets
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

Operations

Net investment income	\$ 21,200
Net realized loss on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	(249,983)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	3,232,799
Net loss on forward currency contracts and foreign currency	(677,816)
Net change in net assets resulting from operations	<u>2,326,200</u>

Capital unit transactions

USD Class subscriptions	211,810
AUD Class subscriptions	1,020,210
EUR Class subscriptions	137,081
JPY Class subscriptions	1,854
USD Class redemptions	(3,188,400)
AUD Class redemptions	(2,355,987)
EUR Class redemptions	(109,311)
JPY Class redemptions	(34,041)
Net change in net assets resulting from capital unit transactions	<u>(4,316,784)</u>

Net change in net assets	(1,990,584)
Net assets at beginning of year	<u>29,616,606</u>
Net assets at end of year	<u>\$ 27,626,022</u>

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Cash Flows
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

Operating activities

Net change in net assets resulting from operations	\$ 2,326,200
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:	
Changes in assets and liabilities:	
Investment in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	1,853,992
Redemption due from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	(79,451)
Net unrealized gain/loss on forward currency contracts	(188,132)
Other assets	1,844
Subscription due to Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	190,812
Management fee payable	(8,058)
Trustee and administration fee payable	(1,815)
Distributor fee payable	(4,746)
Agent Company fee payable	(895)
Accrued expenses	37,709
Net cash provided by operating activities	4,127,460

Financing activities

Subscriptions	1,370,955
Redemptions	(5,498,415)
Net cash used in financing activities	(4,127,460)

Net change in cash	-
Cash at beginning of year	-
Cash at end of year	\$ -

Supplementary information

Interest paid	\$ 1,795
---------------	----------

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2019

1. Organization

Nikko Global CB Fund (the Fund) is an open-ended exempted trust formed under the trust laws of the Cayman Islands by a deed of trust dated July 6, 2004. The Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations. The Fund commenced operations on August 13, 2004. The Fund is a feeder fund in a master-feeder structure whereby the Fund invests substantially all of its assets in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited, (the Master Fund), a company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Master Fund's investment objective is to invest in a diversified portfolio of international convertible securities. Convertible securities include debt securities, preferred stock and other hybrid securities which pay current interest or dividends and give the holder the right to exchange the security for common stock.

The Company's adviser is UBS O'Connor LLC (the Investment Manager), a Delaware limited liability company, which is registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser. The Investment Manager may use certain personnel of one or more of its affiliates or engage one or more of its affiliates as sub-advisers to provide investment advice for certain assets of the Master Fund. The Investment Manager is a wholly-owned subsidiary of UBS Asset Management (Americas) Inc. UBS Asset Management (Americas) Inc. and any affiliated sub-advisers are wholly owned subsidiaries of UBS AG (UBS) and are part of UBS Asset Management, which provides various operational and managerial support services to the Investment Manager.

The Fund's administrator is BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited (the Administrator). The Administrator has delegated the administration of the Fund to BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company (the Sub-Administrator). The Sub-Administrator provides certain administrative services to the Fund, including maintenance of the Fund's books and records, and serves as registrar for the Fund's units. The Administrator also serves as trustee of the Fund (the Trustee).

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Investment Manager has evaluated the structure, objectives and activities of the Fund and determined that it meets the characteristics of an investment company. As such, these financial statements have applied the guidance set forth in Accounting Standards Codification (ASC) 946, *Financial Services – Investment Companies*. The following is a summary of significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2019

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Investments**

The Fund's investment in the Master Fund is recorded at fair value, which is the Fund's interest in the net assets of the Master Fund. The Fund records its share of the Master Fund's income, expenses and realized and unrealized gains and losses. In addition, the Fund accrues its own income and expenses. The performance of the Fund is directly affected by the performance of the Master Fund. Attached are the audited financial statements of the Master Fund, including the condensed schedule of investments and significant accounting policies, which are an integral part of these financial statements. Valuation of investments held by the Master Fund is discussed in the notes to the Master Fund's financial statements.

At December 31, 2019, the Fund owns all of the shares of the Master Fund, with a net asset value of \$27,915,071 which represents a 100.00% ownership interest in the Master Fund.

Allocation of Income or Loss

The Fund allocates daily income or loss pro-rata among classes of units after consideration of any prior day accruals for operating expenses and management fees in the Fund.

Foreign Currency Translation

The functional currency of the Fund is the U.S. Dollar. Assets and liabilities denominated in a currency other than the U.S. Dollar are translated into U.S. Dollars at the mid-market rate of exchange as reported by an independent pricing service. Purchases and sales of investments and income and expenses denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rates of exchange on the respective dates of such transactions. The resulting gains or losses from such transactions are included in realized and unrealized gains (losses) in the statement of operations.

Forward Currency Contracts

ASC 815, *Derivatives and Hedging*, requires qualitative disclosures about objectives and strategies for using derivatives, quantitative disclosures about fair value amounts and gains and losses on derivatives and disclosures about credit-risk related contingent features in derivatives agreements.

Although the Fund's functional currency is the U.S. Dollar, a portion of the Fund's units are denominated in Australian Dollars, Euro and Japanese Yen. As a result, the Fund enters into forward currency contracts with BNY Mellon, New York to minimize the fluctuations of the net asset values of the units denominated in foreign currencies. The term of the forward currency contracts is generally monthly. The fair value for forward currency contracts is determined by obtaining independent mid-market quotes for various forward currency settlements as available and interpolating values falling between those settlement dates to arrive at a value for the individual contract. Gains and losses from such forward currency contracts are included in realized and unrealized gains (losses) on forward currency contracts and foreign currency in the statement of operations and are allocated to the related non-U.S. Dollar unit classes. The holders of non-U.S. Dollar unit classes may be exposed to currency risk to the extent that these currency hedge transactions are not effective. The Investment Manager monitors the Fund's exposure to currency risk. For the year ended December 31, 2019, the Fund had a quarterly average notional value on forward currency contracts of \$12,753,206. No collateral has been pledged or received by the Fund in relation to forward currency contracts.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2019

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

ASC 820, *Fair Value Measurement*, defines fair value for financial reporting, establishes a framework used to measure fair value and enhances disclosure requirements for fair value measurements. The Fund has categorized its financial instruments, based on the priority of the valuation technique, into a three-level fair value hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the observability of the inputs to the valuation of the financial asset or liability as of the measurement date. A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

Based on the hierarchy, the Fund classifies its three forward currency contracts held in Australian Dollars, Euro and Japanese Yen at December 31, 2019, with a net unrealized gain of \$129,367, as Level 2 financial instruments. Refer to the attached audited financial statements of the Master Fund, including the significant accounting policies, for further discussion on ASC 820.

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the government of the Cayman Islands. As a result, no tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

ASC 740, *Income Taxes*, defines how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. The Fund has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Fund's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis of all significant tax jurisdictions and open tax years subject to examination, all material tax positions were deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore no tax expense, including any interest or penalties, was recorded for the year ended December 31, 2019. To the extent the Fund is required to record related interest and penalties, they would be included in interest expense and other expenses, respectively, in the statement of operations.

Generally, the tax authorities in the jurisdictions in which the Fund conducts its business can initiate examinations of tax returns or security transactions within various time periods from the date the returns are filed or the date the security transactions occurred. As a result, certain tax returns or security transactions are still subject to examination.

3. Operating Expenses

As described in the Prospectus, the Fund bears its own operating expenses and its pro-rata share of the Master Fund's operating expenses. These expenses, including both transaction and non-transaction related expenses, are accrued daily. For the year ended December 31, 2019, the Investment Manager has not paid any expenses on behalf of the Fund.

4. Fees**Management Fee**

The Fund pays the Investment Manager a quarterly management fee equal to 0.225% of the average daily net asset value (NAV) of each of the USD Class, AUD Class, EUR Class and JPY Class during each quarter (0.90% per annum).

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2019

4. Fees (continued)**Distributor Fee**

The Fund has appointed SMBC Nikko Securities Inc. and UBS Securities Japan Ltd., a related party to the Investment Manager, as Distributor in Japan. The Distributor is entitled to a Distributor fee, payable each calendar quarter, at a per annum rate of 0.53% for the first \$300 million, 0.55% for the next \$300 million and 0.57% for the part exceeding \$600 million of the average of the daily NAV of the Fund during such quarter.

Agent Company Fee

The Agent Company (SMBC Nikko Securities Inc.) is entitled to a fee each calendar quarter at a per annum rate of 0.10% of the average daily NAV of the Fund during such quarter. In addition, any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company for client service on behalf of the Fund will be borne by the Fund.

Trustee and Administration Fees

The Trustee is entitled to a fee, payable each quarter, at a per annum rate of 0.12% for the first \$300 million, 0.10% for the next \$300 million and 0.08% for the part exceeding \$600 million of the average daily NAV of the Fund during such quarter. In addition, an account maintenance fee of \$72,000 per annum is payable to the Administrator.

5. Financial Guarantees

The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is not known. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

6. Units in Issue

The Fund is offering its units of beneficial interest (Units) in four separate classes. USD Class Units will be denominated in U.S. Dollars, AUD Class Units will be denominated in Australian Dollars, EUR Class Units will be denominated in Euro and JPY Class Units will be denominated in Japanese Yen. The Fund may issue different classes of Units denominated in other currencies or with different terms and conditions. Although different classes of Units are to be issued, there will be no segregation of the funds arising from the subscription of the different classes of Units and such subscription funds, and the investments made therewith, constitute a single undivided asset pool for the Fund. All subscription proceeds received by the Trustee for the issue of Units, together with the assets in which such proceeds are invested, and all income, profits or gains attributable thereto shall be held for the benefit of all unitholders of the Fund, except for gains and losses from forward currency contracts referenced in Note 2.

The dealing day for Units shall be each business day. Units may be redeemed any business day, subject to the restrictions in the Prospectus.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2019

6. Units in Issue (continued)

Unit transactions for the year ended December 31, 2019, were as follows:

	USD Class	AUD Class	EUR Class	JPY Class
Units outstanding at December 31, 2018	168,562	133,905	23,561	18,638
Units issued	2,068	14,555	1,262	20
Units redeemed	(31,053)	(33,732)	(1,000)	(378)
Units outstanding at December 31, 2019	<u>139,577</u>	<u>114,728</u>	<u>23,823</u>	<u>18,280</u>

7. Dividend

The Investment Manager may declare semi-annual distributions from the investment income and realized and change in unrealized capital gains and, if considered necessary to maintain reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution. The Investment Manager intends to make distributions to unitholders on the last business day of the month of February and August in each financial year of the Fund. Dividends are paid to unitholders on the basis that there are gains to distribute.

The Fund did not pay any dividends for the year ended December 31, 2019.

8. Financial Highlights

The following represents the per Unit information, total return and ratios to average net assets for the year ended December 31, 2019:

	USD Class	AUD Class	EUR Class	JPY Class
Per unit operating performance				
Beginning net asset value	\$96.83	AUD 96.18	€ 93.16	¥9,398
Income from operations:				
Net investment income	0.09	0.07	0.08	8
Net realized and unrealized gain	10.58	8.94	6.75	724
Total from operations	10.67	9.01	6.83	732
Ending net asset value	<u>\$107.50</u>	<u>AUD 105.19</u>	<u>€ 99.99</u>	<u>¥10,130</u>
Total return	11.02%	9.37%	7.33%	7.79%
Ratios to average net assets				
Total expenses	2.84%	2.86%	2.84%	2.84%
Net investment income	0.08%	0.07%	0.08%	0.08%

The financial highlights are calculated for each Class of Units taken as a whole. An individual unitholder's total return and ratios may vary from these returns and ratios based on forward currency contracts and the timing of capital transactions.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2019

9. Subsequent Events

The Investment Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Fund's financial statements through March 31, 2020, the date the financial statements were available to be issued, and has concluded that there are no recognized or non-recognized subsequent events for financial statement adjustment or disclosure, other than as noted below.

Subsequent to the fiscal year end, the global markets have been negatively impacted by the evolving news of the spread of the public health condition known as coronavirus (COVID-19). This situation continues to be fluid and the extent of the impact will depend on future developments, including (i) the duration and spread of the outbreak, (ii) the repercussions on the financial markets of restrictions and advisories related to containing the outbreak, and (iii) the effects on the economy overall, all of which are highly uncertain and cannot be predicted. If the coronavirus outbreak continues for an extended period of time, the Fund's investments and performance results may be adversely affected.

Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Statement of Assets and Liabilities
(Stated in United States Dollars)

December 31, 2019

Assets

Cash	\$	3,362,069
Foreign currency, at fair value (cost \$1,113,369)		1,125,709
Investments in securities, at fair value (cost \$21,887,217)		23,491,288
Interest receivable		84,874
Subscriptions receivable		<u>190,812</u>
Total assets		<u>28,254,752</u>

Liabilities

Redemptions payable		215,829
Accrued expenses		<u>123,852</u>
Total liabilities		<u>339,681</u>
Net assets	\$	<u>27,915,071</u>

Net asset value per share (based on 108,657.14 shares outstanding)	\$	<u>256.91</u>
--	----	---------------

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Statement of Operations
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

**Realized and unrealized gains (losses) on investments in securities
and foreign currency**

Net realized loss on investments in securities and foreign currency	\$	(249,983)	
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency		<u>3,232,799</u>	
Net gain on investments in securities and foreign currency			\$ 2,982,816

Investment income

Interest	<u>836,098</u>	
Total investment income		836,098

Expenses

Professional fees	95,450	
Directors fees and other expenses	61,806	
Interest expense	7,680	
Administration fees	<u>7,095</u>	
Total expenses	<u>172,031</u>	
Net investment income		664,067
Net change in net assets resulting from operations		<u>\$ 3,646,883</u>

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Statement of Changes in Net Assets
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

Operations

Net investment income	\$ 664,067
Net realized loss on investments in securities and foreign currency	(249,983)
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	<u>3,232,799</u>
Net change in net assets resulting from operations	<u>3,646,883</u>

Capital share transactions

Subscriptions	1,269,331
Redemptions	<u>(6,770,206)</u>
Net change in net assets resulting from capital share transactions	<u>(5,500,875)</u>

Net change in net assets	(1,853,992)
Net assets at beginning of year	<u>29,769,063</u>
Net assets at end of year	<u>\$ 27,915,071</u>

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Statement of Cash Flows
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2019

Operating activities

Net change in net assets resulting from operations	\$	3,646,883
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:		
Purchases of securities		(19,845,197)
Proceeds from sales of securities		25,868,450
Net realized loss on investments in securities		255,821
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities		(3,683,882)
Net amortization/accretion		(370,654)
Changes in assets and liabilities:		
Interest receivable		39,431
Accrued expenses		11,388
Net cash provided by operating activities		<u>5,922,240</u>

Financing activities

Subscriptions		1,078,519
Redemptions		<u>(6,690,755)</u>
Net cash used in financing activities		<u>(5,612,236)</u>

Net change in cash		310,004
Cash and foreign currency at beginning of year		<u>4,177,774</u>
Cash and foreign currency at end of year	\$	<u><u>4,487,778</u></u>

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Condensed Schedule of Investments
(Stated in United States Dollars)

December 31, 2019

Description	Fair Value	Percent of Net Assets
Investments in securities		
Convertible bonds		
Americas:		
Communication Services	\$ 916,136	3.28 %
Consumer Discretionary		
Tesla Inc 2.00% 05/15/2024	1,513,423	5.42
Consumer Staples	1,034,475	3.71
Financials	943,433	3.38
Health Care		
Medicines Company 2.75% 07/15/2023	1,746,250	6.26
Other	3,390,871	12.15
Total Health Care	5,137,121	18.41
Industrials	958,776	3.43
Materials	1,006,657	3.61
Technology	5,816,462	20.83
Total Americas (cost \$15,873,571)	17,326,483	62.07
Asia:		
Consumer Discretionary	989,033	3.54
Technology	1,180,268	4.23
Total Asia (cost \$1,980,405)	2,169,301	7.77
Europe:		
Communication Services	1,294,925	4.64
Financials	1,305,659	4.68
Industrials	868,640	3.11
Total Europe (cost \$3,622,707)	3,469,224	12.43
Total convertible bonds (cost \$21,476,683)	22,965,008	82.27
Preferred equities		
Europe:		
Communication Services	373,757	1.34
Financials	152,523	0.55
Total Europe (cost \$410,534)	526,280	1.89
Total preferred equities (cost \$410,534)	526,280	1.89
Total investments in securities (cost \$21,887,217)	\$ 23,491,288	84.16 %

See accompanying notes.

(2) 【2018年12月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

日興グローバル・CB・ファンド

貸借対照表

(米ドルで表示)

2018年12月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド に対する投資	29,769,063	3,181,420
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド からの買戻未収金	136,378	14,575
その他資産	1,844	197
資産合計	29,907,285	3,196,192
負債		
先渡為替契約にかかる未実現純損失	58,765	6,280
買戻未払金	1,100	118
未払管理報酬	69,606	7,439
未払販売報酬	41,228	4,406
未払代行協会員報酬	8,092	865
未払受託報酬および管理事務代行報酬	62,384	6,667
未払費用	49,504	5,290
負債合計	290,679	31,065
純資産	29,616,606	3,165,127
受益証券1口当たり純資産価格		
米ドル建クラス（発行残高168,562口を基準とする）	96.83米ドル	10,348円
豪ドル建クラス（発行残高133,905口を基準とする）	96.18豪ドル	6,717円
ユーロ建クラス（発行残高23,561口を基準とする）	93.16ユーロ	10,807円
円建クラス（発行残高18,638口を基準とする）	9,398円	

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

②【損益計算書】

日興グローバル・CB・ファンド
損益計算書
（米ドルで表示）

2018年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資有価証券および為替に係る実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純利益	2,294,769	245,242
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純変動	<u>(3,546,117)</u>	<u>(378,974)</u>
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資有価証券および為替に係る純損失	<u>(1,251,348)</u>	<u>(133,732)</u>
先渡為替契約および為替に係る実現および未実現損益		
先渡為替契約および為替に係る実現純損失	(1,096,405)	(117,173)
先渡為替契約および為替に係る未実現損益の純変動	<u>(173,431)</u>	<u>(18,535)</u>
先渡為替契約および為替に係る純損失	<u>(1,269,836)</u>	<u>(135,707)</u>
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資純損益		
受取利息	1,211,337	129,456
支払利息	(311,809)	(33,323)
専門家報酬	(99,400)	(10,623)
管理事務報酬	(16,955)	(1,812)
取締役報酬およびその他費用	<u>(28,571)</u>	<u>(3,053)</u>
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから割り当てられた投資純利益	<u>754,602</u>	<u>80,644</u>
ファンドの費用		
管理報酬	(310,657)	(33,200)
販売報酬	(176,640)	(18,878)
代行協会員報酬	(33,649)	(3,596)
受託および管理事務代行報酬	(112,734)	(12,048)
専門家報酬およびその他費用	<u>(108,440)</u>	<u>(11,589)</u>
ファンドの費用合計	<u>(742,120)</u>	<u>(79,310)</u>
投資純利益	<u>12,482</u>	<u>1,334</u>
運用による純資産の純変動	<u>(2,508,702)</u>	<u>(268,105)</u>

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド
純資産変動計算書
（米ドルで表示）

2018年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純利益	12,482	1,334
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから 割り当てられた投資有価証券および為替に係る実現純利益	2,294,769	245,242
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドから 割り当てられた投資有価証券および為替に係る 未実現評価損益の純変動	(3,546,117)	(378,974)
先渡為替契約および為替に係る純損失	(1,269,836)	(135,707)
運用による純資産の純変動	<u>(2,508,702)</u>	<u>(268,105)</u>
資本取引		
米ドル建クラスの発行	2,451,150	261,954
豪ドル建クラスの発行	965,693	103,204
ユーロ建クラスの発行	14,741	1,575
円建クラスの発行	144,040	15,394
米ドル建クラスの買戻し	(3,945,474)	(421,653)
豪ドル建クラスの買戻し	(1,853,552)	(198,089)
ユーロ建クラスの買戻し	(300,852)	(32,152)
円建クラスの買戻し	(252,960)	(27,034)
円建（ヘッジ付）クラスの買戻し	(4,006,142)	(428,136)
資本取引による純資産の純変動	<u>(6,783,356)</u>	<u>(724,937)</u>
分配金		
米ドル建クラスの分配金	(556,304)	(59,452)
豪ドル建クラスの分配金	(309,319)	(33,057)
分配による純資産の純変動	<u>(865,623)</u>	<u>(92,509)</u>
純資産の純変動	(10,157,681)	(1,085,551)
期首現在の純資産	39,774,287	4,250,678
期末現在の純資産	<u>29,616,606</u>	<u>3,165,127</u>

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
（米ドルで表示）

2018年12月31日に終了した年度

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	(2,508,702)	(268,105)
運用による純資産の純変動を運用活動から得た 現金純額に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド に対する投資	10,143,417	1,084,027
先渡為替契約に係る未実現純損益	173,431	18,535
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド からの買戻未収金	(136,378)	(14,575)
その他資産	(1,844)	(197)
ナインティーンセブンティセブン・グローバル・ コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド に対する発行未収金	(518,623)	(55,425)
未払管理報酬	(18,203)	(1,945)
未払販売報酬	(7,573)	(809)
未払代行協会員報酬	(1,109)	(119)
未払受託および管理事務代行報酬	11,823	1,264
未払費用	(6,983)	(746)
運用活動から得た現金純額	7,129,256	761,904
財務活動		
発行	4,161,971	444,790
買戻し	(10,425,604)	(1,114,184)
分配金	(865,623)	(92,509)
財務活動に使用された現金純額	(7,129,256)	(761,904)
 現金の純変動	 —	 —
期首現在の現金	—	—
期末現在の現金	—	—

添付の注記およびナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドの財務書類を参照のこと。

日興グローバル・CB・ファンド

財務書類に対する注記

2018年12月31日に終了した年度

1. 組織

日興グローバル・CB・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2004年7月6日付の信託証書によって、ケイマン諸島の信託法に基づき設立された、オープン・エンド型の免除トラストである。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーションに準拠した投資信託として規制されている。ファンドは、2004年8月13日に運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社であるナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド（以下「マスター・ファンド」という。）にその資産の概ねすべてを投資するというマスター／フィーダーの形態のフィーダー・ファンドである。マスター・ファンドの投資目的は、各国の転換証券の分散型ポートフォリオに投資することである。転換証券には、利金もしくは配当付で当該証券を普通株式に転換する権利が保有者に付与されている債券、優先株式およびその他ハイブリッド証券が含まれる。

当社の顧問は、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されているデラウェアの有限責任会社であるUBS オコナー・エルエルシー（以下「投資運用会社」という。）である。投資運用会社は、マスター・ファンドの一部の資産について投資助言を提供するため、一もしくは複数の子会社の従業員を利用する、または、一もしくは複数の子会社を副投資顧問会社として雇用することがある。投資運用会社は、UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーの完全所有子会社である。UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーおよび系列の副投資顧問会社は、UBS AG (UBS) の完全所有子会社であり、さまざまな運用および管理支援サービスを投資運用会社に提供するUBSアセット・マネジメントの一員である。

ファンドの管理事務代行会社は、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドである（以下「管理事務代行会社」という。）。管理事務代行会社は、BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー（以下「副管理事務代行会社」という。）にファンドの管理事務を委託している。副管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持を含む一定の管理事務代行業務をファンドに提供し、ファンドの受益証券の登録事務代行会社として役割を果たす。管理事務代行会社は、ファンドの受託会社としての役割も果たす（以下「受託会社」という。）。

2. 重要な会計方針の要約

投資運用会社は、ファンドの構造、目的および活動について評価し、投資会社としての特徴に合致していると判断した。よって、当該財務書類は、会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス—投資会社」に記載されるガイダンスを適用した。以下は、財務書類を作成する際に使用された重要な会計方針および報告基準の概要である。

見積りの使用

本財務書類は、米国において一般に認められている会計原則（以下「GAAP」という。）に基づいて作成されている。財務書類の作成にあたり、財務書類および注記の金額に影響を与える見積みおよび条件設定が経営陣に要求される。実際の結果は、かかる見積みとは異なることがある。

投資

ファンドによるマスター・ファンドへの投資は、マスター・ファンドの純資産におけるファンドの持分であり、公正価格で計上される。ファンドは、マスター・ファンドの収益、費用ならびに実現および未実現損益の持分を計上する。また、ファンドは、独自の収益および費用も生じる。ファンドの実績は、マスター・ファンドの実績の影響を直接受ける。マスター・ファンドの監査済財務書類には、それらの財務書類と不可分である要約投資有価証券明細表および重要な会計方針が含まれている。マスター・ファンドが保有している投資の評価は、マスター・ファンドの財務書類に対する注記で述べられている。

2018年12月31日現在、ファンドは、純資産価額が29,769,063米ドルであるマスター・ファンドの投資証券のすべてを保有し、マスター・ファンドの100.00%の所有者持分を表章している。

利益および損失の配分

ファンドは、ファンドにおいて前日に生じる運用費用や管理報酬を検討したうえで、日々の収益または損失を各クラス受益証券に比例按分する。

外貨換算

ファンドの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、独立の値付機関により報告される為替レートの仲値で米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の投資有価証券の購入および売却ならびに収益および費用は、当該取引日の為替レートでそれぞれ換算されている。かかる取引から生じる損益は、損益計算書の取引活動および為替に係る実現および未実現損益に含まれる。

先渡為替契約

ASC第815号「デリバティブおよびヘッジ」は、デリバティブを使用するための目的および戦略についての定性的な開示、デリバティブの公正価額およびそれに係る損益についての定量的な開示、ならびにデリバティブ契約の信用リスクに関連する偶発性についての開示を要求している。

ファンドの機能通貨は米ドルであるが、ファンド受益証券の一部は豪ドル建、ユーロ建および円建である。その結果、ファンドは、外貨建の受益証券の純資産価額の変動を最小限にするためにBNYメロン銀行、ニューヨークと先渡為替契約を締結している。先渡為替契約の期間は、通常、月毎である。先渡為替契約の公正価値は、個々の契約についての価格を算出するため、入手可能なさまざまな先渡通貨決済についての独立した仲値およびそれらの決済日の間の補間的な価額を入手することにより決定される。かかる先渡為替契約による損益は、損益計算書の先渡為替契約および為替に係る実現および未実現損益に含まれ、関連する米ドル建以外の受益証券クラスに割り当てられる。米ドル建クラス以外の受益証券の保有者は、かかる通貨ヘッジ取引が有効でない場合には、通貨リスクにさらされることがある。投資運用会社は、ファンドの通貨リスクに対するエクスポージャーを監視する。2018年12月31日に終了する年度における先渡為替契約の四半期の平均想定価額は、16,468,671米ドルであった。先渡為替契約に関連してファンドが差し入れるまたは受け取る担保はなかった。

ASC第820号「公正価値による測定」は、財務報告のための公正価値を定義し、公正価値測定に使用される枠組みを確立し、公正価値測定についての開示規定を強化する。ファンドは、評価技法の優先順位に基づいて、その金融資産を3つのレベルの公正価値階層に分類した。評価階層は、測定日現在の金融資産または負債の評価額に対するインプットが観察可能かどうかに基づいている。金融商品の評価階層における分類は、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルに基づく。

かかる階層に基づき、ファンドは2018年12月31日現在、豪ドル、ユーロおよび日本円で保有する未実現純損失58,765米ドルを計上している3つの先渡為替契約をレベル2の金融商品として分類する。ASC第820号についての更なる考察については、重要な会計方針を含むマスター・ファンドの添付の監査済財務書類を参照のこと。

税金

現在、ケイマン諸島の政府によって課せられているインカム・ゲイン税またはキャピタル・ゲイン税はない。よって、本財務書類に税負債または税費用は計上されていない。

ASC第740号「法人税」は、財務書類において不確実な法人税の取扱いをどのように認識、測定、表示および開示すべきかを規定している。ファンドは、ファンドの確定申告作成にあたり実施されるまたは実施予定の法人税の取扱いについて、適切な税務当局により法人税の取扱いが「どちらかといえば」肯定されるかどうか決めるために評価を行った。すべての重要な税務管轄地域および調査の対象となるオープン・タックス・イヤーについてのこうした分析に基づき、重要な法人税の取扱いはすべて、「どちらかといえば」の基準を満たすとされた。したがって、利息またはペナルティーを含むいかなる税金費用も2018年12月31日終了年度については計上されなかった。ファンドが関連する利息およびペナルティーを計上することが要求される場合には、それらは損益計算書の支払利息およびその他費用にそれぞれ含まれる。

一般的に、ファンドが事業を行う管轄地域の税務当局は、確定申告が行われた日または証券取引が発生した日から各期間内に、確定申告または証券取引の調査を開始することができる。よって、特定の確定申告または証券取引は、引き続き調査の対象である。

3. 運用費用

目論見書に明記されているように、ファンドは、自らの運用費用およびマスター・ファンドの運用費用の持分割合を負担する。かかる費用は、取引関連費用および取引関連以外の費用の両方を含み、日々見越計上される。2018年12月31日現在、投資運用会社がファンドの代わりに支払った費用はなかった。

4. 報酬

管理報酬

ファンドは、四半期毎に管理報酬として、各四半期における米ドル建、豪ドル建、ユーロ建および円建各々のクラス受益証券の日々の平均純資産価額の0.225%（年率0.90%）および各四半期における円建（ヘッジ付）クラス受益証券の日々の平均純資産価額の0.15%（年率0.60%）を、投資運用会社に支払う。

販売報酬

ファンドは、SMBC日興証券株式会社および投資運用会社の関連会社であるUBS証券会社を日本における販売会社に任命した。販売会社は、暦四半期毎に支払われる販売報酬として、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の、最初の3億米ドルまでの部分について年率0.53%、次の3億米ドルの部分について年率0.55%、6億米ドルを超える部分について年率0.57%の販売報酬を受領する権利を有する。円建（ヘッジ付）クラス受益証券については、販売報酬はない。

代行協会員報酬

代行協会員（SMBC日興証券株式会社）は、暦四半期毎に、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。また、代行協会員が顧客サービスのためにファンドに代わって負担した、合理的な立替金および現金支払額は、ファンドが負担する。円建（ヘッジ付）クラス受益証券については、代行協会員報酬はない。

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社は、四半期毎に支払われる報酬として、かかる四半期におけるファンドの日々の平均純資産価額の、最初の3億米ドルまでの部分について年率0.12%、次の3億米ドルの部分について年率0.10%、6億米ドルを超える部分について年率0.08%を受領する権利を有する。さらに、年額72,000米ドルの口座維持管理報酬が管理事務代行会社に支払われる。

5. 財務保証

ファンドは、さまざまな損害賠償を含む契約を締結する。これらの取り決めによりファンドが影響を受ける最大額は不明である。しかしながら、ファンドは、これまでこれらの契約による賠償請求または損失の損害を被っておらず、損失のリスクは少ないと予測している。

6. 受益証券の発行

ファンドは、4つの個別クラスの受益証券（以下「受益証券」という。）を募集している。米ドル建クラス受益証券は米ドル建、豪ドル建クラス受益証券は豪ドル建、ユーロ建クラス受益証券はユーロ建、また円建クラス受益証券は円建となる。ファンドはまた、2018年8月20日まで円建となる円建（ヘッジ付）クラス受益証券を募集していたが、同日付で受益証券はすべて買戻された。ファンドは、他の異なる通貨建または異なる条件のクラス受益証券を発行することができる。異なるクラス受益証券が発行されても、異なるクラス受益証券の発行による手取金は区別されず、かかる発行手取金およびそれに伴う投資はファンドにおける唯一かつ不可分のアセット・プールを形成する。受託会社が受領したすべての受益証券発行手取金およびかかる手取金で投資した資産ならびにこれに帰属するすべての収入、収益、利益は、先渡為替契約（注記2を参照）からの損益を除き、ファンドのすべての受益者の利益のために保有される。

受益証券の取引は各営業日に行われる。受益証券は目論見書の規定に従い、営業日に買い戻される。

2018年12月31日に終了した年度の受益証券取引は、以下の通りである。

	米ドル建 クラス	豪ドル建 クラス	ユーロ建 クラス	円建 クラス	円建 (ヘッジ付) クラス
2017年12月31日現在の 発行済受益証券口数	183,257	145,099	25,970	19,833	29,551
受益証券の発行	23,530	12,616	125	1,570	—
受益証券の買戻し	(38,225)	(23,810)	(2,534)	(2,765)	(29,551)
2018年12月31日現在の 発行済受益証券口数	168,562	133,905	23,561	18,638	—

7. 分配金

投資運用会社は、投資収益ならびに実現キャピタル・ゲインおよび未実現キャピタル・ゲインの変動から、また分配を合理的な水準に保つために必要であると考えられる場合には、分配可能な他の資産の中から半年毎の分配を宣言することができる。投資運用会社は、毎会計年度の2月と8月の最終営業日現在の受益者に対し、分配を予定している。分配金は、分配可能利益に基づき、受益者に支払われる。

ファンドは、2018年3月7日付で589,822米ドルの分配金を、以下の通りの1口当たり分配金で支払った。

豪ドル建クラス	豪ドル	2.00
米ドル建クラス	米ドル	2.00

ファンドは、2018年9月10日付で275,801米ドルの分配金を、以下の通りの1口当たり分配金で支払った。

豪ドル建クラス	豪ドル	1.00
米ドル建クラス	米ドル	1.00

8. 受益証券財務ハイライト

以下は、2018年12月31日に終了した年度における受益証券1口当たりの情報、総利回りおよび平均純資産額に対する割合である。

	米ドル建 クラス (米ドル)	豪ドル建 クラス (豪ドル)	ユーロ建 クラス (ユーロ)	円建 クラス (円)
受益証券1口当たりの運用実績				
期首現在純資産価格	104.23	104.40	100.59	10,110
運用からの（損）益：				
投資純損失	(0.07)	(0.06)	(0.07)	(7)
実現および未実現純損失	(4.33)	(5.16)	(7.36)	(705)
運用からの払戻金合計	(4.40)	(5.22)	(7.43)	(712)
分配金	(3.00)	(3.00)	—	—
期末現在純資産価格	96.83	96.18	93.16	9,398
分配前の総利回り				
	(4.39)%	(5.18)%	(7.39)%	(7.04)%
平均純資産額に対する割合				
費用合計	3.38%	3.36%	3.38%	3.38%
投資純損失	0.07%	0.05%	0.07%	0.07%

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものである。各受益者の総利回りおよび収益比率は、為替先渡契約および資本取引の時期により上記とは異なることがある。

9. 後発事象

投資運用会社は、財務書類が公表可能になった日付である2019年4月16日までのファンドの財務書類に存在する後発事象の可能性について評価し、財務書類の修正または開示についての認識される／認識されない後発事象はないと判断した。

[次へ](#)

Nikko Global CB Fund

Statement of Assets and Liabilities
(Stated in United States Dollars)

December 31, 2018

Assets

Investment in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	\$	29,769,063
Redemption due from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited		136,378
Other assets		<u>1,844</u>
Total assets		<u>29,907,285</u>

Liabilities

Net unrealized loss on forward currency contracts		58,765
Redemptions payable		1,100
Management fee payable		69,606
Distributor fee payable		41,228
Agent Company fee payable		8,092
Trustee and administration fee payable		62,384
Accrued expenses		<u>49,504</u>
Total liabilities		<u>290,679</u>
Net assets	\$	<u>29,616,606</u>

Net asset value per share

USD Class (based on 168,562 units outstanding)	\$	96.83
AUD Class (based on 133,905 units outstanding)	AUD	96.18
EUR Class (based on 23,561 units outstanding)	€	93.16
JPY Class (based on 18,638 units outstanding)	JPY	9,398

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Operations
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2018

Realized and unrealized gains (losses) on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Net realized gain on investments in securities and foreign currency	\$	2,294,769	
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency		(3,546,117)	
Net loss on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited			\$ (1,251,348)

Realized and unrealized gains (losses) on forward currency contracts and foreign currency

Net realized loss on forward currency contracts and foreign currency		(1,096,405)	
Net change in unrealized gain/loss on forward currency contracts and foreign currency		(173,431)	
Net loss on forward currency contracts and foreign currency			(1,269,836)

Net investment income/(loss) allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited

Interest income	1,211,337	
Interest expense	(311,809)	
Professional fees	(99,400)	
Administration fees	(16,955)	
Directors fees and other expenses	(28,571)	
Net investment income allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	754,602	

Fund expenses

Management fee	(310,657)	
Distributor fee	(176,640)	
Agent Company fee	(33,649)	
Trustee and administration fee	(112,734)	
Professional fees and other expenses	(108,440)	
Total Fund expenses	(742,120)	
Net investment income		12,482
Net change in net assets resulting from operations		<u>\$ (2,508,702)</u>

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Changes in Net Assets
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2018

Operations

Net investment income	\$ 12,482
Net realized gain on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	2,294,769
Net change in unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency allocated from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited	(3,546,117)
Net loss on forward currency contracts and foreign currency	(1,269,836)
Net change in net assets resulting from operations	(2,508,702)

Capital unit transactions

USD Class subscriptions	2,451,150
AUD Class subscriptions	965,693
EUR Class subscriptions	14,741
JPY Class subscriptions	144,040
USD Class redemptions	(3,945,474)
AUD Class redemptions	(1,853,552)
EUR Class redemptions	(300,852)
JPY Class redemptions	(252,960)
JPY Class (Hedged) redemptions	(4,006,142)
Net change in net assets resulting from capital unit transactions	(6,783,356)

Distributions

USD Class distributions	(556,304)
AUD Class distributions	(309,319)
Net change in net assets resulting from distributions	(865,623)

Net change in net assets	(10,157,681)
Net assets at beginning of year	39,774,287
Net assets at end of year	\$ 29,616,606

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Statement of Cash Flows
(Stated in United States Dollars)

Year Ended December 31, 2018

Operating activities

Net change in net assets resulting from operations \$ (2,508,702)

Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations
to net cash provided by operating activities:

Changes in assets and liabilities:

Investment in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited 10,143,417

Net unrealized gain/loss on forward currency contracts 173,431

Redemption due from Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited (136,378)

Other assets (1,844)

Subscription due to Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited (518,623)

Management fee payable (18,203)

Distributor fee payable (7,573)

Agent Company fee payable (1,109)

Trustee and administration fee payable 11,823

Accrued expenses (6,983)

Net cash provided by operating activities 7,129,256

Financing activities

Subscriptions 4,161,971

Redemptions (10,425,604)

Distributions (865,623)

Net cash used in financing activities (7,129,256)

Net change in cash -

Cash at beginning of year -

Cash at end of year \$ -

See accompanying notes and attached financial statements of Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2018

1. Organization

Nikko Global CB Fund (the Fund) is an open-ended exempted trust formed under the trust laws of the Cayman Islands by a deed of trust dated July 6, 2004. The Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations. The Fund commenced operations on August 13, 2004. The Fund is a feeder fund in a master-feeder structure whereby the Fund invests substantially all of its assets in Nineteen77 Global Convertible Bond Master Limited, (the Master Fund), a company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Master Fund's investment objective is to invest in a diversified portfolio of international convertible securities. Convertible securities include debt securities, preferred stock and other hybrid securities which pay current interest or dividends and give the holder the right to exchange the security for common stock.

The Company's adviser is UBS O'Connor LLC (the Investment Manager), a Delaware limited liability company, which is registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser. The Investment Manager may use certain personnel of one or more of its affiliates or engage one or more of its affiliates as sub-advisers to provide investment advice for certain assets of the Master Fund. The Investment Manager is a wholly-owned subsidiary of UBS Americas Holding LLC. UBS Americas Holding LLC and any affiliated sub-advisers are wholly owned subsidiaries of UBS AG (UBS) and are part of UBS Asset Management, which provides various operational and managerial support services to the Investment Manager.

The Fund's administrator is BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited (the Administrator). The Administrator has delegated the administration of the Fund to BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company (the Sub-Administrator). The Sub-Administrator provides certain administrative services to the Fund, including maintenance of the Fund's books and records, and serves as registrar for the Fund's units. The Administrator also serves as trustee of the Fund (the Trustee).

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Investment Manager has evaluated the structure, objectives and activities of the Fund and determined that it meets the characteristics of an investment company. As such, these financial statements have applied the guidance set forth in Accounting Standards Codification (ASC) 946, *Financial Services – Investment Companies*. The following is a summary of significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2018

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Investments**

The Fund's investment in the Master Fund is recorded at fair value, which is the Fund's interest in the net assets of the Master Fund. The Fund records its share of the Master Fund's income, expenses and realized and unrealized gains and losses. In addition, the Fund accrues its own income and expenses. The performance of the Fund is directly affected by the performance of the Master Fund. Attached are the audited financial statements of the Master Fund, including the condensed schedule of investments and significant accounting policies, which are an integral part of these financial statements. Valuation of investments held by the Master Fund is discussed in the notes to the Master Fund's financial statements.

At December 31, 2018, the Fund owns all of the shares of the Master Fund, with a net asset value of \$29,769,063 which represents a 100.00% ownership interest in the Master Fund.

Allocation of Income or Loss

The Fund allocates daily income or loss pro-rata among classes of units after consideration of any prior day accruals for operating expenses and management fees in the Fund.

Foreign Currency Translation

The functional currency of the Fund is the U.S. Dollar. Assets and liabilities denominated in a currency other than the U.S. Dollar are translated into U.S. Dollars at the mid-market rate of exchange as reported by an independent pricing service. Purchases and sales of investments and income and expenses denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rates of exchange on the respective dates of such transactions. The resulting gains or losses from such transactions are included in realized and unrealized gains (losses) in the statement of operations.

Forward Currency Contracts

ASC 815, *Derivatives and Hedging*, requires qualitative disclosures about objectives and strategies for using derivatives, quantitative disclosures about fair value amounts and gains and losses on derivatives and disclosures about credit-risk related contingent features in derivatives agreements.

Although the Fund's functional currency is the U.S. Dollar, a portion of the Fund's units are denominated in Australian Dollars, Euro and Japanese Yen. As a result, the Fund enters into forward currency contracts with BNY Mellon, New York to minimize the fluctuations of the net asset values of the units denominated in foreign currencies. The term of the forward currency contracts is generally monthly. The fair value for forward currency contracts is determined by obtaining independent mid-market quotes for various forward currency settlements as available and interpolating values falling between those settlement dates to arrive at a value for the individual contract. Gains and losses from such forward currency contracts are included in realized and unrealized gains (losses) on forward currency contracts and foreign currency in the statement of operations and are allocated to the related non-U.S. Dollar unit classes. The holders of non-U.S. Dollar unit classes may be exposed to currency risk to the extent that these currency hedge transactions are not effective. The Investment Manager monitors the Fund's exposure to currency risk. For the year ended December 31, 2018, the Fund had a quarterly average notional value on forward currency contracts of \$16,468,671. No collateral has been pledged or received by the Fund in relation to forward currency contracts.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2018

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

ASC 820, *Fair Value Measurement*, defines fair value for financial reporting, establishes a framework used to measure fair value and enhances disclosure requirements for fair value measurements. The Fund has categorized its financial instruments, based on the priority of the valuation technique, into a three-level fair value hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the observability of the inputs to the valuation of the financial asset or liability as of the measurement date. A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

Based on the hierarchy, the Fund classifies its three forward currency contracts held in Australian Dollars, Euro and Japanese Yen at December 31, 2018, with a net unrealized loss of \$58,765, as Level 2 financial instruments. Refer to the attached audited financial statements of the Master Fund, including the significant accounting policies, for further discussion on ASC 820.

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the government of the Cayman Islands. As a result, no tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

ASC 740, *Income Taxes*, defines how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. The Fund has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Fund's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis of all significant tax jurisdictions and open tax years subject to examination, all material tax positions were deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore no tax expense, including any interest or penalties, was recorded for the year ended December 31, 2018. To the extent the Fund is required to record related interest and penalties, they would be included in interest expense and other expenses, respectively, in the statement of operations.

Generally, the tax authorities in the jurisdictions in which the Fund conducts its business can initiate examinations of tax returns or security transactions within various time periods from the date the returns are filed or the date the security transactions occurred. As a result, certain tax returns or security transactions are still subject to examination.

3. Operating Expenses

As described in the Prospectus, the Fund bears its own operating expenses and its pro-rata share of the Master Fund's operating expenses. These expenses, including both transaction and non-transaction related expenses, are accrued daily. For the year ended December 31, 2018, the Investment Manager has not paid any expenses on behalf of the Fund.

4. Fees

Management Fee

The Fund pays the Investment Manager a quarterly management fee equal to 0.225% of the average daily net asset value (NAV) of each of the USD Class, AUD Class, EUR Class and JPY Class during each quarter (0.90% per annum) and 0.15% of the average daily NAV of the JPY Class (Hedged) during each quarter (0.60% per annum).

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2018

4. Fees (continued)

Distributor Fee

The Fund has appointed SMBC Nikko Securities Inc. and UBS Securities Japan Ltd., a related party to the Investment Manager, as Distributor in Japan. The Distributor is entitled to a Distributor fee, payable each calendar quarter, at a per annum rate of 0.53% for the first \$300 million, 0.55% for the next \$300 million and 0.57% for the part exceeding \$600 million of the average of the daily NAV of the Fund during such quarter. There is no Distributor fee for the JPY Class (Hedged).

Agent Company Fee

The Agent Company (SMBC Nikko Securities Inc.) is entitled to a fee each calendar quarter at a per annum rate of 0.10% of the average daily NAV of the Fund during such quarter. In addition, any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company for client service on behalf of the Fund will be borne by the Fund. There is no Agent Company fee for the JPY Class (Hedged).

Trustee and Administration Fees

The Trustee is entitled to a fee, payable each quarter, at a per annum rate of 0.12% for the first \$300 million, 0.10% for the next \$300 million and 0.08% for the part exceeding \$600 million of the average daily NAV of the Fund during such quarter. In addition, an account maintenance fee of \$72,000 per annum is payable to the Administrator.

5. Financial Guarantees

The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is not known. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

6. Units in Issue

The Fund is offering its units of beneficial interest (Units) in four separate classes. USD Class Units will be denominated in U.S. Dollars, AUD Class Units will be denominated in Australian Dollars, EUR Class Units will be denominated in Euro and JPY Class Units will be denominated in Japanese Yen. The Fund also offered JPY Class (Hedged) Units which were denominated in Japanese Yen until August 20, 2018 when the share class was fully redeemed. The Fund may issue different classes of Units denominated in other currencies or with different terms and conditions. Although different classes of Units are to be issued, there will be no segregation of the funds arising from the subscription of the different classes of Units and such subscription funds, and the investments made therewith, constitute a single undivided asset pool for the Fund. All subscription proceeds received by the Trustee for the issue of Units, together with the assets in which such proceeds are invested, and all income, profits or gains attributable thereto shall be held for the benefit of all unitholders of the Fund, except for gains and losses from forward currency contracts referenced in Note 2.

The dealing day for Units shall be each business day. Units may be redeemed any business day, subject to the restrictions in the Prospectus.

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2018

6. Units in Issue (continued)

Unit transactions for the year ended December 31, 2018, were as follows:

	USD Class	AUD Class	EUR Class	JPY Class	JPY Class (Hedged)
Units outstanding at December 31, 2017	183,257	145,099	25,970	19,833	29,551
Units issued	23,530	12,616	125	1,570	-
Units redeemed	(38,225)	(23,810)	(2,534)	(2,765)	(29,551)
Units outstanding at December 31, 2018	168,562	133,905	23,561	18,638	-

7. Dividend

The Investment Manager may declare semi-annual distributions from the investment income and realized and change in unrealized capital gains and, if considered necessary to maintain reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution. The Investment Manager intends to make distributions to unitholders on the last business day of the month of February and August in each financial year of the Fund. Dividends are paid to unitholders on the basis that there are gains to distribute.

The Fund paid dividends of \$589,822 with a dividend per Unit on March 7, 2018 as follows:

AUD Class	AUD	2.00 per Unit
USD Class	USD	2.00 per Unit

The Fund paid dividends of \$275,801 with a dividend per Unit on September 10, 2018 as follows:

AUD Class	AUD	1.00 per Unit
USD Class	USD	1.00 per Unit

Nikko Global CB Fund

Notes to Financial Statements (continued)

Year Ended December 31, 2018

8. Financial Highlights

The following represents the per Unit information, total return and ratios to average net assets for the year ended December 31, 2018:

	USD Class	AUD Class	EUR Class	JPY Class
Per unit operating performance				
Beginning net asset value	\$104.23	AUD 104.40	€ 100.59	¥10,110
Income (loss) from operations:				
Net investment loss	(0.07)	(0.06)	(0.07)	(7.00)
Net realized and unrealized loss	(4.33)	(5.16)	(7.36)	(705)
Total from operations	(4.40)	(5.22)	(7.43)	(712)
Distributions	(3.00)	(3.00)	-	-
Ending net asset value	<u>\$96.83</u>	<u>AUD 96.18</u>	<u>€ 93.16</u>	<u>¥9,398</u>
Total return before distributions	(4.39)%	(5.18)%	(7.39)%	(7.04)%
Ratios to average net assets				
Total expenses	3.38%	3.36%	3.38%	3.38%
Net investment loss	0.07%	0.05%	0.07%	0.07%

The financial highlights are calculated for each Class of Units taken as a whole. An individual unitholder's total return and ratios may vary from these returns and ratios based on forward currency contracts and the timing of capital transactions.

9. Subsequent Events

The Investment Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Fund's financial statements through April 16, 2019, the date the financial statements were available to be issued and has concluded that there are no recognized or non-recognized subsequent events for financial statement adjustment or disclosure.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル建クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	米ドル（dは除く。）	円（dは除く。）
a. 資産総額	11,226,518	1,199,777,979
b. 負債総額	70,777	7,563,938
c. 純資産総額（a－b）	11,155,741	1,192,214,041
d. 発行済口数	111,209口	
e. 1口当たり純資産価格（c／d）	100.31	10,720

ユーロ建クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	ユーロ（dは除く。）	円（dは除く。）
a. 資産総額	4,447,694	515,932,504
b. 負債総額	2,206,135	255,911,660
c. 純資産総額（a－b）	2,241,560	260,020,960
d. 発行済口数	23,511口	
e. 1口当たり純資産価格（c／d）	95.34	11,059

豪ドル建クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	豪ドル（dは除く。）	円（dは除く。）
a. 資産総額	22,455,719	1,568,307,415
b. 負債総額	11,120,180	776,633,371
c. 純資産総額（a－b）	11,335,539	791,674,044
d. 発行済口数	116,179口	
e. 1口当たり純資産価格（c／d）	97.57	6,814

円建クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	円（dは除く。）
a. 資産総額	314,302,054
b. 負債総額	156,519,979
c. 純資産総額（a－b）	157,782,075
d. 発行済口数	16,403口
e. 1口当たり純資産価格（c／d）	9,619

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、KY1-1206、グランド・ケイマン、私書箱31371、カマナ・ベイ、72マーケット・ストリート、カシア・コート、Suite 2204

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、管理会社または発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の少なくとも21日前までには受益者に通知が郵送される。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されているとおりである。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者（制限付例外がある。）を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

2020年4月末日現在の資本金は、1株当たり1米ドルの株式に表章される1,000米ドル（約106,870円）である。会社の設立（2000年1月27日）以来、資本の額の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社は、適法に選任された職務執行者によって運営される。職務執行者の員数は有限責任会社契約書に定める通りとし、当該員数は職務執行者が随時決定するところにより変更され得る。各職務執行者は、当該職務執行者の後任が指名されるまで、または当該職務執行者の早期の辞任もしくは解任までは当該役職に留まるものとする。管理会社の社員または在任職務執行者は、以下に定める議決により、欠員を補充するために追加の職務執行者を指名することができる。管理会社の社員とは、2000年1月27日付有限責任会社契約書に署名した者および以降社員と認められた者である。職務執行者は管理会社の社員であることを要しない。

管理会社は年次職務執行者会を開催することを要しないものとする。定例職務執行者会は職務執行者によって決定される時期および場所で開催される。一部または全職務執行者は会議電話により会議に参加することができる。当該時に在任する職務執行者の半数が議事の審議上の定足数を構成するものとする。ただし、いかなる場合も定足数は職務執行者2名未満であってはならない。法律または有限責任会社契約書により別異に明示的に規定される場合を除き、定足数の成立した会議に出席する職務執行者の過半数の行為が職務執行者の行為とされる。職務執行者会会議に代わり、全職務執行者の書面による全員一致の同意によって措置をとることができる。

職務執行者は、当該時に在任する全職務執行者の過半数により可決された決議により、単一または複数の委員会を設定することができ、各委員会は一名または複数名の職務執行者で構成される。かかる委員会は、職務執行者の決議に定める限度内で、管理会社の事業および業務の運営上、職務執行者の一切の権能および権限を行使するものとし、また行使することができる。

管理会社の社員は、デラウェア有限責任会社法に基づき要求されることによりまたは職務執行者によって請求されることにより、有限責任会社契約書に定める事項に関し随時議決を行うことができるものとする。管理会社の社員は、総会での決議の採択によるかまたは書面による全員一致の承認によりその議決を行使するものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資運用事業を行うことを主たる目的とする。

管理会社は、受託会社（またはその適式に授權された代理人もしくは被授權者）の書面による請求または助言に従い善意で行いまたは行わせしめられた事柄について責任を負わない。

2020年4月1日現在、管理会社は12本の投資信託を管理しており、管理会社の運用実績は、スイス最大の金融機関であるUBS AGの自己資金運用を含めた運用資産残高で2020年4月1日現在約57億米ドル（約6,092億円）に及ぶ。

2020年4月1日現在、管理会社は3本のケイマン籍オープン・エンド型免税投資信託を管理しており、その純資産額の合計は約3億1,060万米ドル（約332億円）である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝106.87円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2019年12月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

UBS オコーナー・エルエルシー

貸借対照表

2019年12月31日

	米ドル	千円
資産		
現金	18,171,358	1,941,973
未収顧問報酬	51,001,306	5,450,510
関連会社からの債権	757,069	80,908
その他の資産	1,786,129	190,884
資産合計	<u>71,715,862</u>	<u>7,664,274</u>
負債および株主持分		
未払金および未払債務	38,195,003	4,081,900
関連会社に対する債務	13,783,393	1,473,031
負債合計	<u>51,978,396</u>	<u>5,554,931</u>
株主持分	<u>19,737,466</u>	<u>2,109,343</u>
負債および株主持分合計	<u>71,715,862</u>	<u>7,664,274</u>

添付注記を参照のこと。

②【損益計算書】

UBS オコーナー・エルエルシー

損益計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
収益		
顧問報酬	95,862,554	10,244,831
受取利息	328,914	35,151
その他の収益	458,766	49,028
収益合計	96,650,234	10,329,011
費用		
人件費	56,043,132	5,989,330
関連会社からの割当費用	26,524,201	2,834,641
専門家報酬	2,600,615	277,928
第三者への副顧問報酬	199,984	21,372
IT関連費用	1,482,611	158,447
旅費および交際費	361,990	38,686
その他	918,774	98,189
費用合計	88,131,307	9,418,593
純利益	8,518,927	910,418

添付注記を参照のこと。

UBS オコナー・エルエルシー

株主持分変動計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
2018年12月31日現在の株主持分	21,218,539	2,267,625
純利益	8,518,927	910,418
UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーに対する 資本抛出の返還	(10,000,000)	(1,068,700)
2019年12月31日現在の株主持分	<u>19,737,466</u>	<u>2,109,343</u>

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナー・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
営業活動		
純利益	8,518,927	910,418
純利益を営業活動より生じた現金に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
未収顧問報酬	(13,177,342)	(1,408,263)
関連会社からの債権	(421,625)	(45,059)
その他の資産	(364,022)	(38,903)
未払金および未払債務	21,119,442	2,257,035
関連会社に対する債務	(3,138,772)	(335,441)
営業活動より生じた現金純額	12,536,608	1,339,787
資金調達活動		
UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーに対する		
資本拠出の返還	(10,000,000)	(1,068,700)
資金調達活動に使用された現金純額	(10,000,000)	(1,068,700)
現金の純増加	2,536,608	271,087
期首現在の現金	15,634,750	1,670,886
期末現在の現金	18,171,358	1,941,973

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナー・エルエルシー

財務書類に対する注記

2019年12月31日終了年度

1. 組織および業務の性質

UBS オコーナー・エルエルシー（以下「当社」という。）は、UBSグループAG（以下「UBS」または最終的な「親会社」という。）の間接的な全額出資子会社である。当社の直接親会社は、2019年12月31日付で、UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーからUBSアセットマネジメント（アメリカス）インクに変更された。当社は、UBSの事業部門であるUBSアセット・マネジメント部門の一部であり、米国証券取引委員会および日本の金融庁に登録された投資顧問会社である。当社は、関連オルタナティブ投資信託シリーズおよび個別運用口座（SMA）（以下「ファンズ」という。）に対して資産運用業務および顧問業務を提供する。当社の顧問報酬のすべては、ファンズからのものである。

2. 重要な会計方針の要約

見積りの使用

財務書類は、米国において一般に認められる会計原則（U.S.GAAP）に準拠して作成されている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定をたてることを要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

現金

現金は、当社の関連会社が保有する17,113,475米ドルの預金および非関連銀行が保有する1,057,883米ドルの預金を表章する。

顧問報酬および未収金

資産基準報酬および実績報酬を含む顧問報酬は、顧問契約の条項に基づく役務実施時に収益として計上される。第三者および当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、運用および実績に基づき純資産の比率に基づいている。関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、顧問報酬から控除されて損益計算書に表示される。第三者への副顧問報酬および販売報酬は、損益計算書の費用の中で計上される。当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、関連会社に対する債務および関連会社からの債権としてそれぞれ貸借対照表に表示される。

キャップ付報酬は、当社のその他の費用の中で、ファンズのために当社が負担した経費および費用に対するファンズからの払戻金を表章し、運用に基づき純資産の比率に基づいてファンズに請求される。キャップ付報酬は、関連するファンドの管理事務代行費用控除後、損益計算書の顧問報酬収益に含まれる。その他のファンド関連費用は、損益計算書の専門家報酬の中で表示される。

以下の表は、財務報告基準審議会（FASB）会計基準編纂書（ASC）トピック606「顧客との契約から生じる収益」の影響を受ける収益を含んでおり、ASCトピック606の適用を受ける顧客との契約のみを含む。

顧客との契約から生じる収益の内訳	米ドル
ファンズからの顧問報酬	109,973,016
ファンズからのキャップ付報酬	24,928,207
関連会社からの販売報酬	2,422,328
関連会社への販売報酬	(21,991,875)
関連会社への副顧問報酬	(16,433,952)
ファンドの管理事務代行報酬	(3,035,170)
合計	95,862,554

回収が難しい未収金勘定に対して、必要により、貸倒引当金が設定される。2019年12月31日現在、貸倒引当金は計上されていない。

法人所得税

当社は、米国の連邦、州および地方の所得税法上、法人格がないとされる事業体として取り扱われる。そのため、当社は米国の連邦または州所得税につき引当金を積まず、またこれらを支払わない。当社のすべての収益、費用、利益または損失は、親会社へと流れる。

連結

U.S. GAAPは、報告事業体が議決権持分の過半数を所有していることに基づき、事業体の連結を最初に評価することを報告事業体に要求している。しかし、特定の状況においては、議決権が存在しないか、または議決権持分の過半数所有が支配の信頼できる指標とはならない。議決権持分が存在しない場合、あるいはそれらが経済的持分と著しく異なる場合、またはリスクのある株式に投資する保有者が、事業体の活動を主導する力、事業体の予想される損失を吸収する責任、または事業体の予想される残余利益を受領する権利を欠いている場合には、当該事業体は、ASCトピック810「連結」（ASCトピック810）に基づく変動持分事業体（VIE）とみなされ、支配は、当事者がVIEに支配的な金銭的利益関係を有している（主たる受益者として知られる）定性的測定に基づく。更なる情報については注記3を参照のこと。

外貨換算

当社の機能通貨は米ドルであるが、米ドル以外の通貨でもビジネス取引を行っている。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、期末の実勢直物レートで米ドルに換算される。収益および費用は、期中の平均レートで換算される。外貨取引から生じた差益または差損は、取引日の直物レートを使用して決定される。2019年12月31日に終了した年度において、純為替差益249,623米ドルが損益計算書のその他に含まれている。

会計の発展

2019年の採用

2016年2月、FASBは会計基準編纂書（ASU）第2016-02号「リース」を公表した。当該基準は、オペレーティング・リース契約の借主の会計処理方法を大幅に変更しており、リース負債および対応する使用権資産を、現行ではそれらを貸借対照表に表示しない処理であるのに対し、貸借対照表上で認識するよう要求している。当社はASU第2016-02号を、2019年1月1日付で採用した。当社はいかなるリース契約の借主でもないため、上記の基準の採用は、当社の資産および負債に影響を与えない。

未適用の採用

2016年6月、FASBはASU第2016-13号「金融商品—信用損失（トピック326）：金融商品に係る信用損失の測定」を公表した。当該改訂は、既存の発生損失減損指針に代わり、新たな信用損失モデルである現在予想信用損失モデル（CECL）を導入し、信用損失の早期認識を要求している。CECLモデルは、償却原価で計上された金融資産について、過去の実績、現在の状況および金融資産の残存期間にわたる合理的かつ裏付け可能な予測に基づき、すべての予想信用損失を測定するよう要求している。当社は当該改訂を、2020年1月1日付で採用した。当社は償却原価で計上された金融商品を保有していないため、上記の改訂の採用は、当社に影響を与えない。

2019年12月、FASBはASU第2019-12号を公表し、ASC740における特定の例外規定（とりわけ、税金の期間内配分の手法、期中の法人所得税の算定方法および基準外差異に対する繰延税金負債の認識方法に関する規定）を廃止することにより、またその他の編纂の改善によって、法人所得税の会計処理を簡素化する指針を提供している。さらに、ASU第2019-12号は、個別の財務書類で課税されない法人については、当期税金費用および繰延税金費用の連結金額を割り当てることを企業に要求しないと規定している。ただし、課税対象外かつ税務当局から無視されている法人については、企業がそのように（企業ごとに割り当てることを）選択することもできる。ASU第2019-12号は、2020年12月15日より後に開始される会計年度およびその期中の会計期間から適用される。改訂の早期適用は認められている。当社は現在、ASU第2019-12号の影響を評価しており、当社の財務書類に対して重要な影響を与えることは予想していない。

3. 後援するヘッジファンド事業体

当社は、一部のヘッジファンド事業体の投資運用会社である。当該ファンドの目的は、管理および運用ベースの報酬と引き換えに、投資者に戦略別の投資機会を提供することである。ファンドの投資戦略は商品毎に異なるが、ファンドの根本的リスクは、投資資本の損失ならびに管理報酬および運用ベースの報酬の損失を含めて類似の性質を有している。税務パートナーあるいは投資顧問としての当社の立場により、当社は、通常、自社を適切なファンドのスポンサーとみなす。ファンドの一部は、VIEsとみなされる。かかるVIEsにおける当社の変動持分は、主に重要でない株式持分を含んでいる。当社は、運用保証を与えず、また資本コミットメント以外にはいかなるVIEsに対しても資金提供のためのその他の財政的義務を負わない。2019年12月31日現在、当社は連結することが必要な重要なVIEsを有していなかった。

4. 関連会社取引

2019年12月20日に、当社は、UBSアセットマネジメント（アメリカス）インクに再度子会社化される前に、UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーへ10,000,000米ドルの資本拠出を返還した。

当社は、一定のファンドについて、副顧問契約に基づき、その顧問報酬収益の一部をUBSオコーナー・リミテッド（英国企業）、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド（香港企業）およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール企業）に配分する。かかる副顧問報酬は、2019年12月31日に終了した年度について合計16,433,952米ドルで、損益計算書上は顧問報酬から控除されている。UBSオコーナー・リミテッド、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当社の関連会社である。

2019年12月31日現在、UBSオコーナー・リミテッドに対する1,255,346米ドルの未払副顧問報酬、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドに対する82,263米ドルの未払副顧問報酬およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに対する742,322米ドルの未払副顧問報酬が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

配分される費用は、関連会社によって当社へ割り当てられる費用に関連している。配分費用は、かかるサービスおよびサポートを提供する関連会社が当社に請求する間接費、賃借料、IT関連費、福利費、マーケティング費用およびその他の報酬制度に係る費用に関連している。2019年12月31日に終了した年度に、当社は、賃借料を除く関連会社からの割当費用25,053,166米ドルを負担した。

当社は、外部との賃貸借契約に基づき他のUBSの関連会社が賃借した数箇所のオフィス・スペースを使用している。2019年12月31日に終了した年度においては、当社は、関連会社から割当てられた賃借料1,471,035米ドルを負担した。

当社は、当社のために支払われた額を関連会社に払い戻す。2019年12月31日現在、5,991,752米ドルが貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、UBSの関連会社に対し一定の販売報酬を支払った。かかる販売報酬は、損益計算書の顧問報酬を含む純額で計上される。2019年12月31日に終了した年度において、当社は、21,991,875米ドルの関連会社に対する販売報酬を負担した。2019年12月31日現在、関連会社に対する未払販売報酬5,711,710米ドルが、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、当社が助言するファンドに一部のカナダ籍のファンドおよびカナダ人の投資者が投資することを許容するため、UBSアセット・マネジメント（カナダ）インクと投資運用契約を締結した。当該契約に基づき2019年12月31日に終了した年度に稼得した報酬は2,422,328米ドルであり、損益計算書の顧問報酬に含まれている。2019年12月31日現在、757,069米ドルの未収報酬は、貸借対照表において、関連会社からの債権に含まれている。

5. 従業員福利制度

当社は、親会社が支援する、適格従業員に退職給付を提供する非拠出型の確定給付年金制度に関連会社と共に加入している。

2001年12月2日より、確定給付年金制度401（k）は、新規従業員の加入を認めず、新規従業員は自動的に確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入させられ、2002年1月1日より退職拠出金の取得が開始された。さらに、2001年12月1日に在職している従業員は、2002年1月1日現在より確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入するかまたは確定給付年金制度401（k）に残るかの選択を行った。

また、当社は、親会社が支援する退職後の医療および歯科制度に加入している。2014年1月1日以降に退職した適格従業員には、退職者医療・歯科プレミアムが助成される。2017年1月1日において、1999年1月1日から2013年12月31日までの間に退職した従業員は、歯科保険の費用全額を支払う。2014年1月1日以降に退職した適格従業員は、医療および歯科保険の費用全額を支払う。退職後の医療制度に関して、親会社は、利用時払い基準に基づく給付の資金提供を行う方針である。2019年1月1日以降、65歳以上の加入者または65歳未満で医療保険が適格である一定の従業員は、医療保険の購入および適格医療関連費用の支払いに使用できる医療用貯蓄口座（HSA）に対して年次想定拠出金を受領する予定である。

当社は、2019年12月31日に終了した年度において、上述の福利制度に関連する発生費用65,952米ドルを負担し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。

当社はまた、適格従業員に退職給付を提供する親会社の確定拠出制度401（k）にも加入している。確定拠出制度401（k）に基づき、加入者は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、当社が上乗せするかかる拠出金の一部と共に、税引前ベースの適格報酬の一部を拠出することができ、確定拠出制度Roth401（k）に基づき、税引後ベースの適格報酬の一部を拠出することができる。2020年1月1日以降、当社の各加入者に対する上乗せ拠出金は、年額8,000米ドルまでに制限される。かかる上限は、2019年の5,850米ドルから引き上げられた。適格な加入者は、確定拠出制度に基づき、退職拠出金特典も受領することができる。加入者は、退職後3年の期間が経過した場合、雇用されている間に65歳に達した場合、高度障害となった場合、または死亡した場合のうちいずれか早い時点で、当社の退職拠出金および上乗せ拠出金に加えてそれにかかる稼得額が100%付与される。

原則として、退職拠出金を受領し、および／または当社の当期上乗せ拠出金を保持するために、加入者は、当該年度の最終営業日現在、現役の従業員でなければならない。当期中に、当社は、当制度に対する187,193米ドルの上乗せ拠出金を実施し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。退職拠出金は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、適格報酬の2.0%から3.5%（加入者の就業日による。）に相当する。当社は、この制度に対して当期中に129,408米ドルの退職金を拠出した。これは、損益計算書の人件費に含まれている。

6. 株式投資制度およびその他の報酬制度

親会社は、グループ理事会（以下「GEB」という。）メンバーおよび株主持分を有するその他の従業員の持分を調整するための、複数の株式ベースおよびその他の報酬制度を保有している。また、これらの報酬制度は、規制上の要件を満たすように設計されている。最も重要な報酬制度は、以下に記載される。

持株制度（以下「EOP」という。）

EOPは、年間報酬総額が300,000米ドルを超える全従業員を対象とした、強制的な繰延株式ベース報酬制度である。2019年の業績年度から、GEBメンバー、グループのマネジング・ディレクター（以下「GMDs」という。）および副会長は、EOPの代わりに長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）を受領する。当社において現在、2019年12月31日終了年度のLTIPを受け取っている従業員はいない。

2019年およびそれ以前の年にGEBメンバーおよびGMDsに付与されたEOP報奨、およびその他の特定の従業員に付与されたEOP報奨は、グループおよび事業部門の両方の業績要件が満たされた場合のみ、権利確定する。2019年および2020年に付与された、それぞれ2018年および2019年の業績年度に関連する報奨については、グループの業績要件は、普通株式Tier 1 資本に対する利益（以下「RoCET 1」という。）の報告平均に基づいている。2018年より前に付与された報奨については、グループの業績要件は、該当期間の繰延税金資産控除後の有形普通株式に対する利益（以下「RoTE」という。）の調整後平均に基づいている。事業部門の業績は、帰属する株式に対する利益（以下「RoAE」という。）の調整後平均に基づいて測定される。コーポレート・センターの従業員については、事業部門の調整後RoAEの平均に基づいて測定される。

通常の業績年度の周期から外れて発行された代替報酬などの特定の報奨は、EOP規則に基づき、繰越現金の形をとることがある。

想定株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間中の議決権を有するものではない。付与された報奨は、一般的に想定株式または現金で支払われ、当該報奨と同条件で権利確定する配当相当額を受け取る権利を有する。ただし、2017年の業績年度に関して2018年に付与された報酬から、欧州銀行監督局の指針により、主要なリスク負担者（以下「MRTs」という。）とみなされる個人が繰延変動報酬として付与された商品の配当金または利息の支払いを受け取ることは認められていない。配当金の支払いが認められない場合、EOP報奨の付与価格は、無配当報奨の公正価値を反映するために、権利確定期間にわたる予想配当利回りで調整される。

報奨は、法的または税務上の理由でそれが許可されない法域を除き、権利確定時にUBS株式を交付することで決済される。EOP報奨は通常、かかる報奨が付与されてから2年後および3年後に均等分割されて権利確定する。2019年およびそれ以前の年にGEBメンバーに付与された報奨は通常、3年後、4年後および5年後に権利確定する。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収される。業績年度に認識されたすべてのEOP費用は予想失効率が課せられ、2019年12月31日終了年度は6%であった。

繰延条項付資本制度（以下「DCCP」という。）

DCCPは、年間報酬総額が300,000米ドルを超える全従業員を対象とした、強制的な繰延報酬制度である。

DCCP報奨は、想定上のその他のTier 1（以下「AT 1」という。）資本商品の形をとり、UBSの裁量によって現金または永久市場性AT 1 資本商品のいずれかで決済されることができる。DCCP報奨は、トリガー事象がない限り、5年後に全額が権利確定する。

存続可能性に関する事態が発生する場合、すなわち、スイス金融市場当局（FINMA）が、UBSの支払不能、倒産もしくは破綻を避けるためにDCCP報奨は減額される必要があるという旨を当社に書面で通知した場合、または、UBSが、かかる事態を避けるために必要な公的機関からの例外的な支援のコミットメントを受けた場合にも、報奨は没収される。さらに、グループの普通株式Tier 1 自己資本比率がGEBメンバーについては10%（GEBメンバー以外の全従業員については7%）を下回った場合には、報奨が減額される。追加の業績要件として、GEBメンバーは、権利確定期間中の損失計上年度ごとに報奨の20%を没収される。

DCCP報奨に対する利息の支払いは、UBSの裁量によって支払われる。MRTsのように利息の支払いを受け取ることが認められていない場合、DCCP報奨は、付与された無配当報奨の公正価値を反映する。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収されることがある。

資産運用EOP

資産運用に関わる特定の従業員の繰延報酬を彼らが運用する投資ファンドの業績に合わせて調整するために、かかる従業員には、現金決済の想定投資ファンドの形で報奨が付与される。受渡金額は、権利確定時の関連する投資ファンドの価値によって決定される。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収されることがある。

株式プラス制度（株式プラス）

株式プラスは、UBS株式を時価で購入し、購入した3株毎に1株の名目株を年間最高限度まで受領する機会を適格な従業員に提供する、任意の株式ベース報酬制度である。株式の購入は、業績報酬により年1回、および／または給与天引きを通じて毎月行うことができる。購入された株式が関連制度の開始年から3年間保有され、かつ、一般的に従業員がUBSに雇用され続けていた場合に、名目株は権利確定する。従業員は、同額の配当を名目株および／または現金のいずれかで受領する権利を有する。

2019年に未だ認識されていない付与されない報奨に関連する報酬費用の合計は、14,792,358米ドルであり、2.3年の加重平均期間にわたって認識されると予想される。

7. 融資枠

当社は、UBSアメリカ・ホールディング・アイエヌシーに、20,000,000スイスフランの拘束されない、無担保の短期融資枠を有している。当契約は、借入額に対する利息を定期的に支払うことを規定している。この融資枠に期限はない。2019年12月31日に終了した年度において、当年度中に借入金が発生しなかったため、当社は当該融資枠に関連した支払利息が生じなかった。

8. 契約債務および偶発債務

当社は、通常の業務過程で発生する様々な規制上の問題にかかわっている。経営陣は、未解決な規制上の問題の帰結を確証をもって予想することはできない。かかる問題の帰結は確証をもって予想することはできないが、当社の経営陣の意見によれば、いかなる訴訟も、当社の財務書類全般に重大な悪影響を及ぼすことなく解決される見込みである。

9. 後発事象

当社は、会計文献（ASC855「後発事象」）により、財政状態計算書日後で財政状態計算書の発行可能日前に発生した事象が、財政状態計算書日時点での会計処理または財務書類の開示を必要とするかどうかを評価することが要求されている。当社は、財務書類が発行可能となった日までのすべての後発事象を評価し、以下に記載されている事象を除き、そのような事象は発生していないと判断した。

中国における新型コロナウイルス（または「COVID-19」という。）およびその後の世界的な広がり、世界経済に関するリスクおよび投資の不確実性を著しく増大させている。また、原油価格の大幅な下落が、経済および特定の業界にさらなる影響を及ぼす可能性がある。結果として株式市場は大幅な下落を経験し、市場のボラティリティが大幅に上昇し、一部の市場では秩序ある機能に乱れが生じている。連邦準備制度理事会は、貸出金利を引き下げた。

COVID-19のアウトブレイクと、その結果として生じる大流行（パンデミック）のピークを引き下げるために世界中で行われる対策は、米国を含む世界の経済活動に重大な悪影響を及ぼす可能性が高い。COVID-19の経済的影響がもたらす財務的影響の見積額は、現在評価中である。

[次へ](#)

UBS O'Connor LLC

Statement of Financial Condition

December 31, 2019

Assets

Cash	\$ 18,171,358
Advisory fees receivable	51,001,306
Due from affiliates	757,069
Other assets	<u>1,786,129</u>
Total assets	<u><u>\$ 71,715,862</u></u>

Liabilities and member's equity

Accounts payable and accrued liabilities	\$ 38,195,003
Due to affiliates	<u>13,783,393</u>
Total liabilities	<u>51,978,396</u>
Member's equity	<u>19,737,466</u>
Total liabilities and member's equity	<u><u>\$ 71,715,862</u></u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Operations

Year Ended December 31, 2019

Revenues

Advisory fees	\$ 95,862,554
Interest income	328,914
Other income	458,766
Total revenues	<u>96,650,234</u>

Expenses

Personnel	56,043,132
Allocated expenses from affiliates	26,524,201
Professional fees	2,600,615
Subadvisory fees to third party	199,984
Information technology	1,482,611
Travel and entertainment	361,990
Other	918,774
Total expenses	<u>88,131,307</u>
Net income	<u>\$ 8,518,927</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Changes in Member's Equity

Year Ended December 31, 2019

Member's equity as of December 31, 2018	\$ 21,218,539
Net income	8,518,927
Capital return to UBS Americas Holding LLC	<u>(10,000,000)</u>
Member's equity as of December 31, 2019	<u>\$ 19,737,466</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Cash Flows

Year Ended December 31, 2019

Operating activities

Net income	\$ 8,518,927
Adjustments to reconcile net income to cash provided by operating activities:	
Changes in assets and liabilities:	
Advisory fees receivable	(13,177,342)
Due from affiliates	(421,625)
Other assets	(364,022)
Accounts payable and accrued liabilities	21,119,442
Due to affiliates	(3,138,772)
Net cash provided by operating activities	<u>12,536,608</u>

Financing activities

Capital return to UBS Americas Holding LLC	<u>(10,000,000)</u>
Net cash used in financing activities	<u>(10,000,000)</u>

Net increase in cash	2,536,608
Cash at beginning of year	<u>15,634,750</u>
Cash at end of year	<u>\$ 18,171,358</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2019

1. Organization and Nature of Business

UBS O'Connor LLC (the Company) is an indirect wholly-owned subsidiary of UBS Group AG (UBS or the ultimate Parent). The Company's direct parent has been changed from UBS Americas Holding LLC to UBS Asset Management (Americas) Inc. as of December 31, 2019. The Company is part of the UBS Asset Management business, a division of UBS and is an investment adviser registered with the U.S. Securities and Exchange Commission and the Financial Services Agency in Japan. The Company provides asset management and advisory services to a series of affiliated alternative investment funds and separately managed accounts (the Funds). All of the Company's advisory fees are from the Funds.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (U.S. GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Cash

Cash represents deposits of \$17,113,475 held at affiliates of the Company and a deposit of \$1,057,883 held at a non-affiliated bank.

Advisory Fees and Receivables

Advisory fees, including asset-based and performance fees, are recorded as revenue as services are performed based upon terms of the advisory agreements. Subadvisory fees and distribution fees between third parties and affiliates of the Company are based on a percentage of net assets under management and performance. Subadvisory fees and distribution fees between affiliates are presented net within advisory fees on the statement of operations. Subadvisory fees and distribution fees to third party are recorded within expenses on the statement of operations. Subadvisory fees payable and distribution fees between affiliates are presented in due to affiliates and due from affiliates, respectively, on the statement of financial condition.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Capped fees represent reimbursements from the Funds for costs and expenses borne by the Company on behalf of the Funds, among other expenses of the Company, and are charged to the Funds based on the a percentage of net assets under management. Capped fees are included in advisory fee revenue on the statement of operations, net of any related Fund administration expenses. Other Fund related expenses are presented within professional fees on the statement of operations.

The below table includes revenues which are impacted by Financial Accounting Standards Board (FASB) Accounting Standards Codification (ASC) Topic 606, *Revenue from Contracts with Customers* and it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606.

Disaggregation of Revenue from Contracts with Customers

Advisory fees from the Funds	\$ 109,973,016
Capped fees from the Funds	24,928,207
Distribution fees from affiliates	2,422,328
Distribution fees to affiliates	(21,991,875)
Subadvisory fees to affiliates	(16,433,952)
Fund administration fees	(3,035,170)
Total	<u>\$ 95,862,554</u>

An allowance for doubtful accounts is established, as needed, for those accounts receivable for which collection is in doubt. No allowance for doubtful accounts has been recorded as of December 31, 2019.

Income Taxes

The Company is treated as a disregarded entity for U.S. federal, state and local income tax purposes. As such, the Company does not provide for or pay any U.S. federal or state income taxes. All income, expense, gain or loss of the Company flows through to the Parent.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Consolidation**

U.S. GAAP requires a reporting entity to first assess the consolidation of entities on the basis of the reporting entity's ownership of a majority of voting interest. However, in certain situations, there are no voting rights, or ownership of a majority of voting interest is not a reliable indicator of control. If voting interests do not exist or if they differ significantly from economic interests or if holders of the equity investment at risk lack the power to direct activities of the entity, the obligation to absorb the expected losses of the entity or the right to receive the expected residual returns of the entity, the entity is considered a Variable Interest Entity (VIE) under ASC Topic 810, *Consolidation* (ASC Topic 810), and control is based on a qualitative determination of which party has a controlling financial interest in the VIE (known as the primary beneficiary). See note 3 for additional information.

Foreign Currency Remeasurement

The Company's functional currency is the U.S. dollar; however, it transacts some business in currencies other than the U.S. dollar. Assets and liabilities denominated in currencies other than the U.S. dollar are remeasured to U.S. dollars at the prevailing spot rate in effect at year-end. Revenues and expenses are translated at average rates during the period. Gains or losses resulting from foreign currency transactions are determined using spot rates on the date of the transaction. For the year ended December 31, 2019, net foreign currency income of \$249,623 is included in other income on the statement of operations.

Accounting Developments**Adopted in 2019**

In February 2016, the FASB issued Accounting Standards Update (ASU) 2016-02, *Leases*. The standard substantially changes how lessees must account for operating lease commitments, requiring a lease liability with a corresponding right-of-use asset to be recognized on the balance sheet, compared with the current off-balance sheet treatment of such leases. The Company adopted ASU 2016-02 as of January 1, 2019. Upon adoption, the assets and liabilities of the Company were not impacted as the Company is not a lessee to any leases.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Pending Adoption**

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, *Financial Instruments – Credit Losses (Topic 326) Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*. The amendment replaces existing incurred loss impairment guidance and introduces a new credit loss model; the Current Expected Credit Losses model (CECL), which requires earlier recognition of credit losses. The CECL model requires the measurement of all expected credit losses for financial assets carried at amortized cost based on historical experience, current conditions and reasonable and supportable forecasts over the full remaining expected life of the financial assets. The Company will adopt the amendment on January 1, 2020. Upon adoption, the Company will not be impacted as it does not hold any financial instruments carried at amortized cost.

In December 2019, the FASB issued ASU 2019-12, providing guidance that simplifies the accounting for income taxes by eliminating certain exceptions to ASC 740 related to, among other things, the approach for intra-period tax allocation, the methodology for calculating income taxes in an interim period and the recognition of deferred tax liabilities for outside basis differences, and other codification improvements. In addition, ASU 2019-12 specifies that an entity is not required to allocate the consolidated amount of current and deferred tax expense to a legal entity that is not subject to tax in its separate financial statements. However, an entity may elect to do so (on an entity-by-entity basis) for a legal entity that is both not subject to tax and disregarded by the taxing authority. ASU 2019-12 is effective for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2020. Early adoption of the amendments is permitted. The Company is presently evaluating the effect of ASU 2019-12, and expects no material impact to its financial statements.

3. Sponsored Hedge Fund Entities

The Company is the investment manager of certain hedge fund entities. The purpose of these funds is to provide strategy specific investment opportunities for investors in exchange for management fees and performance based fees. The investment strategies of the funds differ by product; however, the fundamental risks of the funds have similar characteristics, including loss of invested capital and loss of management fees and performance based fees. In the Company's role as tax matter partner or investment adviser, it generally considers itself the sponsor of the applicable fund. Certain of the funds may be deemed to be VIEs. The Company's variable

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

3. Sponsored Hedge Fund Entities (continued)

interests in such VIEs predominantly include insignificant equity interests. The Company does not provide performance guarantees and has no other financial obligation to provide funding to any VIEs other than its own capital commitments. As of December 31, 2019, the Company did not have any material VIEs that had to be consolidated.

4. Related-Party Transactions

On December 20, 2019, the Company returned capital contributions of \$10,000,000 to UBS Americas Holding LLC prior to the Company being reparented to UBS Asset Management (Americas) Inc.

The Company allocates a portion of its advisory fee revenue to UBS O'Connor Limited (a U.K. company), UBS Asset Management (Hong Kong) Limited (a Hong Kong company) and UBS Asset Management (Singapore) Ltd (a Singapore company) for certain funds under subadvisory agreements. These subadvisory fees, totaling \$16,433,952 for the year ended December 31, 2019, are netted in advisory fees on the statement of operations. UBS O'Connor Limited, UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and UBS Asset Management (Singapore) Ltd are affiliates of the Company.

As of December 31, 2019, \$1,255,346 of subadvisory fees payable to UBS O'Connor Limited, \$82,263 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and \$742,322 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Singapore) Ltd are included in due to affiliates on the statement of financial condition.

Allocated expenses relate to costs allocated to the Company by affiliates. Allocated expenses relate to overhead, occupancy, information technology, benefits, marketing and other compensation plan costs charged to the Company by affiliates that provide such services and support. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$25,053,166 in allocated expenses from affiliates, excluding occupancy expenses.

The Company occupies office space in several locations leased by other UBS affiliates under external lease commitments. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$1,471,035 in occupancy expenses allocated from affiliates.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

4. Related-Party Transactions (continued)

The Company reimburses affiliates for amounts paid on behalf of the Company. As of December 31, 2019, \$5,991,752 is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has paid certain distribution fees to affiliates of UBS. Such distribution fees are recorded net within advisory fees on the statement of operations. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$21,991,875 in distribution fees to affiliates. As of December 31, 2019, \$5,711,710 of distribution fees payable to affiliates is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has entered into an Investment Management agreement with UBS Asset Management (Canada) Inc. to permit certain Canadian funds and investors to invest into a Company-advised fund. Fees earned for the year ended December 31, 2019 under this agreement of \$2,422,328 are included in advisory fees on the statement of operations. As of December 31, 2019, fees receivable of \$757,069 is included in due from affiliates on the statement of financial condition.

5. Employee Benefit Plans

The Company participates with affiliates in a noncontributory defined benefit pension plan sponsored by the Parent that provides retirement benefits to eligible employees.

Effective December 2, 2001, the defined benefit pension plan was closed to new employees, and new employees were automatically enrolled into the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan and began earning retirement contributions beginning January 1, 2002. In addition, existing employees as of December 1, 2001, made an election either to participate in the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan as of January 1, 2002, or to remain in the defined benefit pension plan.

The Company also participates in a Parent sponsored postretirement medical and dental plan. Retiree medical and dental premiums are subsidized for eligible employees who retired prior to January 1, 2014. Effective January 1, 2017, retirees who retired between and including January 1, 1999 and December 31, 2013, will be required to pay the full cost for dental coverage. Eligible employees who retired on or after January 1, 2014 pay the full cost of medical and dental

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans (continued)

coverage. With respect to the postretirement medical plan, the Parent's policy is to fund benefits on a pay-as-you-go basis. From January 1, 2019, these participants who are age 65 or older, or certain employees who are pre-65 and Medicare eligible, will receive an annual notional contribution to a Health Savings Account which they can use to purchase medical insurance and pay for eligible medical related expenses.

The Company incurred expenses of \$65,952 related to the aforementioned benefit plans for the year ended December 31, 2019, which are included in personnel expense on the statement of operations.

The Company also participates in a defined contribution 401(k) plan of the Parent that provides retirement benefits to eligible employees. Under the defined contribution 401(k) plan, participants may contribute a portion of their eligible compensation on a pre-tax basis, and on a Roth 401(k) and after-tax basis, with the Company matching some portion of those contributions, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company's matching contributions to each participant will be limited to an annual amount of \$8,000 effective from January 1, 2020. The limit was increased from \$5,850 in 2019. Eligible participants may also receive a retirement contribution under the defined contribution plan. A participant is 100% vested in the Company's retirement and matching contribution plus earnings thereon after the earlier of three years of service, attaining age 65 while still an employee, becoming totally and permanently disabled or upon death.

Generally, to receive a retirement contribution and/or retain the Company's matching contributions for the year, a participant must be an active employee on the last business day of that year. The Company made a matching contribution of \$187,193 to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations. The retirement contribution is equal to 2.0% to 3.5% of eligible compensation depending on a participant's date of employment, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company made \$129,408 of retirement contribution to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans

The Parent has several share-based and other compensation plans that align the interests of Group Executive Board (GEB) members and other employees with the interests of investors. These compensation plans are also designed to meet regulatory requirements. The most significant compensation plans are described below.

Equity Ownership Plan (EOP)

The EOP is a mandatory deferred share-based compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD 300,000. Starting with performance year 2019, GEB members, Group Managing Directors (GMDs) and Vice Chairs receive Long-Term Incentive Plan (LTIP) awards instead of EOP. The Company currently does not have any employees receiving the LTIP awards for the year ended December 31, 2019.

EOP awards granted to GEB members and GMDs in 2019 and prior years, as well as EOP awards granted to certain other employees, will only vest if both Group and business division performance conditions are met. For awards granted in 2019 and 2020, related to the performance years 2018 and 2019, respectively, the Group performance condition is based on the average reported return on common equity tier 1 capital (RoCET1). For awards granted in 2018 and before, the Group performance condition is based on the average adjusted return on tangible equity (RoTE) excluding deferred tax assets over the performance period. Business division performance is measured on the basis of their average adjusted return on attributed equity (RoAE). For Corporate Center employees, it is measured on the basis of the average operating businesses' adjusted RoAE.

Certain awards, such as replacement awards issued outside the normal performance year cycle, may take the form of deferred cash under the EOP plan rules.

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Awards granted generally carry a dividend equivalent that may be paid in notional shares or cash and that vests on the same terms and conditions as the awards. However, starting with awards granted in 2018 for the performance year 2017, European Banking Authority guidelines do not permit individuals who are deemed to be Material Risk Takers (MRTs) to receive dividend or interest payments on instruments awarded as deferred variable compensation. Where dividend payments are not permitted, the grant price of the EOP

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

award is adjusted for the expected dividend yield over the vesting period to reflect the fair value of the non-dividend-bearing award.

Awards are settled by delivering UBS shares at vesting, except in jurisdictions where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards generally vest in equal installments after two and three years following the granting of such awards. Awards granted to GEB members in 2019 and prior years generally vest after three, four and five years. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS. All EOP expenses recognized in the performance year for retirement eligible employees are subject to an expected forfeiture rate, which was 6% for the year ended December 31, 2019.

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)

The DCCP is a mandatory deferred compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD 300,000.

DCCP awards take the form of notional additional tier 1 (AT1) capital instruments, which, at the discretion of UBS, can be settled in either a cash payment or a perpetual, marketable AT1 capital instrument. DCCP awards vest in full after five years, unless there is a trigger event.

Awards are forfeited if a viability event occurs, i.e., if FINMA notifies the firm in writing that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. Additionally, they are also written down if the Group's common equity tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and below 7% for all other employees. As an additional performance condition, GEB members forfeit 20% of their award for each loss-making year during the vesting period.

Interest payments on DCCP awards are paid at the discretion of UBS. Where interest payments are not permitted, such as for MRTs, the DCCP award reflects the fair value of the granted non-interest-bearing award.

The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)*Asset Management EOP*

In order to align deferred compensation of certain Asset Management employees with the performance of the investment funds they manage, awards are granted to such employees in the form of cash-settled notional investment funds. The amount delivered depends on the value of the underlying investment funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Equity Plus Plan (Equity Plus)

Equity Plus is a voluntary share-based compensation plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive one notional share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and/or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held until three years from the start of the associated plan year and, in general, if the employee remains employed by UBS, the notional shares vest. Employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in notional shares and/or cash.

The amount of non-vested awards not yet recognized in 2019, was \$14,792,358 which is expected to be recognized over a weighted average period of 2.3 years.

7. Funding Facility

The Company has an uncommitted, unsecured money market funding facility with UBS Americas Holding Inc. for CHF 20 million. The agreement requires periodic interest payments on any borrowed amounts. The funding facility has no expiration date. For the year ended December 31, 2019, the Company did not incur any interest expense related to this funding facility as no borrowings occurred during the year.

8. Commitments and Contingencies

The Company is involved in various regulatory matters arising in the normal course of business. Management cannot predict with certainty the outcome of pending regulatory matters. While the outcome of such matters cannot be predicted with certainty, in the opinion of management of the

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

8. Commitments and Contingencies (continued)

Company, any such actions will be resolved with no material adverse effect on the Company's financial statements taken as a whole.

9. Subsequent Events

The Company is required by accounting literature (ASC 855, *Subsequent Events*) to evaluate whether events occurring after the statement of financial condition date but before the date the statement of financial condition is available to be issued require accounting as of the statement of financial condition date or disclosure in the financial statements. The Company has evaluated all subsequent events through the date the financial statements were available to be issued and determined that no such events have occurred other than as noted below.

The novel Coronavirus or Covid-19, in China and its subsequent spread worldwide has significantly increased risk within the global economy and investor uncertainty. In addition, substantial deterioration in oil prices may have additional effects on the economy and certain sectors. As a result equity markets have experienced significant declines, market volatility has substantially increased and some markets have experienced disruptions in orderly function. The Federal Reserve reduced lending rates.

The outbreak of Covid-19 and the measures being taken globally to reduce the peak of the resulting pandemic will likely have a significant adverse effect on global economic activity, including in the United States. An estimate of the financial effect of the economic implications of Covid-19 is under evaluation.

(2) 【2018年12月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

UBS オコーナー・エルエルシー

貸借対照表

2018年12月31日

	米ドル	千円
資産		
現金	15,634,750	1,670,886
未収顧問報酬	37,823,964	4,042,247
関連会社からの債権	335,444	35,849
その他の資産	1,422,107	151,981
資産合計	55,216,265	5,900,962
負債および株主持分		
未払金および未払債務	17,075,561	1,824,865
関連会社に対する債務	16,922,165	1,808,472
負債合計	33,997,726	3,633,337
株主持分	21,218,539	2,267,625
負債および株主持分合計	55,216,265	5,900,962

添付注記を参照のこと。

②【損益計算書】

UBS オコーナー・エルエルシー

損益計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
収益		
顧問報酬	68,882,974	7,361,523
受取利息	71,989	7,693
その他の収益	40,761	4,356
収益合計	68,995,724	7,373,573
費用		
人件費	37,048,289	3,959,351
関連会社からの割当費用	28,444,568	3,039,871
専門家報酬	3,659,181	391,057
第三者への副顧問報酬	1,746,805	186,681
IT関連費用	986,145	105,389
旅費および交際費	761,242	81,354
その他	990,361	105,840
費用合計	73,636,591	7,869,542
純損失	(4,640,867)	(495,969)

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナー・エルエルシー

株主持分変動計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
2017年12月31日現在の株主持分	4,124,488	440,784
ASU第2014-09号による期首残高調整(注記2)	(442,896)	(47,332)
ASU第2016-01号による期首残高調整(注記2)	431,308	46,094
調整された2018年1月1日現在の株主持分	<u>4,112,900</u>	<u>439,546</u>
親会社による資本拋出	25,000,000	2,671,750
純損失	(4,640,867)	(495,969)
UBSへの分配金（純額）	<u>(3,253,494)</u>	<u>(347,701)</u>
2018年12月31日現在の株主持分	<u><u>21,218,539</u></u>	<u><u>2,267,625</u></u>

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナー・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
営業活動		
純損失	(4,640,867)	(495,969)
純損失を営業活動に使用された現金に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
未収顧問報酬	(8,188,357)	(875,090)
関連会社からの債権	(16,524)	(1,766)
その他の資産	282,743	30,217
未払金および未払債務	(7,049,278)	(753,356)
関連会社に対する債務	(6,840,278)	(731,021)
営業活動に使用された現金純額	(26,452,561)	(2,826,985)
資金調達活動		
資本拠出	25,000,000	2,671,750
UBSへの分配金（純額）	(3,253,494)	(347,701)
資金調達活動より生じた現金純額	21,746,506	2,324,049
現金の純減少	(4,706,055)	(502,936)
期首現在の現金	20,340,805	2,173,822
期末現在の現金	15,634,750	1,670,886
キャッシュ・フロー情報に関する補足事項		
資金調達に関する支払利息	104,948	11,216

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナー・エルエルシー
財務書類に対する注記
2018年12月31日終了年度

1. 組織および業務の性質

UBS オコーナー・エルエルシー（以下「当社」という。）は、UBSグループAG（以下「UBS」または「親会社」という。）の間接的な全額出資子会社である。当社は、UBSアセット・マネジメント部門の一部であり、米国証券取引委員会および日本の金融庁に登録された投資顧問会社である。当社は、関連オルタナティブ投資信託シリーズおよび個別運用口座（SMA）（以下「ファンズ」という。）に対して資産運用業務および顧問業務を提供する。当社の顧問報酬のすべては、ファンズからのものである。

2. 重要な会計方針の要約

見積りの使用

財務書類は、米国において一般に認められる会計原則（U.S.GAAP）に準拠して作成されている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定をたてることを要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

現金

現金は、当社の関連会社が保有する12,789,756米ドルの預金および非関連銀行が保有する2,844,994米ドルの預金を表章する。

顧問報酬および未収金

資産基準報酬および実績報酬を含む顧問報酬は、顧問契約の条項に基づく役務実施時に収益として計上される。第三者および当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、運用および実績に基づき純資産の比率に基づいている。関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、顧問報酬から控除されて損益計算書に表示される。第三者への副顧問報酬および販売報酬は、損益計算書の費用の中で計上される。当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、関連会社に対する債務および関連会社からの債権としてそれぞれ貸借対照表に表示される。

キャップ付報酬は、当社のその他の費用の中で、ファンズのために当社が負担した経費および費用に対するファンズからの払戻金を表章し、運用に基づき純資産の比率に基づいてファンズに請求される。キャップ付報酬は、関連するファンドの管理事務代行費用控除後、損益計算書の顧問報酬収益に含まれる。その他のファンド関連費用は、損益計算書の専門家報酬の中で表示される。

回収が難しい未収金勘定に対して、必要により、貸倒引当金が設定される。2018年12月31日現在、貸倒引当金は計上されていない。

法人所得税

当社は、米国の連邦、州および地方の所得税法上、法人格がないとされる事業体として取り扱われる。そのため、当社は米国の連邦または州所得税につき引当金を積まず、またこれらを支払わない。当社のすべての収益、費用、利益または損失は、親会社へと流れる。

連結

U.S. GAAPは、報告事業体が議決権持分の過半数を所有していることに基づき、事業体の連結を最初に評価することを報告事業体に要求している。しかし、特定の状況においては、議決権が存在しないか、または議決権持分の過半数所有が支配の信頼できる指標とはならない。議決権持分が存在しない場合、あるいはそれらが経済的持分と著しく異なる場合、またはリスクのある株式に投資する保有者が、事業体の活動を主導する力、事業体の予想される損失を吸収する責任、または事業体の予想される残余利益を受領する権利を欠いている場合には、当該事業体は、会計基準編纂書（ASC）トピック810「連結」（ASCトピック810）に基づく変動持分事業体（VIE）とみなされ、支配は、当事者がVIEに支配的な金銭的利益関係を有している（主たる受益者として知られる）定性的測定に基づく。更なる情報については注記3を参照のこと。

外貨換算

当社の機能通貨は米ドルであるが、米ドル以外の通貨でもビジネス取引を行っている。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、期末の実勢直物レートで米ドルに換算される。収益および費用は、期中の平均レートで換算される。外貨取引から生じた差益または差損は、取引日の直物レートを使用して決定される。2018年12月31日に終了した年度において、純為替差損55,091米ドルが損益計算書のその他に含まれている。

会計の発展

2018年の採用

2014年5月、財務報告基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（ASU）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。その後、FASBは当該指針の修正または明確化のために、追加のASUを公表している。当該ASUは、金融機関、リースおよび保険契約に関連する以外の顧客とのすべての契約に適用される収益認識の原則を確立し、履行義務が充足されるように収益を認識することを企業に対して求めている。特に、当該基準は、変動対価に関連する不確実性が後に解消され、重要な取消しが発生しないことがほぼ確実である限りにおいてのみ、変動対価が認識されることを明記している。このことは、運用ベースまたは資産ベースの報酬が認識された場合に影響を与える。また、収益および費用を総額ベースまたは純額ベースで表示する際の指針を提供し、収益の性質、金額、時期および不確実性ならびに顧客との契約からのキャッシュ・フローについての情報に対する統一された一連の開示要件を確立する。

当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用し、当該基準の当初適用の累積的影響を未収顧問報酬の減少に対応する442,896米ドルの株主持分を期首残高調整として認識する修正遡及適用ベースで適用した。当該基準が提供する指針に基づき、特定の受取手数料および支払手数料の表示時期および表示方法に変更があった。

以下の表は、ASCトピック606「顧客との契約から生じる収益（トピック606）」の影響を受けており、ASCトピック606の適用を受ける顧客との契約のみを含む収益を含む。

顧客との契約から生じる収益の内訳

ファンズからの顧問報酬	90,978,404
ファンズからのキャップ付報酬	27,365,870
関連会社からの販売報酬	840,476
関連会社への販売報酬	(24,648,176)
関連会社への副顧問報酬	(21,962,365)
ファンドの管理事務代行報酬	(3,691,235)
合計	68,882,974

2016年1月、FASBはASU第2016-01号「金融資産および金融負債の認識および測定」（以下「ASU第2016-01号」という。）を公表した。2018年2月、FASBは、ASU第2016-01号の特定の条項を明確化するためにASU第2018-03号「金融商品に対する技術的修正および改善—全般（サブ・トピック825-10）」を公表した。当該ASUは、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の局面に対処し、主に公正価値オプションに基づく金融資産および負債に関する会計処理ならびに金融商品の表示および開示要件に影響を与える。当社は両方のASUを2018年1月1日付で採用し、経過規定に従って、当該基準の当初適用の累積的影響をその他の資産の増加に対応する431,308米ドルの株主持分を期首残高修正として認識した。2018年12月31日に終了した年度において、当社は損益計算書のその他の収益に含まれる公正価値測定から40,761米ドルの収益を認識した。

2017年3月、FASBはASU第2017-07号「報酬—退職給付（トピック715）：純期間年金費用および純期間退職後給付費用の表示の改善」（以下「ASU第2017-07号」という。）を公表した。ASU第2017-07号は、勤務費用要素とその他の期間給付費用の要素を分けるよう雇用者に求めている。純期間年金および退職後給付費用の勤務費用要素は、財務書類において、被雇用者の提供する業務から生じる従業員報酬費用と同じ項目で報告されるべきである。期間給付費用のその他すべての項目は、損益計算書において勤務費用要素と区分し、かつ営業利益の小計とは別に表示されなくてはならない。当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用した。この表示方法の変更は、損益計算書に対して重要な影響を与えなかった。

2017年5月、FASBは、株式により支払われる報酬の修正に関する会計処理を改訂するASU第2017-09号「未収金—報酬—株式報酬（サブ・トピック718）：修正会計処理の範囲」（以下「ASU第2017-09号」という。）を公表した。ASU第2017-09号は、報酬の条項または条件への変更があった場合に修正会計が適用されることを求めている。当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用した。この採用は、当社の財務書類に対して重要な影響を与えなかった。

3. 後援するヘッジファンド事業体

当社は、一部のヘッジファンド事業体の投資運用会社である。当該ファンドの目的は、管理および運用ベースの報酬と引き換えに、投資者に戦略別の投資機会を提供することである。ファンドの投資戦略は商品毎に異なるが、ファンドの根本的リスクは、投資資本の損失ならびに管理報酬および運用ベースの報酬の損失を含めて類似の性質を有している。税務パートナーあるいは投資顧問としての当社の立場により、当社は、通常、自社を適切なファンドのスポンサーとみなす。ファンドの一部は、VIEsとみなされる。かかるVIEsにおける当社の変動持分は、主に重要でない株式持分を含んでいる。当社は、運用保証を与えず、また資本コミットメント以外にはいかなるVIEsに対しても資金提供のためのその他の財政的義務を負わない。2018年12月31日現在、当社は連結することが必要な重要なVIEsを有していなかった。

4. 関連会社取引

2018年12月18日に、当社は、親会社から25,000,000米ドルの資本出資を受領した。資本再編により、当社は、適格専門資産運用会社（QPAM）の要件に従って、最低100万米ドルのプラスの株式ポジションを有する。

当社は、一定のファンドについて、副顧問契約に基づき、その顧問報酬収益の一部をUBSオコーナー・リミテッド（英国企業）、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド（香港企業）およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール企業）に配分する。かかる副顧問報酬は、2018年12月31日に終了した年度について合計21,962,365米ドルで、損益計算書上は顧問報酬から控除されている。UBSオコーナー・リミテッド、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当社の関連会社である。

2018年12月31日現在、UBSオコーナー・リミテッドに対する4,618,338米ドルの未払副顧問報酬、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドに対する157,231米ドルの未払副顧問報酬およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに対する376,598米ドルの未払副顧問報酬が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

配分される費用は、関連会社によって当社へ割り当てられる費用に関連している。配分費用は、かかるサービスおよびサポートを提供する関連会社が当社に請求する間接費、賃借料、IT関連費、福利費、マーケティング費用およびその他の報酬制度に係る費用に関連している。さらに当社は、当社のために支払われた額を関連会社に払い戻す。2018年12月31日に終了した年度に、当社は、賃借料を除く関連会社からの割当費用26,774,883米ドルを負担した。2018年12月31日現在、6,347,242米ドルの当該費用が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、外部との賃貸借契約に基づき他のUBSの関連会社が賃借した数箇所のオフィス・スペースを使用している。当社は、その賃借費用を当該関連会社に払い戻す。2018年12月31日に終了した年度においては、当社は、関連会社から割当てられた賃借料1,669,685米ドルを負担した。

当社は、UBSの関連会社に対し一定の販売報酬を支払った。かかる販売報酬は、損益計算書の顧問報酬を含む純額で計上される。2018年12月31日に終了した年度において、当社は、24,648,176米ドルの関連会社に対する販売報酬を負担した。2018年12月31日現在、関連会社に対する未払販売報酬5,422,756米ドルが、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、当社が助言するファンドに一部のカナダ籍のファンドおよびカナダ人の投資者が投資することを許容するため、UBSアセット・マネジメント（カナダ）インクと投資運用契約を締結した。当該契約に基づき2018年12月31日に終了した年度に稼得した報酬は828,397米ドルであり、損益計算書の顧問報酬に含まれている。2018年12月31日現在、335,444米ドルの未収報酬は、貸借対照表において、関連会社からの債権に含まれている。

5. 従業員福利制度

当社は、親会社が支援する、適格従業員に退職給付を提供する非拠出型の確定給付年金制度に関連会社と共に加入している。

2001年12月2日より、確定給付年金制度401（k）は、新規従業員の加入を認めず、新規従業員は自動的に確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入させられ、2002年1月1日より退職拠出金の取得が開始された。さらに、2001年12月1日に在職している従業員は、2002年1月1日現在より確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入するかまたは確定給付年金制度401（k）に残るかの選択を行った。

また、当社は、親会社が支援する退職後の医療および歯科制度に加入している。2014年1月1日以降に退職した適格従業員には、退職者医療・歯科プレミアムが助成される。2017年1月1日において、1999年1月1日から2013年12月31日までの間に退職した従業員は、歯科保険の費用全額を支払う。2014年1月1日以降に退職した適格従業員は、医療および歯科保険の費用全額を支払う。退職後の医療制度に関して、親会社は、利用時払い基準に基づく給付の資金提供を行う方針である。2019年1月1日以降、65歳以上の加入者または65歳未満で医療保険が適格である一定の従業員は、医療保険の購入および適格医療関連費用の支払いに使用できる医療用貯蓄口座（HSA）に対して年次想定拠出金を受領する予定である。

当社は、2018年12月31日に終了した年度において、上述の福利制度に関連する発生費用177,338米ドルを負担し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。

当社はまた、適格従業員に退職給付を提供する親会社の確定拠出制度401（k）にも加入している。確定拠出制度401（k）に基づき、加入者は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、当社が上乗せするかかる拠出金の一部と共に、税引前ベースの適格報酬の一部を拠出することができ、確定拠出制度Roth401（k）に基づき、税引後ベースの適格報酬の一部を拠出することができる。2019年1月1日以降、当社の各加入者に対する上乗せ拠出金は、年額5,750米ドルまでに制限される。かかる上限は、2018年の4,500米ドルから引き上げられた。適格な加入者は、確定拠出制度に基づき、退職拠出金特典（詳細は前記のとおり）も受領することができる。加入者は、退職後3年の期間が経過した場合、雇用されている間に65歳に達した場合、高度障害となった場合、または死亡した場合のうちいずれか早い時点で、当社の退職拠出金および上乗せ拠出金に加えてそれにかかる稼得額が100%付与される。

原則として、退職拠出金を受領し、および／または当社の当期上乗せ拠出金を保持するために、加入者は、当該年度の最終営業日現在、現役の従業員でなければならない。当期中に、当社は、当制度に対する228,729米ドルの上乗せ拠出金を実施し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。退職拠出金は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、適格報酬の1.5%から3.5%（加入者の就業日による。）に相当する。

6. 株式投資制度およびその他の報酬制度

親会社は、グループ理事会（以下「GEB」という。）メンバー、主要なリスク負担者および株主持分を有するその他の従業員の持分を調整するために、規制上の要件を継続的に満たすと同時に、複数の持株参加制度およびその他の報酬制度を設けている。親会社は、強制、自由裁量および任意ベースの報酬制度を運用している。

持株制度（以下「EOP」という。）

特定の従業員は、EOP想定株式またはEOP業績株式（すなわち、業績要件が課される想定株式）の形で、一定の基準を超えた年次業績連動報酬の一部を受領する。

想定株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間中の議決権を有するものではない。2014年2月より前に付与された想定株式は、配当権を有していないが、2014年2月以降に付与された報奨は、当該報奨と同条件で権利確定する、想定株式または現金で支払われる配当相当額を受け取る権利を有する。ただし、主要なリスク負担者（以下「MRTs」という。）に対して、2017年の業績年度について2018年2月以降に付与された報奨は、規制条件に従って、かかる配当金総額を受け取る権利を有していない。

GEBメンバー以外の従業員に関しては、EOP報奨は通常2年目および3年目に均等分割されて権利確定する。当該制度は、（a）従業員が特定の有害行為を実行した場合、および（b）ほとんどは雇用終了の場合に、企業が権利未確定の報奨の一部またはすべてを没収される規定を含む。EOP費用は、付与日に従業員が適格な退職要件を満たしている場合には、業績年度において認識される。それ以外の場合、繰延報奨の権利確定部分それぞれの費用は、付与日から権利確定日または従業員の退職日のどちらか早い日付まで、定額法で認識される。認識されたすべてのEOP費用は、2018年12月31日現在、6.17%の予想失効率が課せられている。

主要なリスク負担者（役割の性質上、企業における相当量のリソースを設定、委任または管理すること、および／または企業のリスク・プロファイルに影響を及ぼすことが確定している従業員、と広く定義される。）、グループの管理取締役会、または報奨の総額が一定の基準を超える従業員は、EOPにおける業績株式を受領する。これらの業績株式は、一定の業績要件が満たされた場合のみ、全額が権利確定する。かかる業績要件は、現在、UBSグループの有形普通株式に対する調整後利益および権利確定期間中の業績年度に帰属する株式に対する部門別利益に基づいている。

代替報奨などの特定の報奨は、EOP規則に基づき、繰越現金の形をとることがある。

繰延条項付資本制度（以下「DCCP」という。）

EOP報奨と同様、特定の従業員は、想定上のその他のTier 1（以下「AT 1」という。）資本商品の形で、一定の基準を超えた年次業績連動報酬の一部を受領する。

DCCP報奨は、付与後5年間で全額が権利確定し、UBSの普通株式Tier 1（以下「CET 1」という。）自己資本比率が（GEBメンバー以外の従業員については）7%を下回った場合には、没収される。さらに、存続可能性に関する事態が発生する場合、すなわち、スイス金融市場当局（以下「FINMA」という。）が、UBSに対し、支払不能、倒産もしくは破綻を避けるためにDCCP報奨は減額される必要があるという旨を書面で通知した場合、または、UBSが、かかる支払不能、倒産もしくは破綻を避けるために必要な公的機関からの例外的な支援のコミットメントを受けた場合にも、報奨は没収される。DCCPにおいて、従業員は、任意の年次利息が支払われることがある。ただし、2017年の業績年度について2018年2月以降にMRTに付与された報奨は、規制条件に従って、利息が支払われない。

DCCP報奨の没収および関連する費用の認識に関する規定は、EOPと同様である。

任意の株式ベース報酬制度

株式プラス・プラン（株式プラス）

株式プランは、UBSグループAGの株式を時価で購入し、購入した3株毎に1株のUBSグループAGの名目株を年間最高限度まで追加費用なしで受領する機会を適格な従業員に提供する、任意のプランである。株式の購入は、業績報酬により年1回、および／または給与天引きを通じて毎月行うことができる。購入された株式が最長3年間保有され、かつ、一般的に従業員が雇用され続けていた場合に、名目株は権利確定する。2014年4月以降に付与された名目株については、同額の配当を名目株および／または現金のいずれかで受領する権利が従業員にある。

2018年に未だ認識されていない付与されない報奨に関連する報酬費用の合計は、15,291,346米ドルであり、2年の加重平均期間にわたって認識されると予想される。

7. 融資枠

当社は、UBSアメリカ・アイエヌシーに、20,000,000スイスフランの拘束されない、無担保の短期融資枠を有している。当契約は、借入額に対する利息を定期的に支払うことを規定している。この融資枠に期限はない。2018年12月31日現在、未決済の借入れはない。2018年12月31日に終了した年度に、当社は当該融資枠に関連した利息104,948米ドルを負担し、支払った。これは損益計算書のその他の費用に含まれている。請求された金利は1か月LIBORを用いて算出された内部利率に基づく。

8. 契約債務および偶発債務

当社は、通常の業務過程で発生する様々な規制上の問題にかかわっている。経営陣は、未解決な規制上の問題の帰結を確証をもって予想することはできない。かかる問題の帰結は確証をもって予想することはできないが、当社の経営陣の意見によれば、いかなる訴訟も、当社の財務書類全般に重大な悪影響を及ぼすことなく解決される見込みである。

9. 後発事象

経営陣は、本財務書類が発行可能となった日付である2019年6月8日までの後発事象を評価した。経営陣は、当該日までに当社の財務書類に影響を及ぼすかまたは当社の財務書類に開示が要求される重大な事象または取引はないと判断した。

[次へ](#)

UBS O'Connor LLC

Statement of Financial Condition

December 31, 2018

Assets

Cash	\$ 15,634,750
Advisory fees receivable	37,823,964
Due from affiliates	335,444
Other assets	1,422,107
Total assets	<u>\$ 55,216,265</u>

Liabilities and member's equity

Accounts payable and accrued liabilities	\$ 17,075,561
Due to affiliates	16,922,165
Total liabilities	<u>33,997,726</u>
Member's equity	21,218,539
Total liabilities and member's equity	<u>\$ 55,216,265</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Operations

Year Ended December 31, 2018

Revenues

Advisory fees	\$ 68,882,974
Interest income	71,989
Other income	40,761
Total revenues	<u>68,995,724</u>

Expenses

Personnel	37,048,289
Allocated expenses from affiliates	28,444,568
Professional fees	3,659,181
Subadvisory fees to third party	1,746,805
Information technology	986,145
Travel and entertainment	761,242
Other	990,361
Total expenses	<u>73,636,591</u>
Net loss	<u>\$ (4,640,867)</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Changes in Member's Equity

Year Ended December 31, 2018

Member's equity as of December 31, 2017	\$ 4,124,488
Opening balance adjustment (Note 2) due to ASU 2014-09	(442,896)
Opening balance adjustment (Note 2) due to ASU 2016-01	431,308
Adjusted member's equity as of January 1, 2018	<u>\$ 4,112,900</u>
Capital contribution from Parent	25,000,000
Net loss	(4,640,867)
Distribution to UBS, net	<u>(3,253,494)</u>
Member's equity as of December 31, 2018	<u><u>\$ 21,218,539</u></u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Cash Flows

Year Ended December 31, 2018

Operating activities

Net loss	\$ (4,640,867)
Adjustments to reconcile net loss to cash used in operating activities:	
Changes in assets and liabilities:	
Advisory fees receivable	(8,188,357)
Due from affiliates	(16,524)
Other assets	282,743
Accounts payable and accrued liabilities	(7,049,278)
Due to affiliates	(6,840,278)
Net cash used in operating activities	<u>(26,452,561)</u>

Financing activities

Capital contribution	25,000,000
Distribution to UBS, net	<u>(3,253,494)</u>
Net cash provided by financing activities	<u>21,746,506</u>

Net decrease in cash	(4,706,055)
Cash at beginning of year	<u>20,340,805</u>
Cash at end of year	<u>\$ 15,634,750</u>

Supplemental disclosure of cash flow information

Interest paid on funding line	<u>\$ 104,948</u>
-------------------------------	-------------------

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2018

1. Organization and Nature of Business

UBS O'Connor LLC (the Company) is an indirect wholly-owned subsidiary of UBS Group AG (UBS or the Parent). The Company is part of the UBS Asset Management business and is an investment adviser registered with the U.S. Securities and Exchange Commission and the Financial Services Agency in Japan. The Company provides asset management and advisory services to a series of affiliated alternative investment funds and separately managed accounts (the Funds). All of the Company's advisory fees are from the Funds.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (U.S. GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Cash

Cash represents deposits of \$12,789,756 held at affiliates of the Company and a deposit of \$2,844,994 held at a non-affiliated bank.

Advisory Fees and Receivables

Advisory fees, including asset-based and performance fees, are recorded as revenue as services are performed based upon terms of the advisory agreements. Subadvisory fees and distribution fees between third parties and affiliates of the Company are based on a percentage of net assets under management and performance. Subadvisory fees and distribution fees between affiliates are presented net within advisory fees on the statement of operations. Subadvisory fees and distribution fees to third party are recorded within expenses on the statement of operations. Subadvisory fees payable and distribution fees between affiliates are presented in due to affiliates and due from affiliates, respectively, on the statement of financial condition.

Capped fees represent reimbursements from the Funds for costs and expenses borne by the Company on behalf of the Funds, among other expenses of the Company, and are charged to the Funds based on the a percentage of net assets under management. Capped fees are included in advisory fee revenue on the statement of operations, net of any related Fund administration

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

expenses. Other Fund related expenses are presented within professional fees on the statement of operations.

An allowance for doubtful accounts is established, as needed, for those accounts receivable for which collection is in doubt. No allowance for doubtful accounts has been recorded as of December 31, 2018.

Income Taxes

The Company is treated as a disregarded entity for U.S. federal, state and local income tax purposes. As such, the Company does not provide for or pay any U.S. federal or state income taxes. All income, expense, gain or loss of the Company flows through to the Parent.

Consolidation

U.S. GAAP requires a reporting entity to first assess the consolidation of entities on the basis of the reporting entity's ownership of a majority of voting interest. However, in certain situations, there are no voting rights, or ownership of a majority of voting interest is not a reliable indicator of control. If voting interests do not exist or if they differ significantly from economic interests or if holders of the equity investment at risk lack the power to direct activities of the entity, the obligation to absorb the expected losses of the entity or the right to receive the expected residual returns of the entity, the entity is considered a Variable Interest Entity (VIE) under Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation* (ASC Topic 810), and control is based on a qualitative determination of which party has a controlling financial interest in the VIE (known as the primary beneficiary). See note 3 for additional information.

Foreign Currency Remeasurement

The Company's functional currency is the U.S. dollar; however, it transacts some business in currencies other than the U.S. dollar. Assets and liabilities denominated in currencies other than the U.S. dollar are remeasured to U.S. dollars at the prevailing spot rate in effect at year-end. Revenues and expenses are translated at average rates during the period. Gains or losses resulting from foreign currency transactions are determined using spot rates on the date of the transaction. For the year ended December 31, 2018, net foreign currency loss of \$55,091 is included in other expenses on the statement of operations.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Accounting Developments - Adopted in 2018

In May 2014, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*. Subsequently, the FASB has issued further ASUs for purposes of amending or clarifying that guidance. The ASUs establish principles for revenue recognition that apply to all contracts with customers except those relating to financial instruments, leases, and insurance contracts and require an entity to recognize revenue as performance obligations are satisfied. In particular, the standard now specifies that variable consideration is only recognized to the extent that it is highly probable that a significant reversal will not occur when the uncertainty associated with the variable consideration is subsequently resolved. This may affect when certain performance-based and asset based fees can be recognized. It also provides guidance on when revenues and expenses should be presented on a gross or net basis and establishes a cohesive set of disclosure requirements for information on the nature, amount, timing, and uncertainty of revenue and cash flows from contracts with customers.

The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018, and applied it on a modified retrospective basis, recognizing the cumulative effect of initially applying the standard as an adjustment decreasing the opening balance of member's equity in the amount of \$442,896, and a corresponding decrease in advisory fees receivable. There were changes in the timing and presentation of certain fee income and expense based on the guidance provided by the standard.

The below table includes revenues which are impacted by ASC Topic 606, *Revenue from Contracts with Customers* (ASC 606), and it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Disaggregation of Revenue from Contracts with Customers**

Advisory fees from the Funds	\$ 90,978,404
Capped fees from the Funds	27,365,870
Distribution fees from affiliates	840,476
Distribution fees to affiliates	(24,648,176)
Subadvisory fees to affiliates	(21,962,365)
Fund administration fees	(3,691,235)
Total	<u>\$ 68,882,974</u>

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, *Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities* (ASU 2016-01). In February 2018, the FASB issued ASU No. 2018-03, *Technical Corrections and Improvements to Financial Instruments-Overall* (subtopic 825-10), to clarify certain provisions in ASU 2016-01. The ASUs address certain aspects of recognition, measurement, presentation and disclosure of financial instruments and primarily affects the accounting for financial assets and liabilities under the fair value option and the presentation and disclosure requirements for financial instruments. The Company adopted both of the ASUs as of January 1, 2018 and in line with transitional provisions, recognized the cumulative effect of initially applying the standards as an adjustment increasing the opening balance of member's equity in the amount of \$431,308, and a corresponding increase in other assets. For the year ended December 31, 2018, the Company recognized \$40,761 of income from fair value measurement which is included in other income on the statement of operations.

In March 2017, the FASB issued ASU 2017-07, *Compensation—Retirement Benefits (Topic 715): Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost* (ASU 2017-07). ASU 2017-07 requires that an employer disaggregate the service cost component from other components of net benefit costs. The service cost component of net periodic pension and postretirement benefit cost should be reported in the same financial statement line item(s) as other current employee compensation costs arising from services rendered by employees. All other components of net benefit cost must be presented separately in the income statement from the service cost component, and outside any subtotal of operating

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

income. The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018. This change in presentation did not have a material effect on the statement of operations.

In May 2017, the FASB issued ASU No. 2017-09, *Receivables—Compensation—Stock Compensation (Subtopic 718): Scope of Modification Accounting* (ASU 2017-09), which amends the accounting for modifications of share-based payment awards. ASU 2017-09 requires that modification accounting be applied when a change to the terms or conditions of an award is substantive. The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018. Adoption did not have a material impact on the Company's financial statements.

3. Sponsored Hedge Fund Entities

The Company is the investment manager of certain hedge fund entities. The purpose of these funds is to provide strategy specific investment opportunities for investors in exchange for management fees and performance based fees. The investment strategies of the funds differ by product; however, the fundamental risks of the funds have similar characteristics, including loss of invested capital and loss of management fees and performance based fees. In the Company's role as tax matter partner or investment adviser, it generally considers itself the sponsor of the applicable fund. Certain of the funds may be deemed to be VIEs. The Company's variable interests in such VIEs predominantly include insignificant equity interests. The Company does not provide performance guarantees and has no other financial obligation to provide funding to any VIEs other than its own capital commitments. As of December 31, 2018, the Company did not have any material VIEs that had to be consolidated.

4. Related-Party Transactions

On December 18, 2018, the Company received capital contribution of \$25,000,000 from the Parent. The recapitalization will permit the Company to have a positive equity position of at least \$1 million to comply with the Qualified Professional Asset Manager (QPAM) requirements.

The Company allocates a portion of its advisory fee revenue to UBS O'Connor Limited (a U.K. company), UBS Asset Management (Hong Kong) Limited (a Hong Kong company) and UBS Asset Management (Singapore) Ltd (a Singapore company) for certain funds under subadvisory agreements. These subadvisory fees, totaling \$21,962,365 for the year ended December 31, 2018, are netted in advisory fees on the statement of operations. UBS O'Connor Limited, UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and UBS Asset Management (Singapore) Ltd are affiliates of the Company.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

4. Related-Party Transactions (continued)

As of December 31, 2018, \$4,618,338 of subadvisory fees payable to UBS O'Connor Limited, \$157,231 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and \$376,598 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Singapore) Ltd are included in due to affiliates on the statement of financial condition.

Allocated expenses relate to costs allocated to the Company by affiliates. Allocated expenses relate to overhead, occupancy, information technology, benefits, marketing and other compensation plan costs charged to the Company by affiliates that provide such services and support. In addition, the Company reimburses affiliates for amounts paid on behalf of the Company. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$26,774,883 in allocated expenses from affiliates, excluding occupancy expenses. As of December 31, 2018, \$6,347,242 of such expenses is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company occupies office space in several locations leased by other UBS affiliates under external lease commitments. The Company reimburses those affiliates for their lease expenses. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$1,669,685 in occupancy expenses allocated from affiliates.

The Company has paid certain distribution fees to affiliates of UBS. Such distribution fees are recorded net within advisory fees on the statement of operations. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$24,648,176 in distribution fees to affiliates. As of December 31, 2018, \$5,422,756 of distribution fees payable to affiliates is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has entered into an Investment Management agreement with UBS Asset Management (Canada) Inc. to permit certain Canadian funds and investors to invest into a Company-advised fund. Fees earned for the year ended December 31, 2018 under this agreement of \$828,397 are included in advisory fees on the statement of operations. As of December 31, 2018, fees receivable of \$335,444 is included in due from affiliates on the statement of financial condition.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans

The Company participates with affiliates in a noncontributory defined benefit pension plan sponsored by the Parent that provides retirement benefits to eligible employees.

Effective December 2, 2001, the defined benefit pension plan was closed to new employees, and new employees were automatically enrolled into the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan and began earning retirement contributions beginning January 1, 2002. In addition, existing employees as of December 1, 2001, made an election either to participate in the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan as of January 1, 2002, or to remain in the defined benefit pension plan.

The Company also participates in a Parent sponsored postretirement medical and dental plan. Retiree medical and dental premiums are subsidized for eligible employees who retired prior to January 1, 2014. Effective January 1, 2017, retirees who retired between and including January 1, 1999 and December 31, 2013, will be required to pay the full cost for dental coverage. Eligible employees who retired on or after January 1, 2014 pay the full cost of medical and dental coverage. With respect to the postretirement medical plan, the Parent's policy is to fund benefits on a pay-as-you-go basis. From January 1, 2019, these participants who are age 65 or older, or certain employees who are pre-65 and Medicare eligible, will receive an annual notional contribution to a Health Savings Account which they can use to purchase medical insurance and pay for eligible medical related expenses.

The Company incurred expenses of \$177,338 related to the aforementioned benefit plans for the year ended December 31, 2018, which are included in personnel expense on the statement of operations.

The Company also participates in a defined contribution 401(k) plan of the Parent that provides retirement benefits to eligible employees. Under the defined contribution 401(k) plan, participants may contribute a portion of their eligible compensation on a pre-tax basis, and on a Roth 401(k) and after-tax basis, with the Company matching some portion of those contributions, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company's matching contributions to each participant will be limited to an annual amount of \$5,750 effective from January 1, 2019. The limit was increased from 4,500 in 2018. Eligible participants may also receive a retirement contribution (as discussed below) under the defined contribution plan. A participant is 100% vested in the Company's retirement and matching contribution plus earnings thereon after the earlier of three years of service, attaining age 65 while still an employee, becoming totally and permanently disabled or upon death.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans (continued)

Generally, to receive a retirement contribution and/or retain the Company's matching contributions for the year, a participant must be an active employee on the last business day of that year. The Company made a matching contribution of \$228,729 to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations. The retirement contribution is equal to 1.5% to 3.5% of eligible compensation depending on a participant's date of employment, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code.

6. Equity Participation and Other Compensation Plans

The Parent operates several equity participation and other compensation plans to align the interests of Group Executive Board (GEB) members, Key Risk Takers and other employees with the interests of investors while continuously meeting regulatory requirements. The Parent operates compensation plans on a mandatory, discretionary and voluntary basis.

Equity Ownership Plan (EOP)

Certain employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of EOP notional shares or EOP performance shares (i.e. notional shares which are subject to performance conditions).

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Notional shares granted before February 2014 have no rights to dividends, whereas awards granted since February 2014 carry a dividend equivalent which may be paid in notional shares or cash and which vests on the same terms and conditions as the awards. However, awards that have been granted to Material Risk Takers (MRTs) since February 2018 for the performance year 2017 do not carry such a dividend equivalent to comply with regulatory requirements.

For employees other than GEB members, EOP awards generally vest in equal installments in years two and three. The plan includes provisions that enable the firm to trigger forfeiture of some, or all, of any unvested award or portion of an award (a) if an employee commits certain harmful acts and (b) in most cases of terminated employment. EOP expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, the expense of each vesting portion of deferred compensation is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a straight line basis. All EOP expenses recognized is subject to an expected forfeiture rate, which was 6.17% at December 31, 2018.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

Key Risk Takers (globally defined as those employees who, by the nature of their role, have been determined to materially set, commit or control significant amounts of the firm's resources and / or exert significant influence over its risk profile), Group Managing Directors or employees whose total compensation exceeds a certain threshold, receive performance shares under EOP. These performance shares only vest in full if certain performance requirements are met. Such performance requirements are currently based on UBS Group's adjusted return on tangible equity and the divisional return on attributed equity over the defined financial years during vesting.

Certain awards, such as replacement awards, may take the form of deferred cash under the EOP rules.

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)

Similar to EOP awards, certain employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of a notional additional tier 1 (AT1) capital instrument.

DCCP awards vest in full five years from grant and are forfeited if UBS's common equity tier 1 (CET1) capital ratio falls below 7% (for employees other than the Group Executive Board). In addition, awards are also forfeited if a viability event occurs (that is, if the Swiss Financial Market Supervisory Authority ("FINMA") provides a written notice to UBS that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event). Under the DCCP, employees may receive discretionary annual interest payments. However, no interest is paid on awards that have been granted to MRTs since February 2018 for the performance year 2017 to comply with regulatory requirements.

Provisions for forfeiture of awarded DCCP and recognition of associated expense are the same as with EOP.

Voluntary share-based compensation plans

Equity Plus Plan (Equity Plus)

Equity Plus is a voluntary plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

UBS Group AG shares at market value and receive, at no additional cost, one notional UBS Group AG share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and / or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held for maximum three years and in general if the employee remains in employment, the notional shares vest. For notional shares granted since April 2014, employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in either notional shares and / or cash.

The amount of non-vested awards not yet recognized in 2018, was \$15,291,346 which is expected to be recognized over a weighted average period of 2 years.

7. Funding Facility

The Company has an uncommitted, unsecured money market funding facility with UBS Americas Inc. for CHF 20 million. The agreement requires periodic interest payments on any borrowed amounts. The funding facility has no expiration date. There were no borrowings outstanding as of December 31, 2018. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred and paid \$104,948 of interest related to this funding facility, which is included in other expenses on the statement of operations. The interest rate charged is based upon an internal rate derived using one-month LIBOR.

8. Commitments and Contingencies

The Company is involved in various regulatory matters arising in the normal course of business. Management cannot predict with certainty the outcome of pending regulatory matters. While the outcome of such matters cannot be predicted with certainty, in the opinion of management of the Company, any such actions will be resolved with no material adverse effect on the Company's financial statements taken as a whole.

9. Subsequent Events

Management has evaluated subsequent events through June 7, 2019, the date the financial statements were available to be issued. Management has determined that there are no material events or transactions that would affect the Company's financial statements or require disclosure in the Company's financial statements through this date.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（本人名義であるか他人名義（ノミニー名義を含む。）であるかを問わず、自己の勘定において会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有するものをいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンドの受益証券を除く。）の売買もしくは貸付けまたは金銭の借入れを行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様に、および受益者の最大の利益のためになされる場合はこの限りではない。（利益相反については、「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3. 投資リスク、利益相反」を参照。）

5【その他】

（1）有限責任会社契約書の変更等

有限責任会社契約書は全株主の同意なしには変更または改訂されてはならない。ただし、各株主は（i）当該株主に悪影響を及ぼさないか、または（ii）株主としてのその停止日以降に発効する、取締役によって承認された有限責任会社契約書の変更もしくは改訂またはその再録に同意している。

（2）事業譲渡または事業譲受

デラウェア有限責任会社法は、有限責任会社の事業の譲渡は有限責任会社契約書に依拠することを定めている。有限責任会社契約書によれば、取締役会は、管理会社のすべてのまたはほぼすべての事業を譲渡するよう提案する権限を有している。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出日前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、株主総会の特別決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」という。）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、60万米ドル（約6,412万円）

（ロ）事業の内容

BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、有限責任会社として1996年に設立され、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの完全子会社である。BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき非制限信託免許およびミューチュアル・ファンド管理事務免許を有する。

（2）バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「保管会社」という。）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、11億3,500万米ドル（約1,213億円）（普通株式）

（ロ）事業の内容

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、1784年に設立された米国における最も由緒ある銀行であり、その5つの主要事業：証券サービスおよびグローバル・ペイメント・サービス、個人顧客サービスおよび資産運用、コーポレート・バンキング、グローバル・マーケット・サービスならびにリテール・バンキングを通じて世界中の顧客に貢献する、きわだつ歴史を有している。

（3）BNYメロン・ファンド・サービズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー（以下「副管理事務代行会社」という。）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、254,000ユーロ（約2,946万円）

（ロ）事業の内容

副管理事務代行会社は、デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー（2016年に非公開有限責任会社より転換された。）であり、1995年投資仲介法に基づき、アイルランド中央銀行の認可を受けている。同社は、引き続きバンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な子会社である。

（4）SMB C日興証券株式会社（以下「代行協会員」および「日本における販売会社」という。）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMB C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、また、複数の外国投資信託証券について、代行協会員業務および日本における販売等の業務を行っている。

（5）UBS証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）

（イ）資本金の額

2020年3月末日現在、321億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（1）BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

受託会社は、ファンド資産またはその一部分を任意の方法により取扱いまた処分する全ての権限を有しており、またかかる権限を管理会社がファンド資産の実質所有者であるように管理会社に委任することができる。ただし、受託会社は、ファンドがつねにファンドの投資方針および投資制限に従うことを確保する責任を負う。

受託会社は信託証書の規定に従い、ファンド資産の運用および管理ならびに信託証書により付与された権利、特権、権限、義務、責任および裁量権の全てまたは一部を管理会社を含み管理会社に限られない自然人、機関、企業または会社に委ねることができる。受託会社は、委任先または再委任先の活動を監視する義務を負うが、いずれかの委任先または再委任先の不法行為または不履行を理由として生じた損失については、いかなる場合にも責任を負わない。ただし、かかる不法行為または不履行が受託会社の現実の重過失、故意による不法行為、または悪意（場合による。）により生じた場合はその限りではない。

受託会社は、180日間の事前の書面による通知を受益者および管理会社に対して行い辞任することができる。かかる辞任は、後任の受託会社が信託証書の規定に従い選任された場合に限り効力を生じる。

受託会社は、ファンドの受託業務および管理事務代行業務を行う。

（2）バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

ファンドの資産の保管に責任を有するファンドの保管会社として行為する。

（3）BNYメロン・ファンド・サービズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー

受託会社の任命に基づき、副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

（4）SMB C日興証券株式会社

日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務および受益証券の販売・買戻業務を行う。

（5）UBS証券株式会社

日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

UBSオコーナー・エルエルシーおよびUBS証券株式会社の最終的な親会社は、UBS AGである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに依拠して解釈されるものとする。
- 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.5 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）およびオフショア・バンキング監督者グループ（以下「OGBS」という。）のメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、その主たる業務が投資者の選択による買戻しができない投資持分の募集および発行であり、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されており、かかる運営者またはその代理人の報酬が、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの資産、収益または売買益に基づき算定される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法（2020年改正）または2010年保険法に基づく免許を受けた者

（b）住宅金融組合法（2020年改正）または共済会法（1998年改正）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードラー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードラー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィードラー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィードラー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年（改正）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- （a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- （b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィード・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資

信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（2020年改正）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（2020年改正）の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
 - （以下、併せて「受益所有権法」という。）

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数の制限はない。

- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（2013年改正）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約（第三者の権利）法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - （d）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （e）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （f）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- （a）ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に

よる義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

(a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

(c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合

(d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

(f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合

(g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

(h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

(i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

(ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

(iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

(iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

(v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること

(vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

(vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと

(viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改正）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適

用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- （iv）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- （vi）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- （vii）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- （viii）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の分配が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

（b）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法律が存在する法域¹で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域²またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域³またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

¹ 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

² 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

³ 現在は、マネー・ロンダリング防止規則に基づく低リスクの法域をいう。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問

会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィードー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

(x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

(x x i) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

(x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年6月28日	有価証券届出書／有価証券報告書
2019年9月30日	半期報告書／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

《別紙》

ファンドの特徴

1 マスター・ファンドを通じて、主として世界各国の転換証券(転換社債および転換社債型新株予約権付社債を含みます。)に投資することにより、投資元本の成長を目指します。

◆ファンドは、その資産の概ねすべてをマスター・ファンドに投資することにより、主として転換証券のグローバル・ポートフォリオへの投資および取引活動を通して、投資目的の達成を追求します。

(※マスター・ファンドとは、ナインティーンセブンティセブン・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッドのことをいいます。

(注以下、転換社債および転換社債型新株予約権付社債を「C社」または「転換社債」ということがあります。

2 4種類の通貨建の受益証券クラスを持つケイマン籍外国投資信託です。

◆米ドル建、ユーロ建、豪ドル建および円建の4つの受益証券クラスがあります。

※各受益証券クラス間のスイッチング(異換え)はできません。

3 UBSオコーナー・エルエルシーが運用を行います。

◆UBSアセット・マネジメントの運用会社の1つであるUBSオコーナー・エルエルシーが運用を行います。

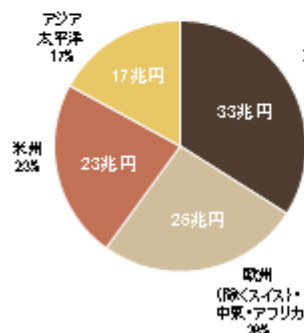
◆独自のモデルによる厳格なリスク管理を行いつつ、ファンダメンタルズ分析、定量分析、信用分析に基づいて銘柄を選定します。

UBSグループとは

グローバルな総合金融サービス機関

- UBSグループは、スイスを本拠地として、世界50以上の国・地域の主要都市にオフィスを配し、約69,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベートバンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2019年12月末現在)
- UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界22の国・地域に約3,500名の従業員を擁し、約98兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2019年12月末現在)
- UBS AGの格付けはAa3(ムーディーズ)/A+(S&P)です。(2019年12月末現在)

■UBSアセット・マネジメント・グループ 受託資産総額 地域別内訳(2019年12月末現在)



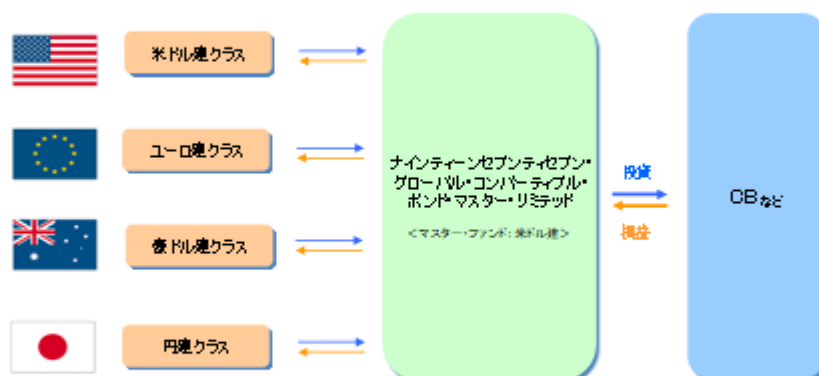
※地域別の受託資産は、主にクライアントサービスを行っている地域で計上。
 ※国別受入により、各内訳の合計と総額が一致しない場合や構成比率の合計が100%にならない場合があります。
 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を反映、調整するものではありません。



チューリッヒ(スイス)にあるUBSビル

ファンドの仕組み

- ファンドには、米ドル建、ユーロ建、豪ドル建および円建の4つの受益証券クラスがあります。
- なお、各受益証券クラス間のスイッチング(乗換え)はできません。



※米ドル建受益証券クラス以外の各受益証券クラスにおいて、マスター・ファンド投資による米ドルと各受益証券クラスの表示通貨との為替リスクについては、原則として、当該通貨に対する為替ヘッジを行います。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・CB・ファンドの受託会社御中

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、日興グローバル・CB・ファンドの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、日興グローバル・CB・ファンドの2019年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
ケイマン諸島

2020年3月31日

Report of Independent Auditors

The Trustee
Nikko Global CB Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global CB Fund which comprise the statement of assets and liabilities as of December 31, 2019, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Nikko Global CB Fund at December 31, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young Ltd.
Cayman Islands
March 31, 2020

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

UBSオコーナー・エルエルシーの株主各位

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、UBSオコーナー・エルエルシーの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は、我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、UBSオコーナー・エルエルシーの2019年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

2020年5月29日

Report of Independent Auditors

The Member

UBS O'Connor LLC

We have audited the accompanying financial statements of UBS O'Connor LLC, which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2019, and the related statements of operations, changes in member's equity and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements.

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS O'Connor LLC at December 31, 2019, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young LLP

May 29, 2020

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・CB・ファンドの取締役会御中

我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、日興グローバル・CB・ファンドの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、日興グローバル・CB・ファンドの2018年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
ケイマン諸島

2019年4月16日

Report of Independent Auditors

The Board of Directors
Nikko Global CB Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global CB Fund which comprise the statement of assets and liabilities as of December 31, 2018, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Nikko Global CB Fund at December 31, 2018, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young Ltd.
Cayman Islands
April 16, 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

UBSオコーナー・エルエルシーの株主各位

我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、UBSオコーナー・エルエルシーの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は、我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、UBSオコーナー・エルエルシーの2018年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

2019年6月7日

Report of Independent Auditors

The Member

UBS O'Connor LLC

We have audited the accompanying financial statements of UBS O'Connor LLC, which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2018, and the related statements of operations, changes in member's equity and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements.

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS O'Connor LLC at December 31, 2018, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young LLP

June 7, 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。